

第3次松本市子どもにやさしい まちづくり推進計画（案）

令和7年度～令和11年度

目 次

第1章 計画策定に当たって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画期間	3
4 第2次子どもにやさしいまちづくり推進計画の成果	4
第2章 子どもの現状と課題	7
1 子どもをめぐる現状と課題	7
2 「子どもの権利アンケート」結果（抜粋）	25
3 「子どもへのアンケート」結果	48
4 「市民意識調査」結果（抜粋）	53
第3章 基本理念、基本目標、施策の方向	56
1 基本理念	56
2 基本目標	56
3 施策の方向（9つの施策の方向）	58
4 基本理念、基本目標、施策の方向の体系図	60
第4章 推進施策と事業一覧	62
1 推進施策	62
【施策の方向1】 子どものいのちと健康を守り、大切にする環境づくり	62
【施策の方向2】 子どもの権利の普及と学習への支援	64
【施策の方向3】 子どもの相談・救済の充実	66
【施策の方向4】 子どもの意見表明・参加の促進	68
【施策の方向5】 子どもの居場所づくりの促進	70
【施策の方向6】 子どもが地域等で健やかに成長するための支援	72
【施策の方向7】 子どもの育ちを支援する環境づくり	74
【施策の方向8】 若者が自らの居場所を得て、成長・活躍できるための支援	76
【施策の方向9】 保護者や支援者への支援の充実	78
2 推進施策別事業一覧	80
第5章 計画の推進体制と評価・検証	110
1 計画の推進体制	110
2 計画の評価及び検証	111
参考資料	112
1 名簿	112
2 松本市子どもの権利に関する条例	114
3 第3期松本市子ども・子育て支援事業計画の構成	120

第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の趣旨

松本市子どもの権利に関する条例は、子どもが一人の人間として、成長、自立していくために、市全体で子どもの育ちを支えていくための共通の基盤となるものです。また、子ども支援だけでなく、子育てに関わる人たちを支援していく指針でもあります。

松本市は、平成25年4月に松本市子どもの権利に関する条例を施行し、その理念の実現を目指して、子どもにやさしいまちづくりを総合的、継続的に推進するため、平成27年度から「子どもにやさしいまちづくり推進計画」を策定しています。

第3次子どもにやさしいまちづくり推進計画（以下「第3次推進計画」という。）は、第2次推進計画の基本理念、基本目標を継承しつつ、令和5年12月に閣議決定された国のこども大綱が、こども及び若者を権利の主体と捉えていることを踏まえ、若者が自らの居場所を得て、成長・活躍できるよう、新たに若者施策を追加しました。そして、この条例による施策の実施状況の検証を行う「子どもにやさしいまちづくり委員会」がまとめた中間報告（令和4年度報告）を踏まえながら、子どもの権利アンケート並びに児童館、児童センター及び放課後児童クラブを利用する子どもたちへのアンケート等により明らかになった課題に向き合った計画としました。

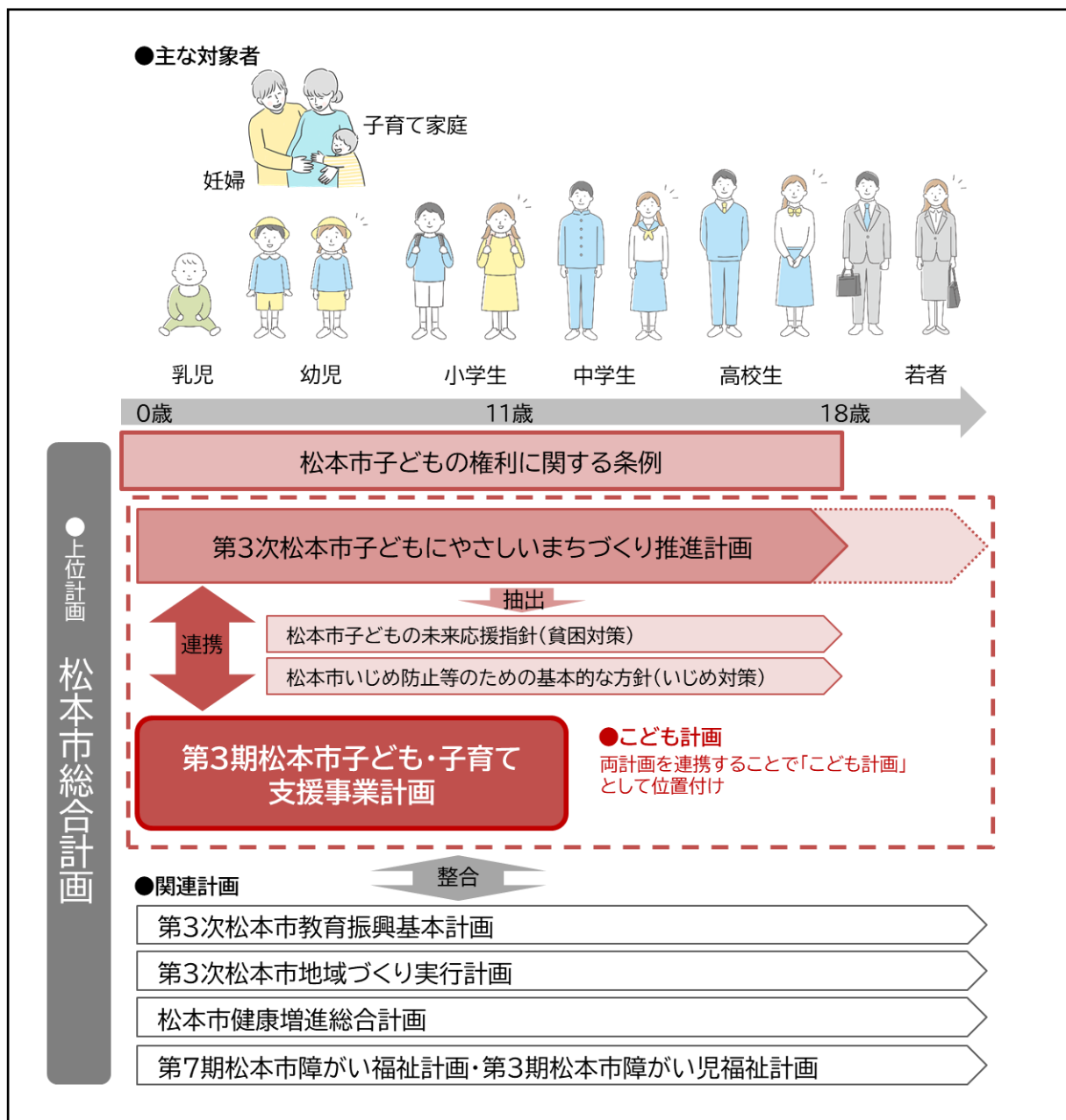
「子ども・若者・教育」の分野を総合計画の最重要施策に位置付け、子どもが主人公のまちづくりを進めるまちとして、また、地域の公民館での学びから住民自治を強め、地区ごとの地域づくりを大切にしてきたまちとして、子どもの権利条例の理念の実現や発展を、行政だけでなく市民とともに目指していけるものにしたいと考えています。

2 計画の位置付け

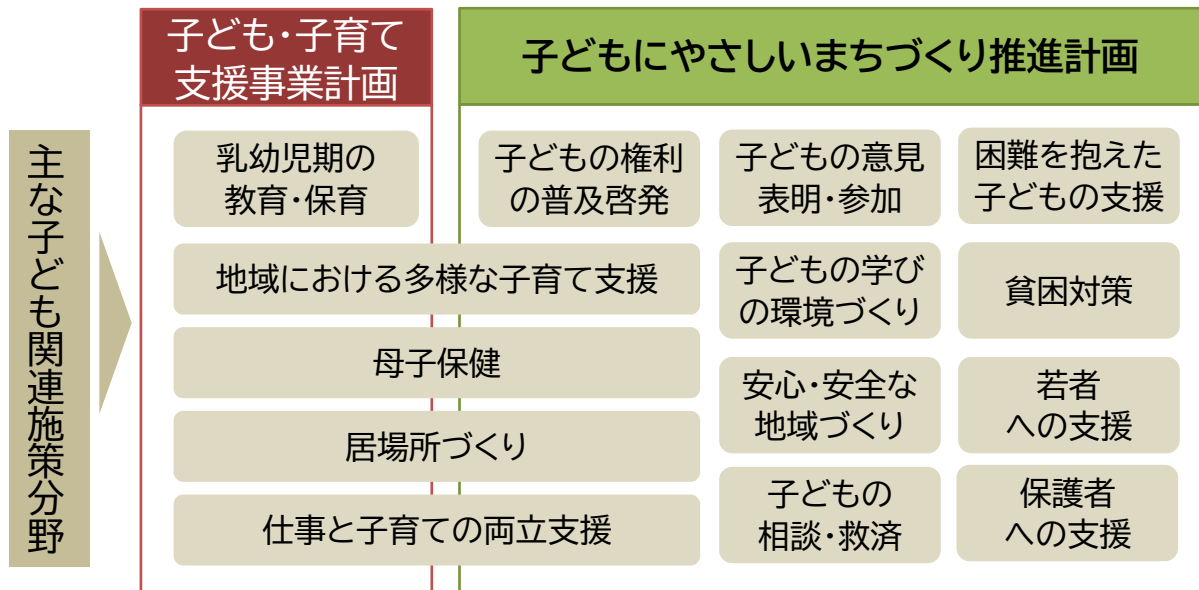
この第3次推進計画は、松本市子どもの権利に関する条例第22条に基づき策定するもので、子どもの権利を実現する子どもにやさしいまちづくりを総合的、継続的に推進するための計画です。「松本市総合計画基本構想2030」及び「第11次基本計画」のほか、子どもの権利保障の視点から、子どもに関わる他の計画「松本市子ども・子育て支援事業計画」、「松本市教育振興基本計画」、「松本市地域づくり実行計画」、「松本市健康増進総合計画」等、子どもに関わる他の計画と整合を図りながら策定しました（計画の位置付けのイメージは、2ページのとおりのとおり）。

また、こども基本法において、市町村のこども計画に含むこととされている施策内容を「松本市子ども・子育て支援事業計画」と分担し、相互に関連付けることで、本市の「こども計画」として位置付けます（両計画の対応は、3ページのとおりのとおり）。

本計画の位置付け



こども大綱（こども計画）に含まれる施策分野の両計画の対応



3 計画期間

令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5年間とします。毎年度、取組状況を検証し、課題を整理しながら新たな取組みについて計画します。また、中間年の令和9年度には、令和8年度に実施を予定しているアンケートなどの実態調査も踏まえ、中間評価を行います。

4 第2次子どもにやさしいまちづくり推進計画の成果

(1) 全体総括

子どもの権利に関する条例の施行以降、子どもの権利を保障するため、子どもの権利侵害に関する相談・救済を担う子どもの権利擁護委員及び子どもの意見表明や社会参加を促進するためのまつもと子ども未来委員会の設置等、各種制度を整備するとともに、様々な施策を行い、子どもにやさしいまちづくりを総合的、継続的に推進してきました。

子どもに関わる施策・事業の中に子どもの権利の視点が入るようになり、事業の実施に当たって子どもの意見聴取が行われるなど、条例に基づいた施策が進められてきています。

ここでは、第2次推進計画の施策の方向別に、これまでの推進計画に基づく主な取り組みの内容や成果をまとめました。

(2) 施策の方向別の成果

ア 子どものいのちと健康を守り大切に作る環境づくり

子どもを安心して産み育てる環境づくりとして、安定した医療を提供するための「松本大北地域出産・子育て安心ネットワーク」、妊娠届時から出産、子育てまで地区担当保健師等を中心に全ての妊婦に関わる伴走型相談支援、きめ細かな乳幼児健診、育児学級、相談、民生・児童委員が新生児宅を訪問する「こんにちは赤ちゃん事業」などを継続して取り組んできました。それらに加え、妊娠から出産子育てまでの切れ目のない支援のため、「子ども子育て安心ルーム」をこどもプラザ・健康づくり課・保育課内に設置するとともに、産後ケア事業、産婦健診事業等を通じて周産期の支援を行ってきました。

また、地域で育む心身の健康づくりを目指して、いのちの大切さに触れ合う取り組み、遊びの中で自然と触れ合う取り組み等を、地域と学校・保育園・幼稚園と連携して実施してきました。保育園・幼稚園における芝生化は、令和5年度末までに42園で完了しました。

イ 子どもの人権の普及と学習への支援

子どもの権利の普及を図るため、毎年11月に「松本子どもの権利の日」市民フォーラムを開催し、まつもと子ども未来委員会による子どもの発表をはじめ、子どもの権利に関する講演やディスカッションを行うなど、機運を高める取り組みを行いました。

また、令和3年度からは、11月20日の「松本子どもの権利の日」を含む1週間を「まつもと子どもの権利ウィーク」として設定し、商業施設でのパネル展や子どもの文教施設入場料等の無料化などの実施により、集中的に啓発活動を行いました。

学習支援としては、小、中、高校生に子どもの権利に関するチラシ、子どもの権利相談室を紹介する「こころの鈴カード」「こころの鈴通信」を配布しました。特に小中学生に対しては、子ども向け学習パンフレットを全員に配布するとともに、教職員向けの指導者用マニュアルも配布して授業等で活用しました。

多様な性の在り方に対する理解を拡大する取組みとしては、令和4年度から、市内の小、中学校において、発達段階に応じた教材を用いて講座を実施しています。

ウ 子ども相談・救済の充実

子どもの権利相談室「こころの鈴」の認知度は、令和6年度子どもの権利アンケート（以下「権利アンケート」という。）では、82.3%で、子どもや保護者にとって身近な相談場所になりつつあることが伺えます。

また、子どもの権利侵害に対して、第三者の立場で子どもの人権の救済や回復を支援する子どもの権利擁護委員の活動については、救済の申立てはありませんでしたが、必要に応じて相談者の相談に応じたり、関係機関と調整会議を実施するなど、子どもの権利侵害に対する救済の取組みは着実に進展しています。

子どもの権利相談室「こころの鈴」の周知としては、小中学校、高校への周知カード、通信の配布のほか、児童センター等での学習会、児童館・児童センター職員向けの研修会、子どもの権利擁護委員による小中学校校長向けの研修会等を行いました。

そのほか子どもや保護者・子育て支援者の相談場所として、まちかど保健室や青少年相談、家庭児童相談、教育相談、児童虐待相談、ジェンダー平等センター（旧女性センター）での相談等、多岐にわたって継続して実施しました。

エ 子どもの意見表明・参加の促進

権利アンケートでは、自己肯定感の高い子どもほど、家庭、学校、地域のいずれにも自分の考えを聞いてもらっていると回答する割合が高くなる傾向にあり、子どもの意見表明・参加の促進は、自己肯定感の上昇につながるものと推察されます。

子どもの社会参加としては、子ども会育成会の事業、将来の地域のリーダーを育成するためのジュニア・リーダー会の活動及び地域での様々な活動において子どもの参加が進められています。

また、まつもと子ども未来委員会（小学5年生から高校3年生までの公募委員による委員会）では、地域や年齢の違う子どもが集まり、大学生サポーターの協力も得ながら、松本市のことを学習し、考え、市への提言を行ったり、全国規模で開催されるフォーラム、シンポジウム等に参加して意見を表明するなど、他都市の子どもとの交流を図りました。

オ 子どもの居場所づくりの促進

学校や家庭以外で安全・安心に過ごせる子どもの居場所として、児童館・児童センター、放課後児童クラブのほか、運動施設、地域の公民館等で、居場所づくりを実施しています。更に青少年の居場所として、新たに村井駅に図書館サービスポイントを併設した学習スペースを設置するなど、体育施設及び学習スペースの整備を進めました。

また、様々な理由で学校に行くことができない子どもたちの居場所として、教育支援センター及び子どもの支援・学習・相談スペース「はぐルッポ」では、子どもがのびのびの自分でいられる場所として、一人ひとりの子どもに寄り添い、自ら新しい一歩を踏み出せるよう支えるとともに、保護者の相談にも応じるなど、運営を充実・強化してきました。民間でも同様の活動をする団体も出てきており、今後は連携やシステム作りも必要となってきました。

そのほか、子どもの豊かな食事や学習・保護者への支援を目的とした子ども居場所づくり推進事業（子ども食堂）では、実施団体への支援を行い、会場数が増加しています。参加した子どもたちからは、「また来たい」「自信がついた」等の声が多くあり、自己肯定感の上昇につながっていることが推察されます。

カ 子どもが地域等で健やかに成長するための支援

地域及び学校で行う子どもの安全・防災活動への支援のほか、市内35地区の地域づくりセンターごとに、子どもの見守り等も実施するなど地域での包括的な互助システムを充実してきました。

また、地域の中で子どもがつながりをつくるための「トライやるエコスクール事業」及び学校と地域が連携・協働しながら、子どもたちを地域全体で見守り、地域の中でしか体験できないことを学ぶ「コミュニティスクール事業」が実施されました。

令和4年度からは、学都松本寺子屋事業を実施し、学校及び家庭以外の居場所でも子どもに学びの機会を提供し、地域の大人が子どもたちを支える仕組みを整えました。

キ 子どもの育ちを支援する環境づくり

従来から実施している子どもの育ちを支援する事業を継続して行うとともに、不登校、発達障がい、貧困に対しての支援の拡充を図ってきました。

発達に心配のある児童とその保護者への支援として、従来の「あるぷキッズ支援事業」の機能を拡充し、令和6年4月に「松本市インクルーシブセンター」を設置し、継続して総合的に支援を行いました。

また、メディアを取り巻く様々な課題に対して、身体への影響や依存性等も考慮して、子どもと保護者を対象に、携帯電話・インターネットの正しい使い方、家庭でのルールづくり等に関する講座を実施しました。

ク 保護者や支援者への支援の充実

こどもプラザ内に「子ども・子育て安心ルーム」を設置して、子育てコンシェルジュと、地区担当保健師・母子保健コーディネーター・保育コンシェルジュが、子育てしている保護者に寄り添いながら支援を行いました。令和5年度には、芳川地区に新たなこどもプラザを設置して、市内5か所の運営体制としました。

また、0～15歳の子どもがいる家庭に対して保育、送迎等の援助活動を行う「ファミリーサポートセンター事業」を実施するとともに、令和4年度からは、3歳未満児の子どもを家庭で保育している子育て世帯及び多子世帯の経済的・精神的負担の軽減を図るため、無料の子育て支援クーポンを配布しました。令和6年度からは、紙で配布していた子育てクーポンを電子化しました。

第2章 子どもの現状と課題

子どもの状況及び実態を把握するためには、子ども及び保護者の視点に立ったデータの収集、蓄積、共有が必要となります。ここでは、子どもをめぐる各種データ、令和6年度に、市内の小、中、高校、特別支援学校に通う子ども及び保護者を対象に実施した「権利アンケート」、市内の児童館、児童センター及び放課後児童クラブで行った「子どもへのアンケート」を基に現状を示し、そこから現在の子どもの取り巻く課題を明らかにし、第3次推進計画の基礎としていきます。

なお、子どもを取り巻く課題は、非常に複雑かつ多様化しているため、その全てを網羅するものではありません。

1 子どもをめぐる現状と課題

(1) 人口動態

ア 現状

松本市の年間出生数は、減少傾向にあり、令和5年が1,447人で、14歳までの年少人口は12.2%となっています。また、合計特殊出生率（一人の女性が一生の間に産む子どもの数）も低下傾向にあり、最新の数字では1.44で、人口を維持するのに必要な2.07（人口置換水準）を大きく下回っています。死亡率との差による人口の自然増減をみると、平成22年から自然減に転じています。

高齢者については、高齢（65歳以上）人口の割合（高齢化率）が、28.5%となっており、健康寿命も男女とも年々上昇してきています。

未成年者の自殺死亡率は、長野県は全国を上回り、平成27年から増加傾向にあります。

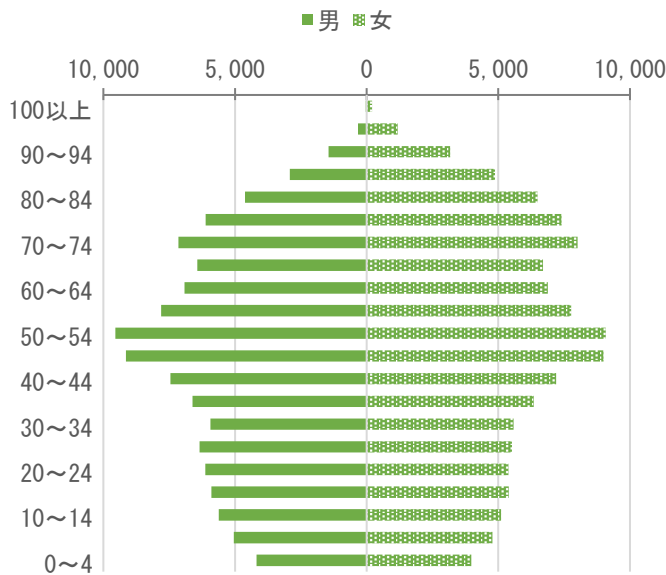
人口動態

R5年10月1日現在

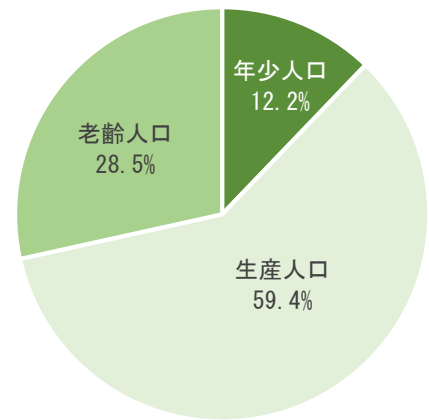
	合計	年少人口	生産人口	高齢人口
		(0～14歳)	(15～64歳)	(65歳以上)
全体	235,664人	28,681人	139,911人	67,072人
男	115,621人	14,830人	71,760人	29,031人
女	120,043人	13,851人	68,151人	38,041人

松本市DX推進本部「松本市人口統計」

松本市の人口ピラミッド
(R5. 10)



松本市の人口比率
(R5. 10)



小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100.0%を超えています。

松本市の出生数の推移



厚生労働省「人口動態統計」

松本市の合計特殊出生率

期 間	S58~62	S63~H4	H5~9	H10~14	H15~19	H20~24	H25~29	H30~R4
出生率	1.78	1.64	1.62	1.55	1.44	1.50	1.56	1.44

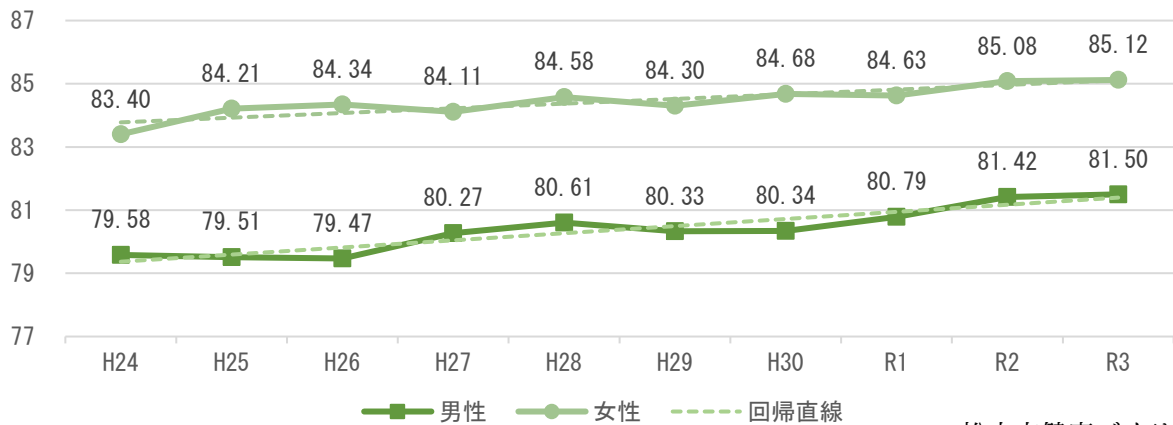
厚生労働省「人口動態統計特殊報告」

松本市の人口の推移・推計



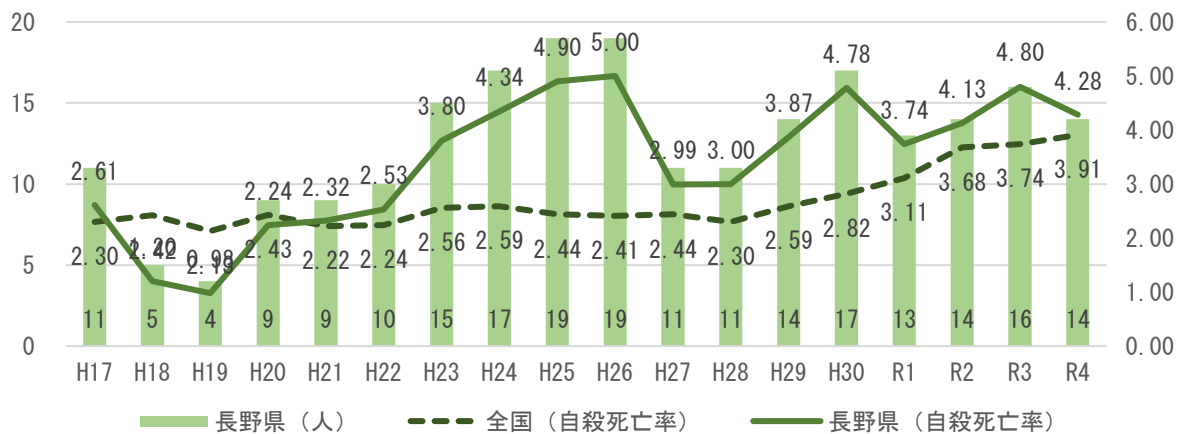
松本市総合計画「人口ビジョン」

松本市の健康寿命の推移



松本市健康づくり課

未成年者の自殺者数・自殺死亡率(人口10万対)の推移



厚生労働省「人口動態統計」、総務省「人口統計」

イ 課題

人口減少が加速していく中で、地域で安心して子どもを産み育てられ、子ども自身も安心・安全に成長できる地域環境を作り出すために、行政、地域、企業、市民それぞれが行うべきことについて、連携して考えていく必要があります。

未成年者の自殺対策については、現在行っている施策の強化とSOSの出し方に関する教育を各機関と連携して進めていく必要があります。

(2) 子育て環境

ア 現状

共働き世帯、核家族及びひとり親家庭などの増加により、地域における乳幼児期の子育て支援に対する需要は多岐にわたるとともに、増加してきています。

こんにちは赤ちゃん事業については、コロナ禍もあり、訪問数が減少していますが、保護者にとっての相談の場にもなっている乳幼児健診、新生児訪問等により、訪問できなかった家庭を含めた子育て支援を行っています。

こんにちは赤ちゃん事業

年度	対象児数	訪問数・率	要支援数・率
令和 1	1,826 人	1,662 人 91.0%	107 人 6.4%
2	1,679 人	626 人 37.3%	78 人 12.5%
3	1,530 人	664 人 43.4%	73 人 11.0%
4	1,647 人	228 人 13.8%	59 人 25.9%
5	1,503 人	1,040 人 69.2%	59 人 5.7%

松本市こども福祉課

乳幼児健診の受診状況（R5 年度）

	対象児数	受診児数	受診率	要観察児数・率
4 か月児健診	1,454 人	1,424 人	97.9%	354 人 24.9%
10 か月児健診	1,637 人	1,567 人	95.7%	435 人 27.8%
1 歳 6 か月児健診	1,847 人	1,790 人	96.9%	603 人 33.7%
3 歳児健診	1,866 人	1,771 人	94.9%	342 人 19.3%

「松本市の保健衛生」

イ 課題

地域における子育て支援に対する需要は年々増加していることから、支援体制の強化を検討することが必要です。しかし、ただ需要があるからサービスを提供するだけでなく、親子がしっかりと向き合い、子育てを楽しみ、結果として愛着形成が促進され、子どもの自己肯定感が向上していくような事業展開を検討していく必要があります。

子ども自身が、それぞれの個性を豊かに開花させられるような支援のあり方の検討も必要です。

松本市は、子どもの権利をベースに様々な施策を行っており、こうした施策の継続に加えて、地域での子育て支援として、元気な高齢者が、地域の中で自身の生きがいをつくりながら子育て支援もしていく仕組みづくりなど、年代の枠を超えての検討が求められます。

また、保護者が仕事と家庭の両立ができるように、子育てを応援する職場環境を推進するための企業への働きかけが必要です。

(3) 子どもの居場所

ア 現状

多くの子どもは、学校を中心とした生活の中で、勉強やクラブ活動を行い、学校外では習い事等に打ち込んでいる子どももいます。権利アンケートの結果では、ホッとできる場所は、「自分の部屋など、家で一人でいられる場所」や「リビングなど、家で家族といられる場所」が多くあげられました。家の外では、「図書館・公民館」「公園、山や川など自然のある所」「クラブ活動・部活動・習い事の教室」等もありましたが、「ホッとできる場所はない」と答えた子どもも1.2%（26人）いました。

小学生の放課後の居場所である児童館、児童センター及び放課後児童クラブは、年々預かりの利用者が増えており、また、中高生向けに青少年の居場所として設置した施設も、学習、スポーツ等で活用されています。

イ 課題

子どもたちが気軽に立ち寄ることができる居場所及びホッとできる場所を提供できるよう、既存の公民館や居場所を支援する地域人材を活用するなど、更なる居場所の環境整備の検討が必要です。

全ての子どもの権利を守っていくために、家庭、学校、地域及び行政がともにその課題を理解し、困難を抱えている保護者及び子どもの支援者を支援する仕組みづくりとして、現在構築されているものを継続発展するとともに、さらに検討していく必要があります。

(4) 子どもの意見表明・参加

ア 現状

権利アンケートで、「あなたの意見を言ったりする機会」について尋ねたところ、家庭、学校及び地域で「聞いてもらっている」と答えた子どもは、家庭では90.5%、学校では84.1%、地域では48.9%で、上昇傾向にあります。また、その設問と「自分のことが好きか」との設問をクロス集計すると、自己肯定感の高い子ども（自分のことが好きと答えた子ども）の方が「聞いてもらって

いる」と答える割合が有意に高く、同時に「地域の中でやりたいことができる場所があるか」「自分の好きなことをする時間が十分にあるか」等も同様の結果でした（32～34ページ参照）。

また、子どもの意見表明・参加の促進を目的として設置された、まつもと子ども未来委員会の実施状況は次のとおりです。

まつもと子ども未来委員会

	活動期間	委員数				開催回数
		小学生	中学生	高校生	合計	
5期	H31.4～R2.3	14	15	2	31	16
6期	R2.4～R3.3	4	10	2	16	14
7期	R3.4～R4.3	19	20	3	42	12
8期	R4.4～R5.3	18	14	5	37	16
9期	R5.4～R6.3	14	12	8	34	15

松本市こども育成課

イ 課題

全ての子どもが自分の意見を表明し、積極的に様々な事業に参加できるような仕組みづくりを、家庭や学校、地域で考えていくことが必要であり、そのことが子どもの自己肯定感や自主性を高めることにつながっていくことを、大人たちが自覚できるよう、大人への啓発も含めて様々な施策につなげる必要があります。

(5) メディアが子どもに与える影響

ア 現状

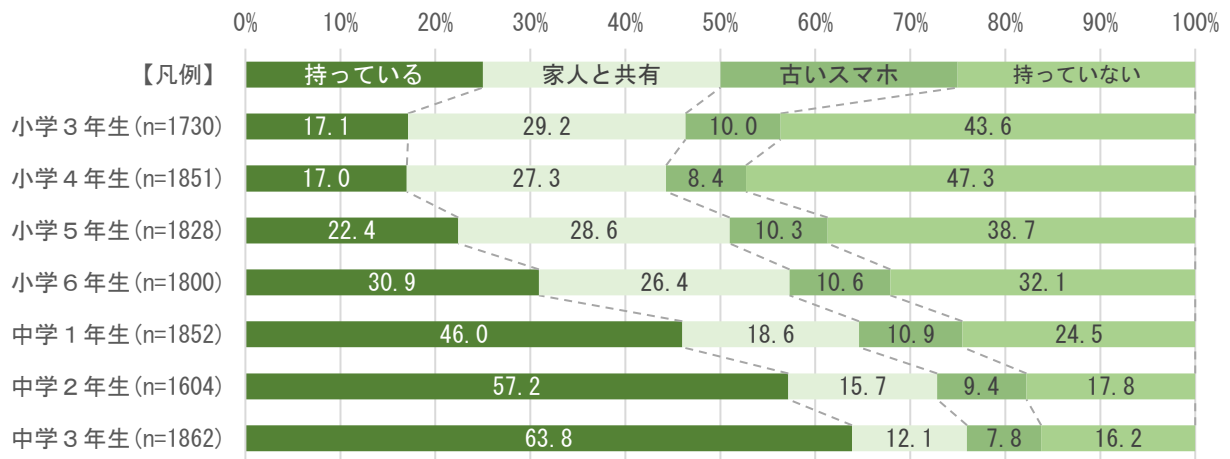
近年のインターネット、スマートフォン等の普及により、低年齢の子どもも情報通信機器に接しています。

松本市校長会が市内の小中学生を対象に実施した電子メディア機器に関するアンケート調査（令和6年）では、学年が上がるごとに自分で使えるスマートフォンを持っている割合は高くなります。

使用時間は、小学生が平日で平均1.90時間、休日で2.88時間、中学生が平日で2.48時間、休日で3.92時間でした。

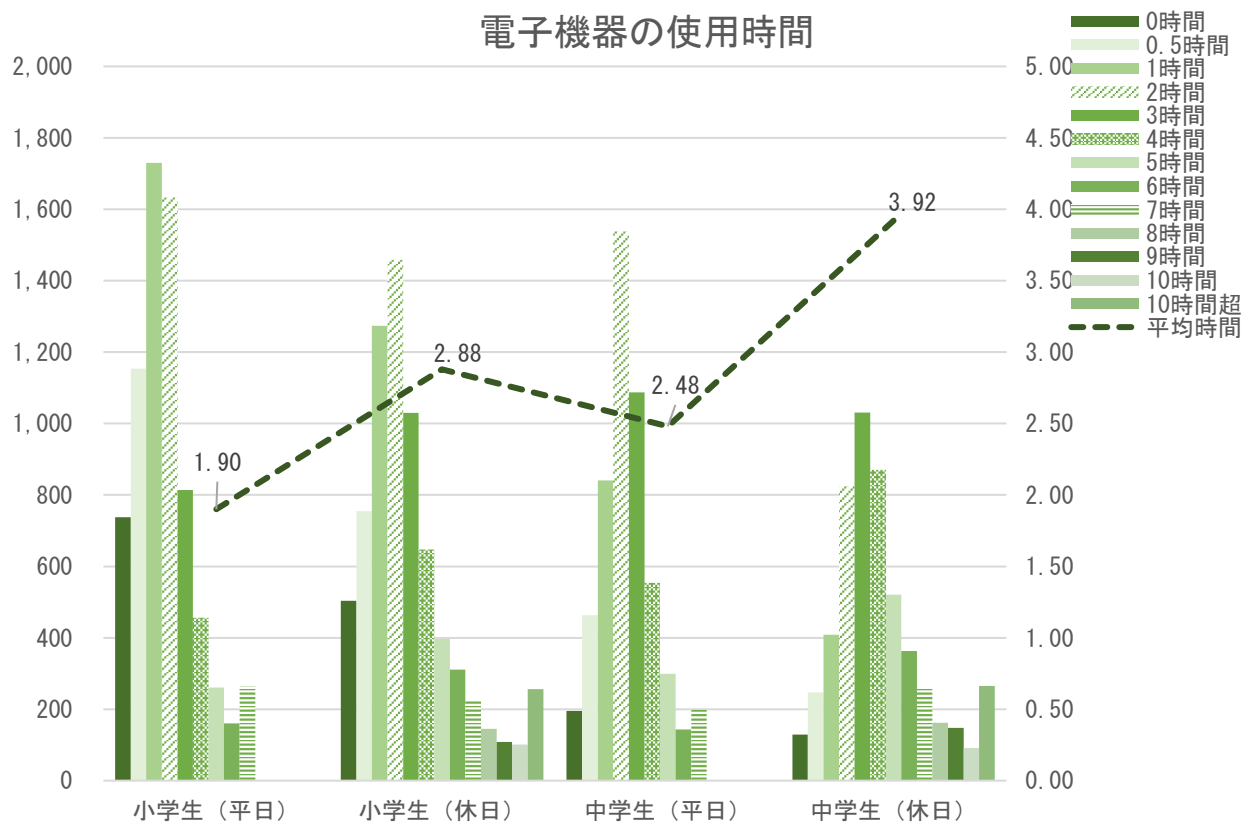
また、スマートフォンへの依存傾向（やめられない・やめにくい）と回答した子どもは、小学生で41%、中学生で48%でした。

自分で使えるスマホを持っているか



松本市校長会

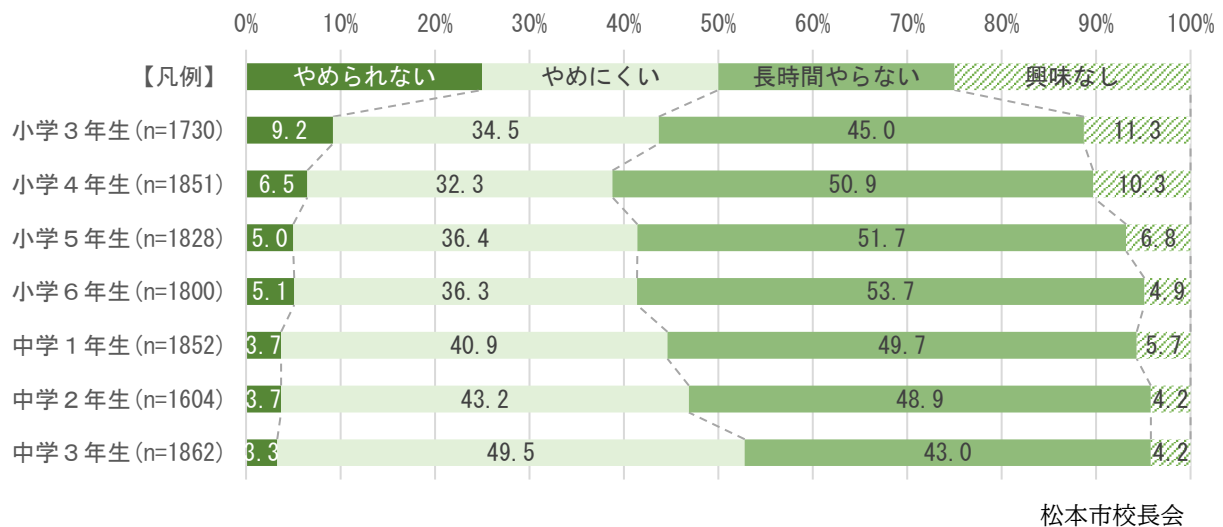
電子機器の使用時間



※平日の7時間は、6時間以上の人数

松本市校長会

どのくらい夢中になっているか



イ 課題

スマートフォンの過剰使用により、睡眠時間が減るなどの生活習慣への影響、視力の低下、脳の発達が遅れ等の体への影響があるほか、低年齢から依存傾向が見られたり、子どもの遊びや人間関係にも影響を及ぼすなど、無視できないデータが数多くあります。これらは、松本市だけの問題ではなく、社会全体として、子どもの育ちを守るために対応を検討していくことが必要です。

I C Tは社会生活全般の利便性を高め、教育の中でも取り入れられ、有効活用されています。一方で、保護者が有害サイトのフィルタリングを行っても、その解除方法をインターネットで検索し、子どもが解除してしまう等、多くの大人が追いつけていない状況にあります。大人達がI C Tの使い方を指導できるようにするといった予防策、既に過剰使用による影響を受けている子どもへの対応策等について、まだその有効な方法が明確になっていないこともあるため、模索しながらとなりますが、早急に対応していくことが求められています。

(6) 貧困

ア 現状

子どもの貧困について、厚生労働省による平成24年の国民生活基礎調査では、貧困率が過去最高の16.3%となり、平成25年6月には「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が制定されました。

貧困には、衣食住の欠乏により生命維持の危機にさらされる状態にある絶対的貧困と、可処分所得が全人口の中央値の半分未満という基準に該当する相対的貧困があります。相対的貧困は、貧困が原因で、子どもの学習及び友人との交流の経験が減少し、やがて子どもの学力及び対人スキルの低下を招き、社会からの孤立並びに就労機会の喪失につながり、貧困から抜け出せなくなる、貧困の連鎖を

生み出すことになります。ただし、相対的貧困問題は、子どもにとって大きなリスク要因ではありますが、これが解消することで、子どもにとっての環境的不利が無くなるわけではありません。国連では、「子どもの貧困とは、単にお金がないというだけではなく、国連子どもの権利条約に明記されているすべての権利の否定と考えられる。」と示しています。

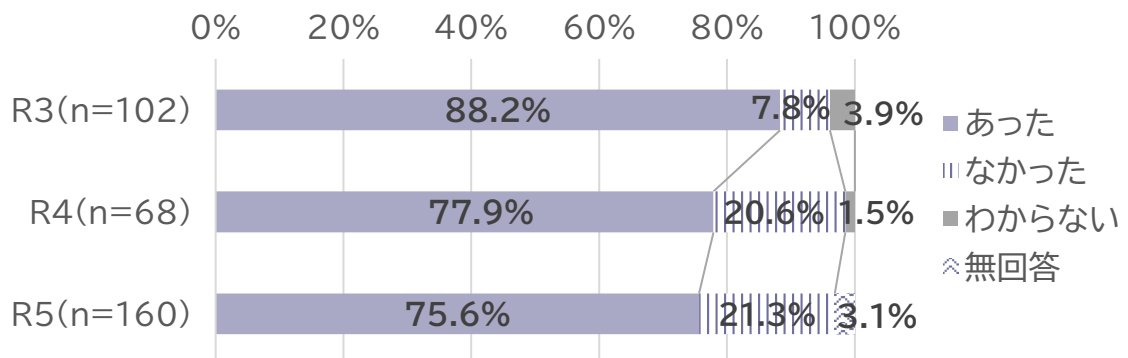
平成29年度から実施している子どもの居場所づくり推進事業では、子どもの豊かな食事や、学習・保護者への支援を行う地域の居場所づくりを進めています。参加した子どもたちの約80%が「また来たい」と答え、色々な人との触れ合いで、「自信をつけた」と答える子どもも多くあり、一定の効果が上がっています。

子どもの居場所づくり推進事業（子ども食堂）の状況

	実施会場数 (箇所)	参加者数(人)	
		子ども	支援者
R1年度	11	3,567	2,302
R2年度	13	3,112	1,930
R3年度	13	4,951	3,858
R4年度	16	5,949	4,281
R5年度	18	11,750	6,257

松本市こども福祉課

参加して嬉しかったこと、自信がついたことの有無



松本市こども福祉課

イ 課題

子どもの未来応援指針に基づき、子どもの権利侵害が発生するおそれのある全ての状態を貧困と捉え、対策を行うこととしていますが、子どもの居場所づくり事業をはじめとして、ひとり親家庭に対する支援、生活支援等、国及び県が行う実態調査を基に、多方面から総合的に進める必要があります。

(7) 虐待について

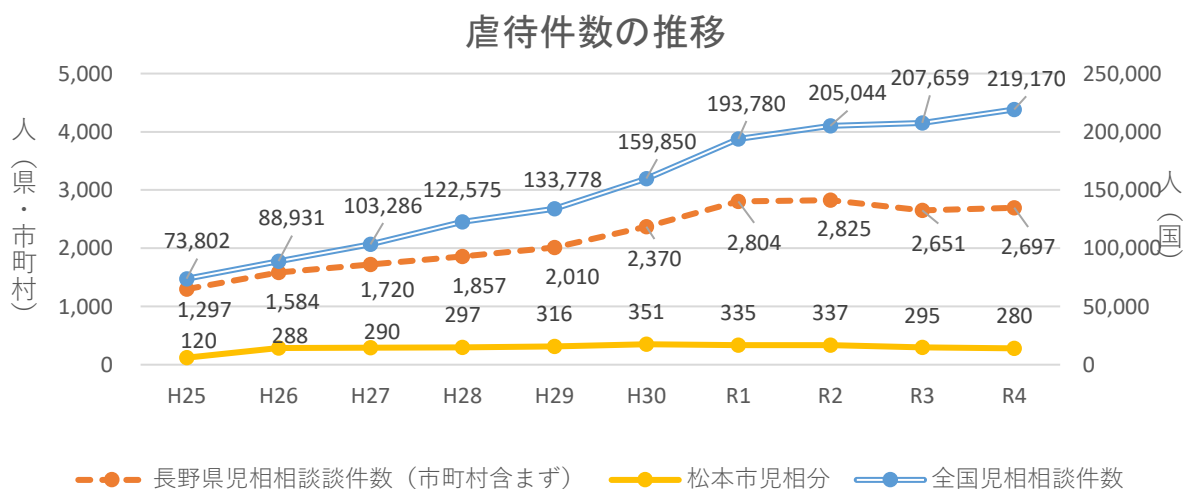
ア 現状

松本児童相談所管内の令和4年度の松本市の虐待相談は280件となっています。松本市が受けた虐待相談は51件、また、虐待の可能性のある相談は403件となっており、上昇傾向にあります。

虐待の背景には子育てのサポート不足（親族・知人等）、夫婦間のトラブル、疾病・障がい、貧困問題と要因が多岐にわたっています。そして、複数の要因を抱えている家庭が増えており、家庭が抱える問題が複雑化・多様化してきています。

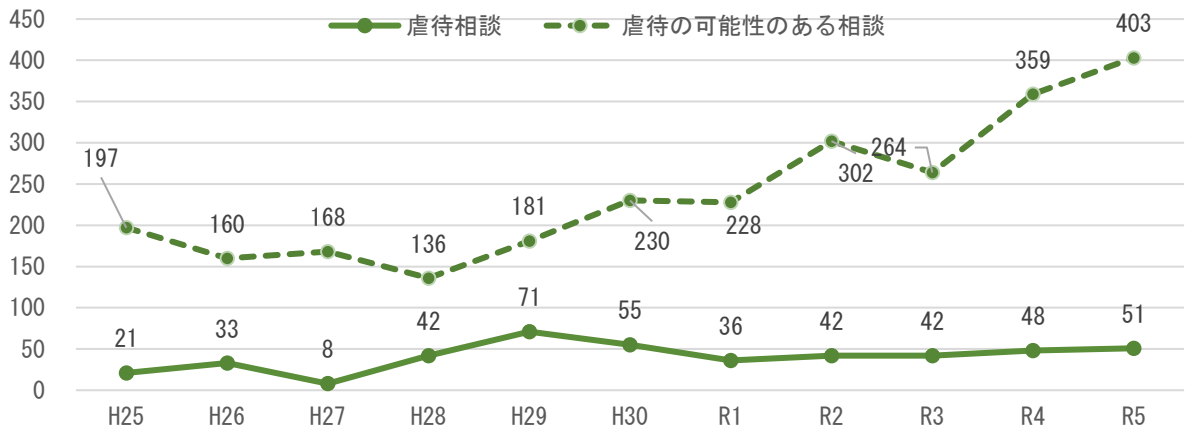
また、親自身も子ども時代に虐待を受け、必要な支援を受けられないまま大人になり、家庭を持ち、自らの子を虐待してしまう、虐待の世代間伝達という問題があります。社会構造の中にある各種ハラスメントが大人の世界で横行しているといった社会のありように根ざした問題であり、叱咤激励だけでは解決しない問題です。

虐待をはじめとする子どもの逆境的体験は、医学的な分野でも研究が進んでおり、一時的な身体的、精神的ストレスのみならず、その後の発達や成長にも影響すると言われています。



厚生労働省統計・児童相談所業務概要（長野県）

虐待相談件数の推移



松本市こども福祉課

イ 課題

児童福祉法の改正により、しつけの際の体罰の禁止が規定されるなど、児童虐待防止に向けた対策は強化されましたが、市町村におけるこども家庭センターの設置による体制強化、ヤングケアラーの状態にある子どもへの支援、児童相談所、児童家庭支援センター、里親支援センターをはじめ、要保護児童対策地域協議会の構成機関・団体等の関係機関との更なる連携の強化が必要です。

虐待の通告件数及び相談件数は全国的に増加しており、松本市においても同様の傾向が見られます。これは、虐待に対する市民の意識が変化した結果と考えられますが、一方で、社会情勢の変化に伴い子育てを行う親が孤立し、悩み、疲弊した結果、虐待が増加していると捉えることもできます。

今後、子どもの権利を侵害する虐待の撲滅に向け、通告受理後の対応として、子育てに悩んでいる親に対する支援等、抱えている問題の解決へ向けて寄り添った支援を行うとともに、再発防止策について、児童相談所等の関係機関とも連携しながら、どのような支援ができるか、さらに検討を進める必要があります。

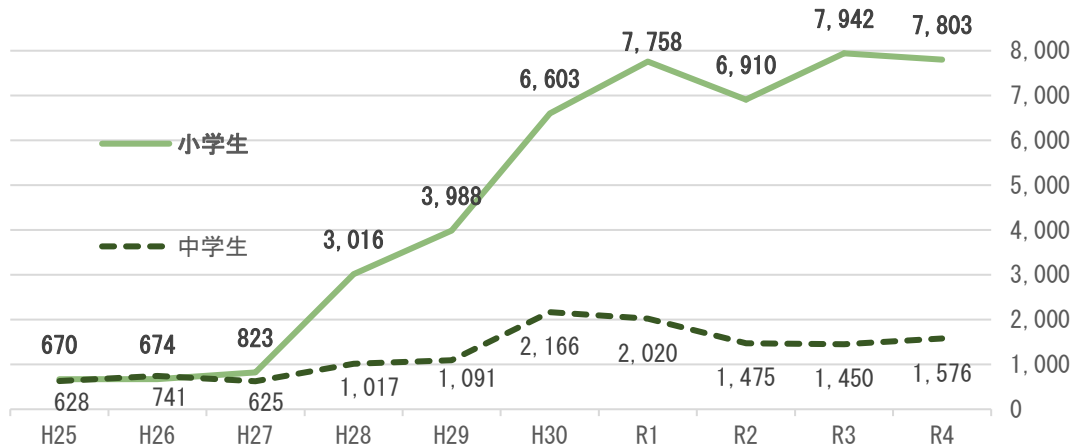
(8) いじめ

ア 現状

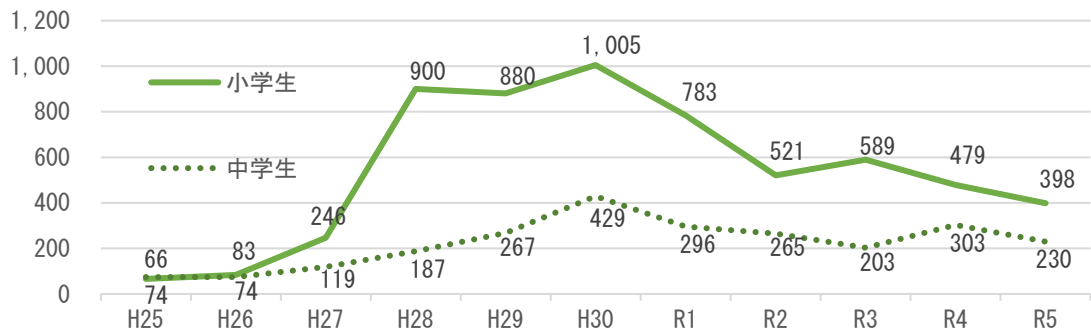
いじめ防止対策推進法第2条では、いじめの定義を「児童生徒に対して、当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう」と規定しています。

平成28年度からは、文部科学省からの指導で、いじめ認知の捉え方が変わったこともあり、統計上の数字は急増していますが、「いじめ・体罰等の実態調査」アンケートに自由記述欄を設けるなど、早期に発見し、また丁寧かつ継続的な対応がとれるようになってきています。

長野県のいじめ認知件数



松本市のいじめ認知件数



松本市学校教育課

イ 課題

文部科学省では、教員の捉え方により、いじめの発生件数にばらつきが出るため、いじめの定義の再確認を促すとともに、いじめを認知した際、いかに迅速に対応し、その悪化を防止し、真の解決に結び付けることができたかが重要であるとしています。

学校現場では、いじめが起きてから対応するだけでなく、その原因となる事象を検証することにより、いじめが起こらないような工夫や、「いじめの芽」「いじめの兆候」もいじめと捉えて早期把握に努めていくことも必要です。

また、インターネットを介した誹謗・中傷、名誉毀損、人権侵害等の発生のリスクが高まっています。

(9) 不登校

ア 現状

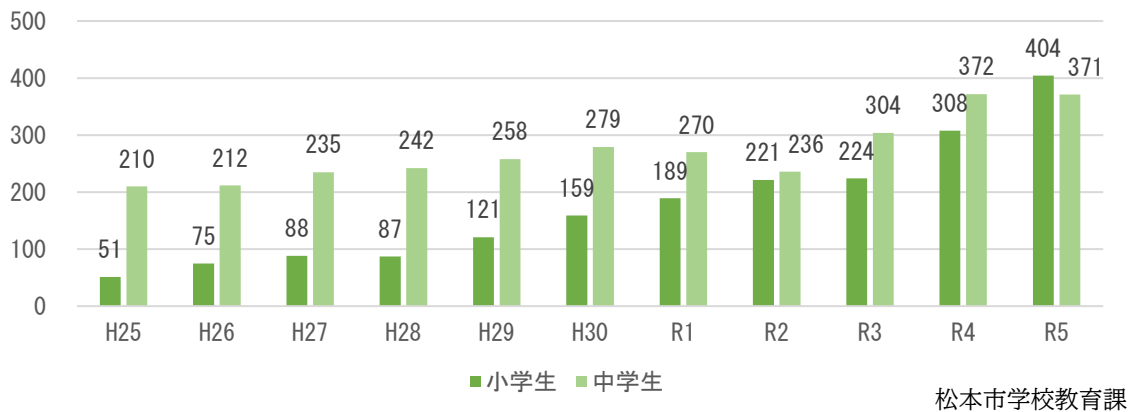
小中学校ともに、不登校児童・生徒の人数は増加傾向にあり、特に小学校における不登校児童数の増加が目立っている状況です。

また、教育支援センターの在籍数は、令和5年度に新たに寿地区にセンターを開設したこともあり、令和4年度と比べて倍近く増加しています。

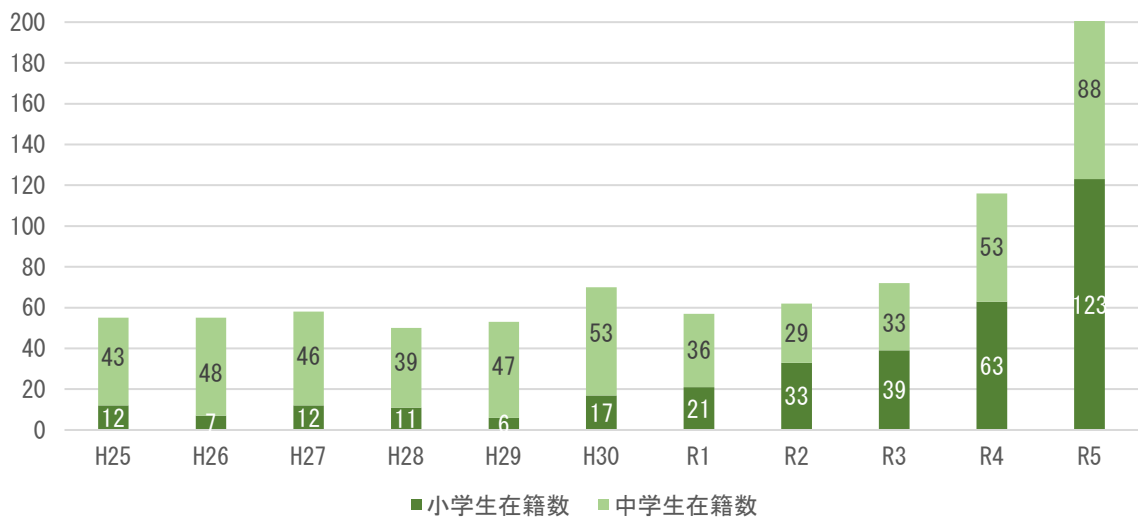
令和6年10月には「オンライン教育支援センター」を新設し、社会とのつながりが希薄となってしまった子どもたちが自宅からオンラインでつながり、安心して関わる関係づくりの足掛かりとなる支援を開始しました。

*不登校とは、年度間に連続又は断続して30日以上欠席した児童生徒で、何らかの要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者（ただし、病気や経済的な理由によるものを除く。）をいう。（文部科学省定義から）

松本市の不登校児童数の推移



教育支援センター在籍数の推移



イ 課題

不登校の児童・生徒数と教育支援センターの在籍数は、増加傾向にあります。在籍クラスには登校できなくても、校内の支援体制により自立支援のためのクラスには通える子どもたちの支援を強化するなど、様々な施策は行っていますが、不登校となる要因は多様化・複雑化しており、個々の背景に配慮し、長期化する前のサポートの充実を図り、それぞれの子どもに寄り添った体制づくりを行う必要があります。

(10) 障がいのある子ども

ア 現状

障がい児に対する手帳交付は、身体障がい、知的障がい及び精神障がい（発達障がいを含む。）があります。知的障がいについては、軽度の知的障がいが50%以上を占め、精神障がいについても少数ですが増加傾向にあります。

松本市の小・中学校における特別支援学級の児童・生徒数は、年々増加する傾向にあります。背景として、発達障がいに対する知識や理解が普及してきたこと、早期発見・早期療育の受入体制整備が広がったこと等が挙げられます。

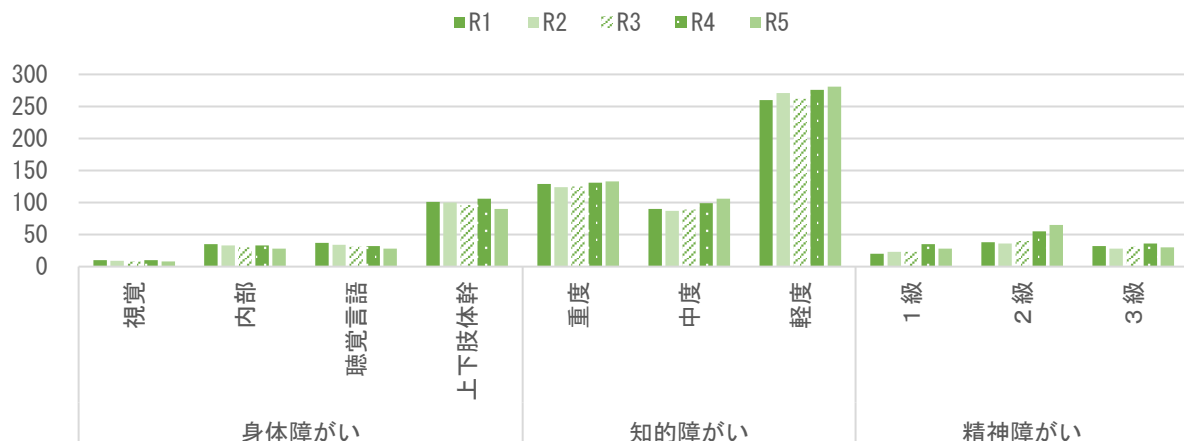
また、インクルーシブセンター事業（旧あるぷキッズ支援事業）は、相談件数とペアレントトレーニングの回数・延参加数が増加傾向にあります。

松本市の障がい児の状況

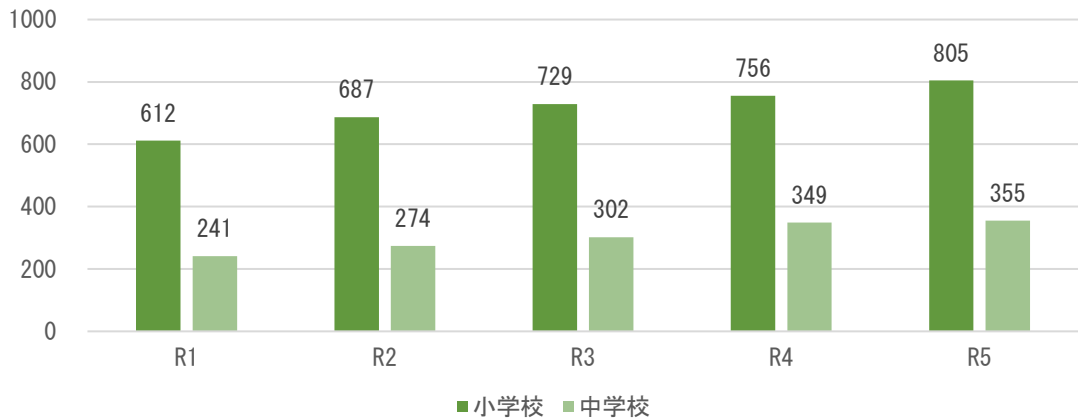
（単位：人）

	身体障がい				知的障がい			精神障がい		
	視覚	内部	聴覚言語	上下肢体幹	重度	中度	軽度	1級	2級	3級
R1	10	35	37	101	129	90	260	20	38	32
R2	9	33	34	100	124	87	271	23	36	28
R3	8	30	31	96	125	89	262	23	40	31
R4	10	33	32	106	131	99	276	35	55	36
R5	8	28	28	90	133	106	281	28	65	30

松本市の障がい児の推移



特別支援学級児童生徒数



松本市学校教育課

インクルーシブセンター事業（旧あるぷキッズ支援事業）の実績

年度	相談件数	あそびの教室 回数・延参加児数	ペアレント トレーニング 回数・延参加数	巡回支援 延対象児数
R1	750 件	357 回 3,253 人	24 回 161 人	1,020 人
R2	871 件	386 回 2,230 人	41 回 206 人	864 人
R3	854 件	324 回 2,293 人	40 回 194 人	595 人
R4	1,087 件	246 回 1,959 人	40 回 200 人	632 人
R5	1,178 件	340 回 2,584 人	42 回 218 人	632 人

松本市こども発達支援課

イ 課題

平成25年に障がい者差別解消法が施行され、松本市でも、合理的配慮、インクルーシブ教育の推進に取り組んできました。令和6年4月には、従来の「あるぷキッズ支援事業」の機能を拡充し、「松本市インクルーシブセンター」を開設しました。

教育の現場では合理的配慮の推進に向けて、多様で柔軟な仕組みをさらに進める必要があります。また、発達に関する相談ニーズの増加に伴い、医療機関の受診希望も高まっている中、初診までに期間を要することが多い現状が続いています。

全ての子どもが共に遊び、学び、安心して自立した生活を送ることができる社会を実現するための取組みの更なる推進が求められています。

(11) 子どもの権利条例の普及・相談支援に関する状況

ア 普及について

(ア) 現状

権利アンケートでは、「子どもの権利に関する条例」を知っている子どもの割合は、「内容まで知っている」8.5%と「名前を知っている、または、見たり聞いたりしたことがある」41.6%の合計が50.1%で、令和3年度の66.4%を下回りました。

学年別に見ると、高校生の認知度は38.3%で、小中学生と比べて低くなっています（27ページ参照）。その理由は、高校生には、松本市以外の小、中学校の卒業者がいることによるものと推察されます。

(イ) 課題

子どもの権利に関する条例を知っている割合は、第2次推進計画の目標値（75%）にも届いていません。また、条例を知らない児童及び生徒が5割となっています。

今後は、小中学校の授業における学習を継続するとともに、特に高校生への周知について、SNSの活用、周知グッズの工夫等、各年齢に対し、より効果的な方法・媒体を検討する必要があります。そして、幼児期から大人までが切れ目なく、様々な機会を通じて、子どもの権利について知ることができるような支援体制が必要と思われます。

同時に、子ども自身や生き方の多様性について理解を深めるための学びの保障についても検討が必要となってきます。そしてこれらの実施に当たっては、行政だけでなく民間との共働あるいは民間の活用も進めていく必要があります。

イ 相談支援について

(ア) 現状

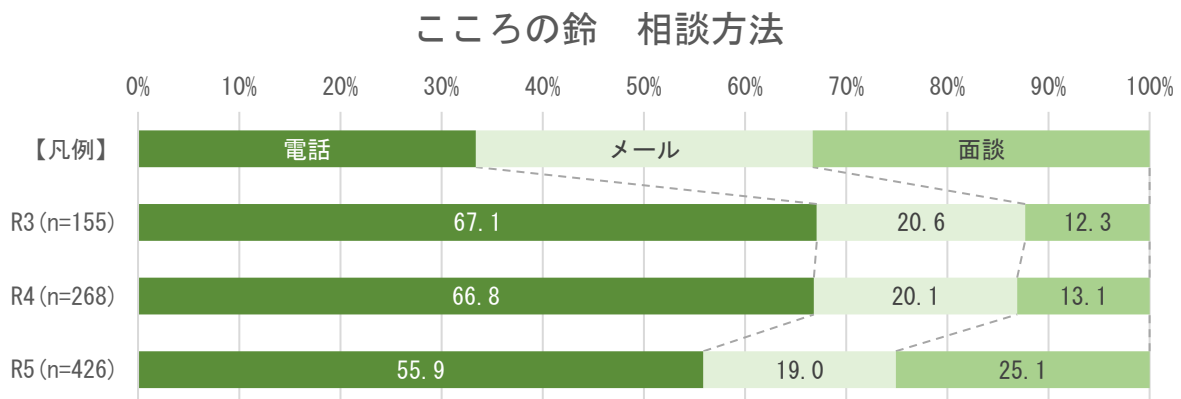
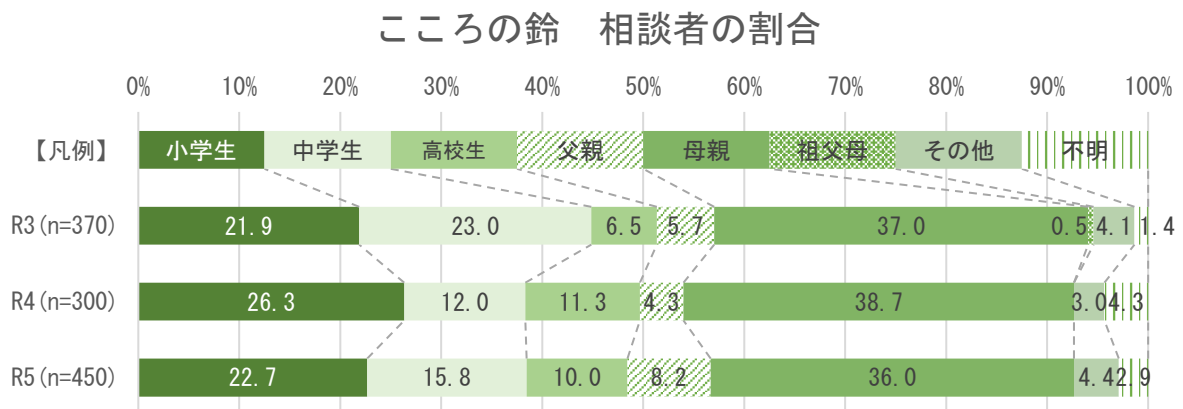
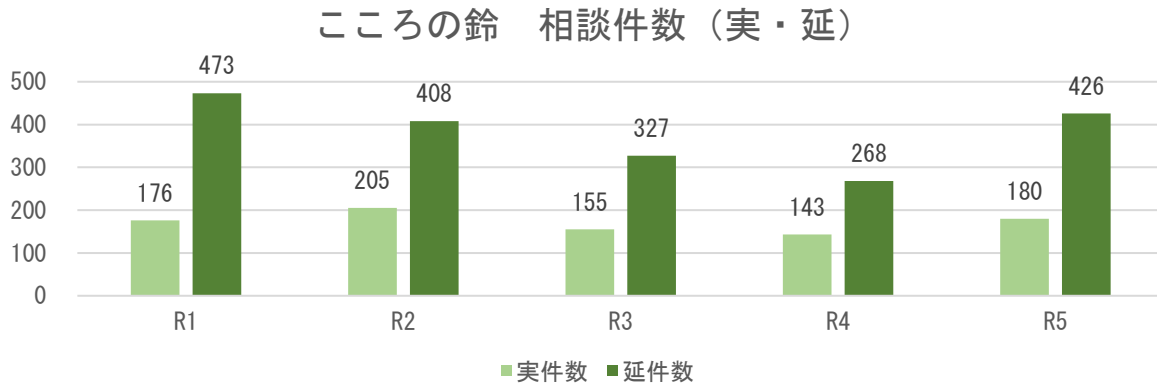
子どもをめぐる課題が複雑かつ多様化している現在、相談を聴くだけでなく、困ったときには直接面談し、深刻な状況については調整及び救済をする機関が子どもの身近な場所に必要です。

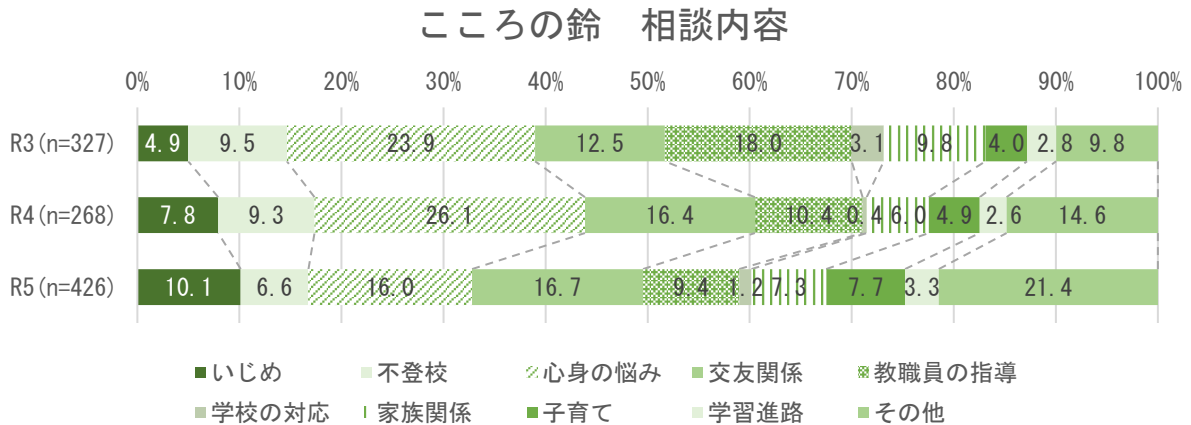
権利アンケートでは、「困っているとき、つらいとき、だれに相談するか」（複数回答）の問いに、「親」が76.4%、「友達」が58.9%と多く、だれかには相談できている子どもが多いことが分かった一方、「だれにも相談しない」と答えた子どもが9.9%（212人）いました。

また、自己肯定感とクロス集計した結果、自己肯定感の高い子どもは、親や祖父母、担任の先生など大人に相談すると答え、一方自己肯定感の低い子どもは「だれにも相談しない」と答えた子どもが有意に多くありました。

（34ページ参照）

また、「こころの鈴」を知っている割合については、「内容まで知っている」41.1%と「名前を知っている、または見たり聞いたりしたことがある」41.2%の合計が82.3%で、これまでで最も高い認知度となりました。





(イ) 課題

「こころの鈴」の認知度については、第2次推進計画の目標値（80.0%）を達成しましたが、高校生の認知度は53.5%で、小学生82.3%、中学生90.4%と比べて低い値でした。その理由は、条例の認知度と同様に高校生には、松本市以外の小、中学校の卒業者がいることによるものと推察されます。

また、困ったときつらいときに「だれにも相談しない」と答えた子が1割程度あり、それが自己肯定感と関連があったことから、だれにも相談できない子どもを減らし、多くの子どもたちの自己肯定感を上げていくために、特に高校生へ「こころの鈴」の周知をより推進していくことが必要と思われます。

2 「子どもの権利アンケート」結果（抜粋）

子どもの思い、願い等を把握するため、平成23年度から数年ごとに子ども及びその保護者を対象としたアンケートを実施しています。経年での変化を比較し、第3次推進計画策定の基礎資料とするため、令和6年度にもアンケートを実施しました。その結果から、現在の子どもの取り巻く状況の傾向についてまとめました。

(1) 令和6年度アンケートの概要

ア 調査期間

令和6年5月10日から令和6年6月17日まで

イ 調査対象及び回収率

松本市内の小学校、中学校、高校、特別支援学校に通う小学校5年生、中学校2年生、高校2年生の全児童・生徒及びその保護者

		小学校	中学校	高校	特別支援学校	合 計
協力学校数		29 校	23 校	6 校	4 校	62 校
対象者数		1,995 人	2,229 人	1,305 人	77 人	5,606 人
子ども	有効回答数	1,170 人	685 人	268 人	17 人	2,140 人
	有効回答率	58.6%	30.7%	20.5%	22.1%	38.2%
保護者	有効回答数	433 人	365 人	119 人	12 人	929 人
	有効回答率	21.7%	16.4%	9.1%	15.6%	16.6%

ウ 実施方法

各学校を通じて、対象の児童・生徒にアンケート依頼文（子ども用、保護者用）を配布

アンケート依頼文に記載されたウェブアドレス・二次元バーコードから、回答専用ウェブサイトへ接続して回答

インターネットで回答できない児童・生徒及び保護者は、紙媒体の調査票で回答
平成30年度調査までは、紙媒体の調査票を配布・回収

エ 設問項目数

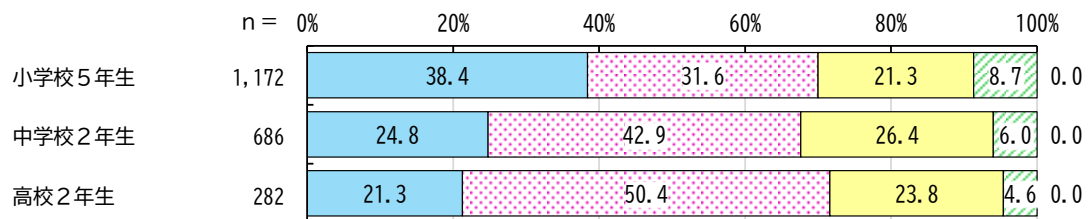
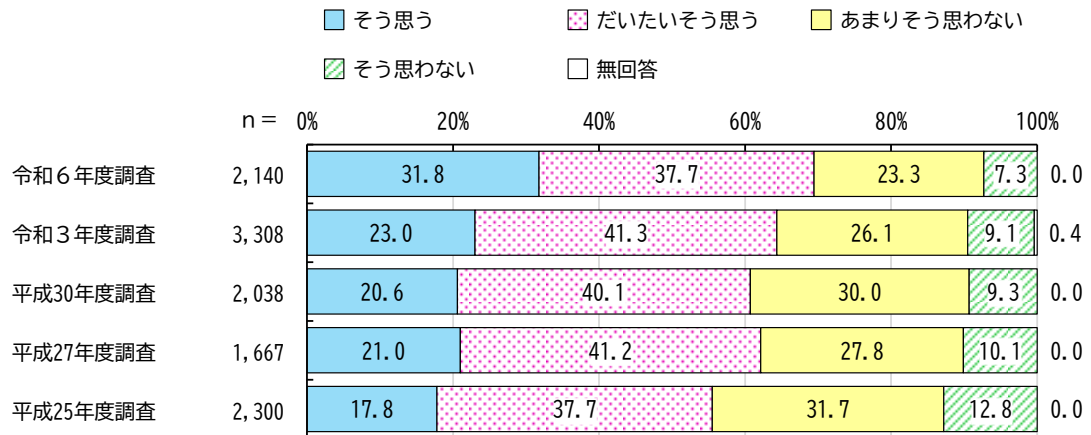
子ども用アンケート（設問数35問）

保護者用アンケート（設問数16問）

(2) アンケート結果について

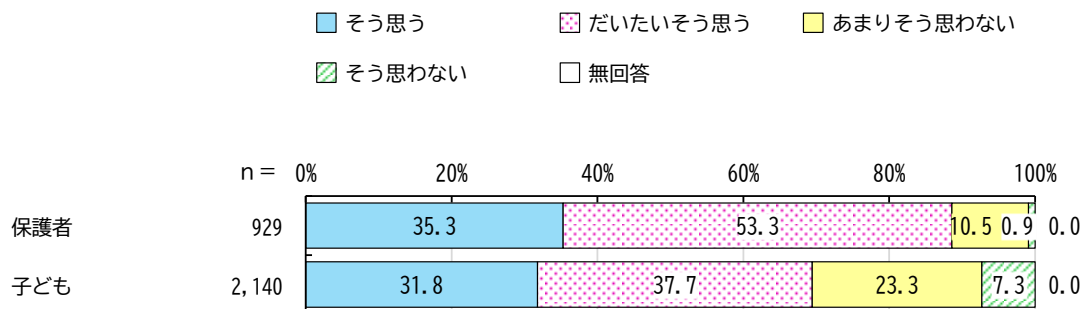
ア 子どもの自己肯定感

「自分のことが好きですか」の回答を見ると、肯定的な回答が69.5%で過去最高値となりましたが、学年が上がるにつれて「そう思う」が低下する傾向にあります。



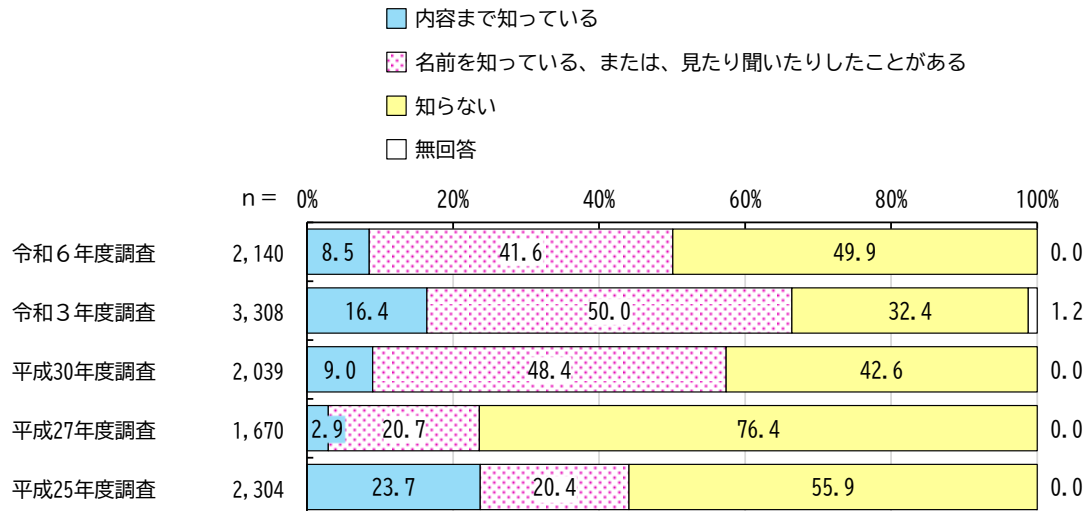
イ 保護者の調査との比較

保護者に、お子さんは「自分のことが好き」と思っていると思うか、尋ねたところ、「そう思う」と「だいたいそう思う」が8割を超えて多くなっています。

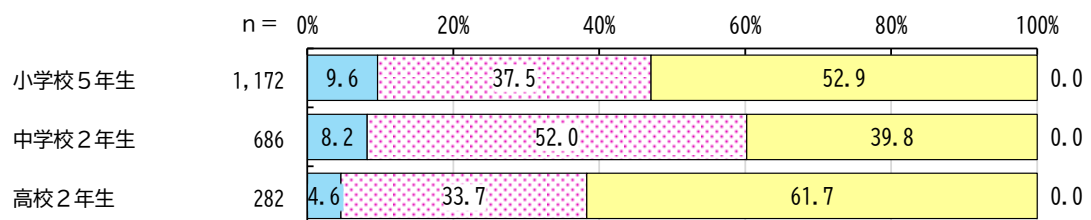


ウ 「松本市子どもの権利に関する条例」の認知度

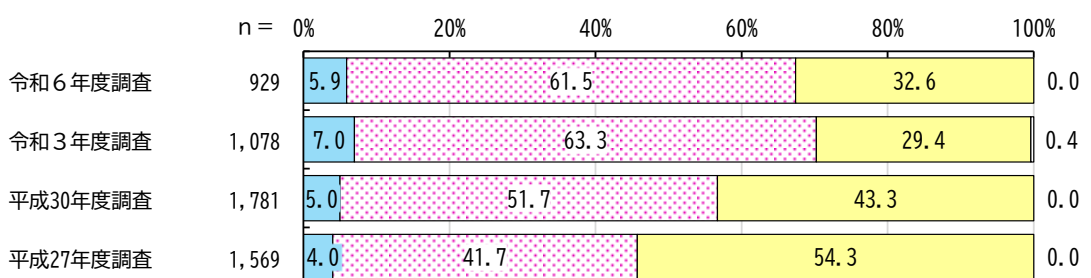
子どもの権利に関する条例に対する認知度は、「内容まで知っている」と「名前を知っている、または、見たり聞いたりしたことがある」を合わせると、子どもが50.1%、保護者は67.4%で、前回調査（令和3年度：子ども66.4%、保護者70.3%）より低下しました。また、「内容まで知っている」の割合を見ると、子ども8.5%、保護者5.9%に留まっており、引き続き周知が必要であると思われます。



[学年別]

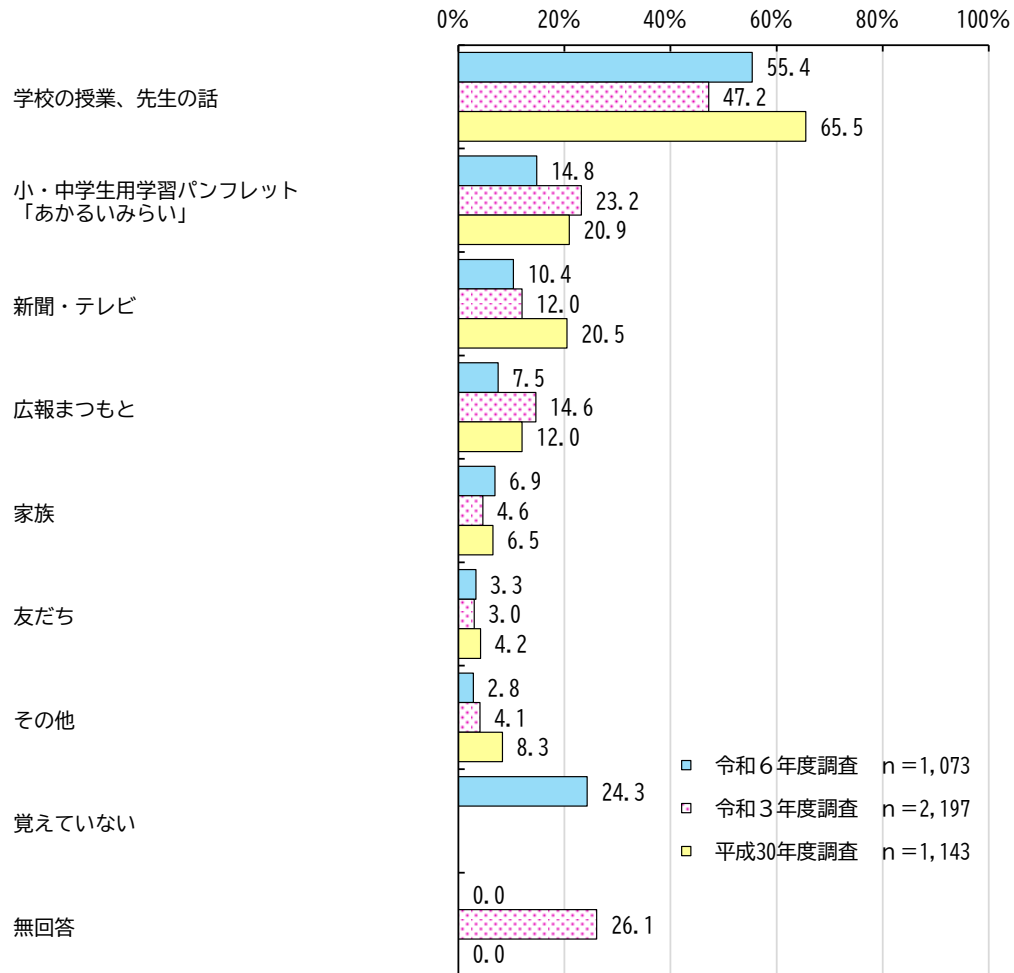


[保護者の条例認知度]



エ 条例を知った方法

「学校の授業、先生の話」が一番多くなっていますが、学年が高くなるほど「小・中学生用学習パンフレット『あかるいみらい』」「家族」が少なくなる傾向にあります。



【学年別】

(上段：人 下段：%)

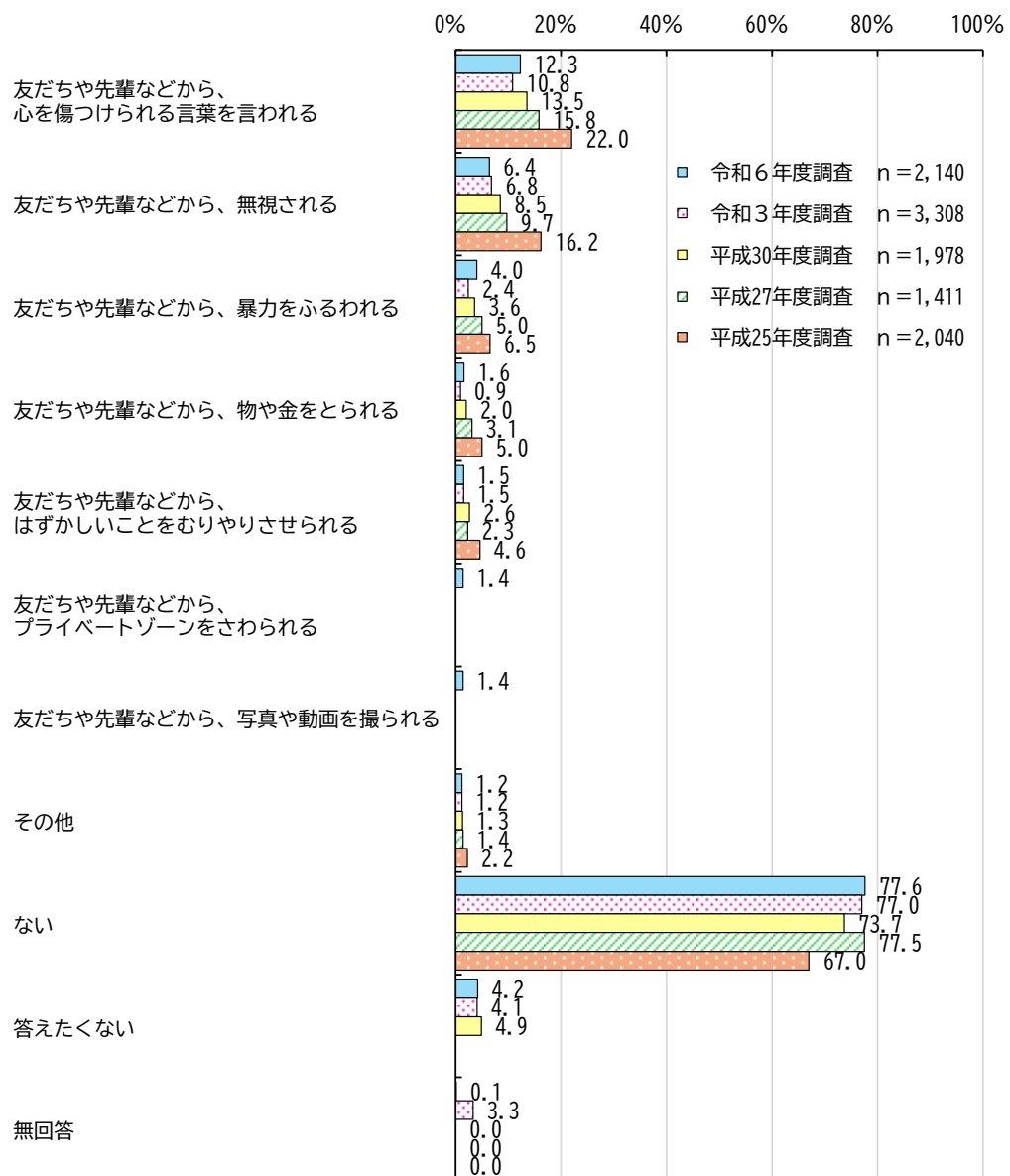
	調査数	学校の授業、先生の話	小・中学生用学習パンフレット「あかるいみらい」	新聞・テレビ	広報まつもと	家族	友だち	その他	覚えていない	無回答
全 体	1,073 100.0	594 55.4	159 14.8	112 10.4	80 7.5	74 6.9	35 3.3	30 2.8	261 24.3	-
小学校5年生	552 100.0	309 56.0	92 16.7	62 11.2	27 4.9	51 9.2	25 4.5	13 2.4	125 22.6	-
中学校2年生	413 100.0	237 57.4	56 13.6	40 9.7	47 11.4	19 4.6	9 2.2	13 3.1	97 23.5	-
高校2年生	108 100.0	48 44.4	11 10.2	10 9.3	6 5.6	4 3.7	1 0.9	4 3.7	39 36.1	-

オ 悩んでいること、困っていること

友達や先輩からされて「いやな思い」をしたことについて聞くと、「友だちや先輩などから、無視される」が少なくなる傾向にあります。

自己肯定感別に見ると、自己肯定感が下がるほど「友だちや先輩などから、心を傷つけられる言葉を言われる」「友だちや先輩などから、無視される」「友だちや先輩などから、暴力をふるわれる」が多く、「ない」が少なくなる傾向にあります。

友達や先輩からされた「いやな思い」の体験が、自己肯定感に及ぼす影響の強さを推察できます。



〔自己肯定感（自分のことが好きか）別〕

（上段：人 下段：％）

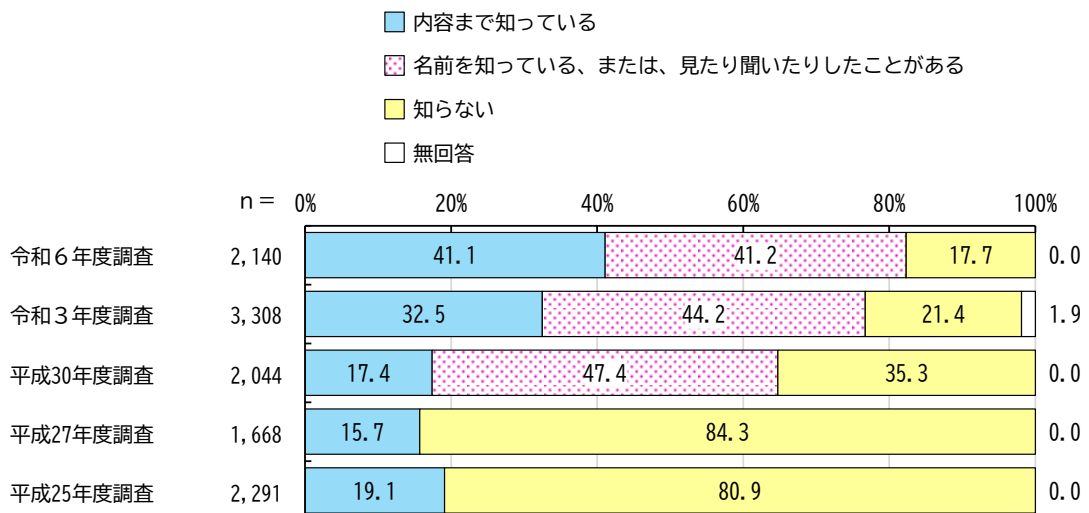
	調査数	友達や先輩などから、心傷つけられる	友達や先輩などから、無視される	友達や先輩などから、暴力をふるわれる	友達や先輩などから、物を金とられる	友達や先輩などから、いじめられる	友達や先輩などから、ハラスメントをされる	友達や先輩などから、写真や動画を撮られる	その他	ない	答えたくない	無回答
全 体	2,140 100.0	264 12.3	136 6.4	85 4.0	35 1.6	32 1.5	30 1.4	30 1.4	25 1.2	1,661 77.6	90 4.2	2 0.1
そう思う	680 100.0	70 10.3	32 4.7	21 3.1	7 1.0	10 1.5	11 1.6	9 1.3	4 0.6	553 81.3	26 3.8	-
だいたいそう思う	806 100.0	86 10.7	48 6.0	29 3.6	15 1.9	7 0.9	10 1.2	9 1.1	8 1.0	640 79.4	33 4.1	1 0.1
あまりそう思わない	498 100.0	67 13.5	37 7.4	21 4.2	7 1.4	11 2.2	4 0.8	7 1.4	9 1.8	372 74.7	21 4.2	1 0.2
そう思わない	156 100.0	41 26.3	19 12.2	14 9.0	6 3.8	4 2.6	5 3.2	5 3.2	4 2.6	96 61.5	10 6.4	-

カ 子どもの権利相談室「こころの鈴」の認知度

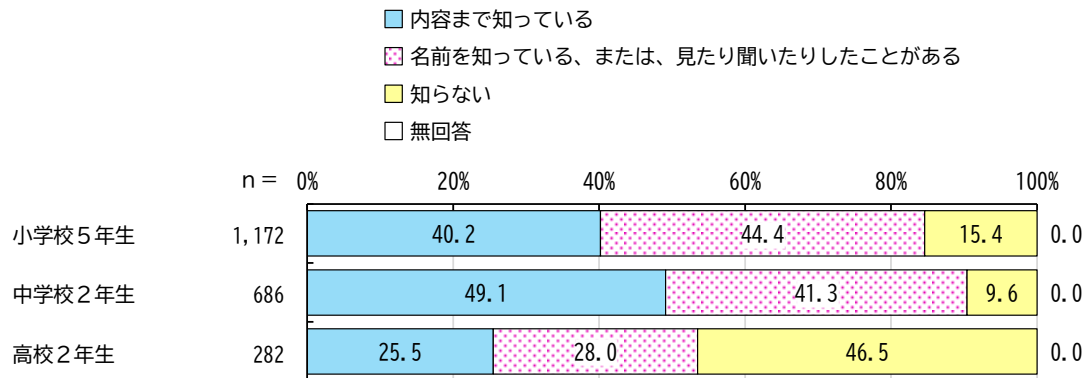
こころの鈴の認知度は、「内容まで知っている」と「名前を知っている、または、見たり聞いたりしたことがある」を合わせると、子どもが82.3％、保護者は80.1％で、いずれも、これまでで最も高い認知度となりました。しかし、高校生の認知度は53.5％に留まりました。

また、困ったこと、つらいことを「こころの鈴」に相談したいと思うか、尋ねたところ、「思う」の割合が増加しています。

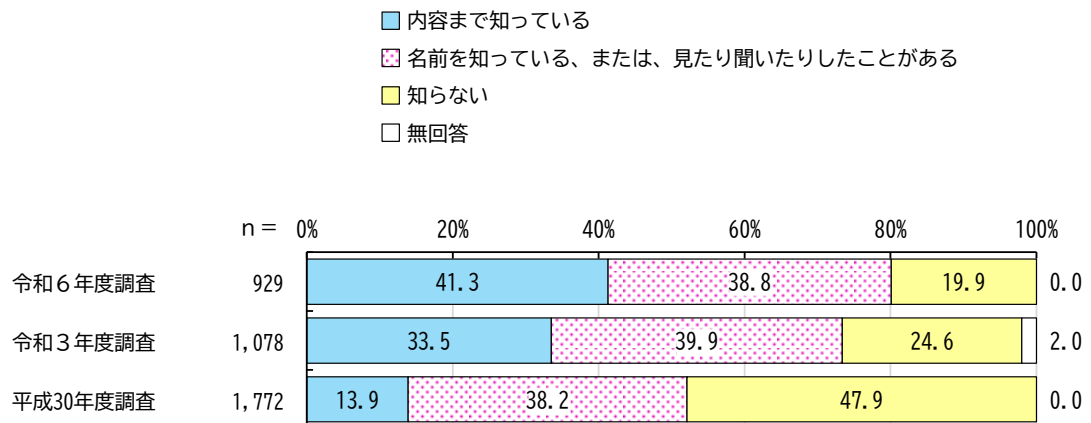
〔子どものこころの鈴認知度〕



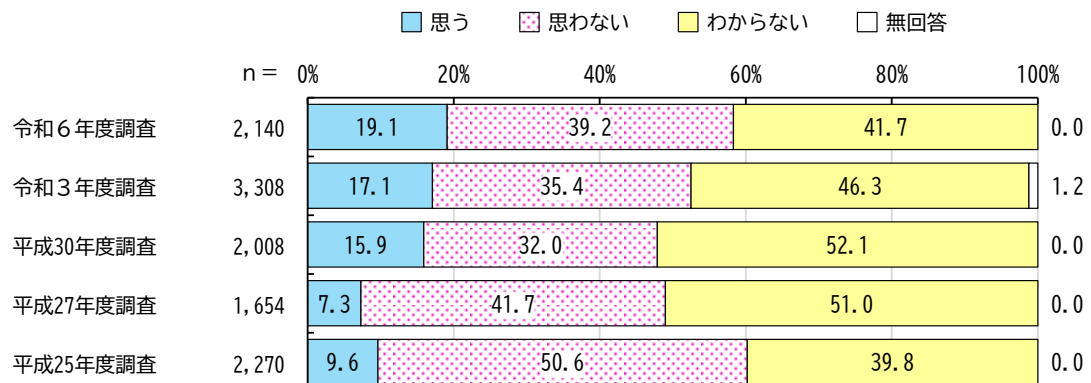
【子どものこころの鈴認知度（学年別）】



【保護者のこころの鈴認知度】



【困ったこと、つらいことを「こころの鈴」に相談したいと思いますか】

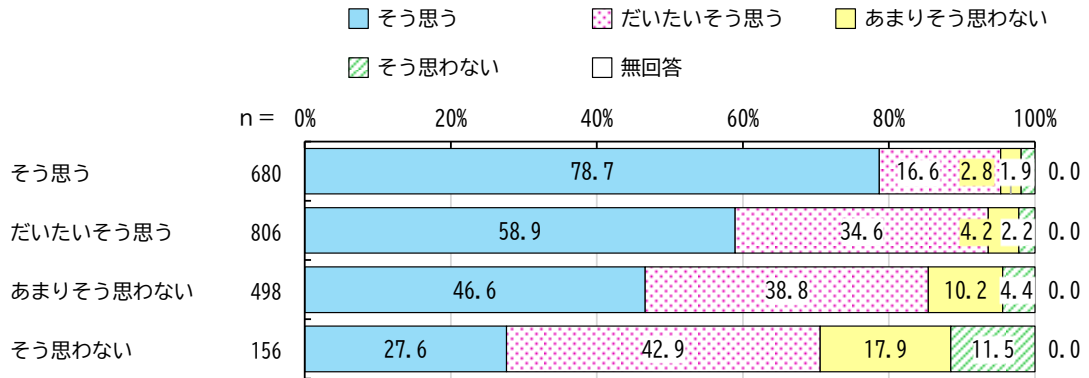


キ 自己肯定感と他の項目との関連

自己肯定感の高い子どもと低い子どもが、他の設問にどう答えたかについて、有意差が表れた主なものは、次のとおりです。

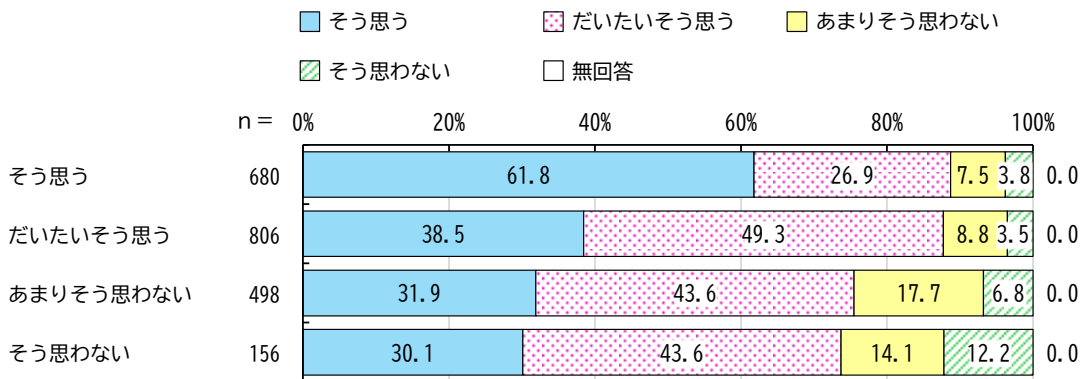
(ア) 家庭で考えを聞いてもらっていると思うか

(縦軸「自分のことが好きか」とのクロス集計)



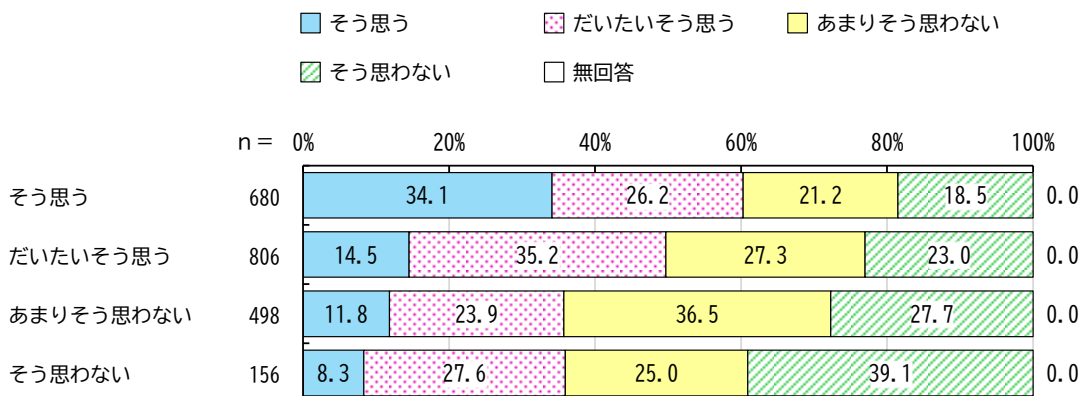
(イ) 学校で先生に考えを聞いてもらっていると思うか

(縦軸「自分のことが好きか」とのクロス集計)



(ウ) 地域で考えを聞いてもらっていると思うか

(縦軸「自分のことが好きか」とのクロス集計)



(エ) 「今打ちこんでいること」や「やりがいを感じていること」

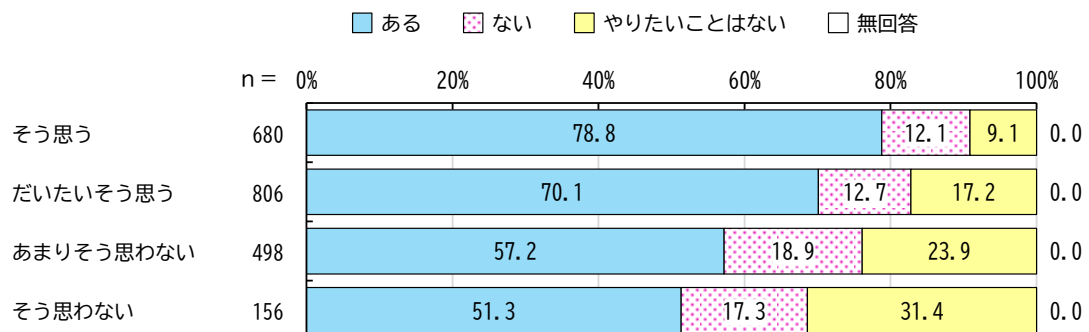
自己肯定感別に見ると、自己肯定感が低いほど「学校の勉強」「地域のスポーツ活動（サッカー・野球・剣道など）」が少なく、「一人でするゲーム」「パソコンやインターネットなど」が多くなる傾向にあります。

	調査数	学校の勉強	学校のクラブ活動・部活動	友だちとの遊びや活動	おけいこ・習字・絵画・バレエなど	一人でするゲーム	読書	パソコンやインターネットなど	家の手伝い	地域のスポーツ活動（サッカー・野球・剣道など）	学校の運動会・体育大会などの運動行事	塾の勉強	学校の児童会・生徒会活動	学校の発表会・文化祭などの文化行事
全 体	2,140 100.0	806 37.7	740 34.6	734 34.3	517 24.2	494 23.1	377 17.6	337 15.7	319 14.9	292 13.6	268 12.5	180 8.4	163 7.6	100 4.7
そう思う	680 100.0	284 41.8	173 25.4	232 34.1	191 28.1	142 20.9	109 16.0	83 12.2	115 16.9	129 19.0	114 16.8	57 8.4	58 8.5	31 4.6
だいたいそう思う	806 100.0	315 39.1	327 40.6	285 35.4	183 22.7	176 21.8	152 18.9	131 16.3	108 13.4	96 11.9	82 10.2	70 8.7	72 8.9	42 5.2
あまりそう思わない	498 100.0	160 32.1	197 39.6	167 33.5	114 22.9	123 24.7	89 17.9	87 17.5	70 14.1	52 10.4	58 11.6	47 9.4	27 5.4	22 4.4
そう思わない	156 100.0	47 30.1	43 27.6	50 32.1	29 18.6	53 34.0	27 17.3	36 23.1	26 16.7	15 9.6	14 9.0	6 3.8	6 3.8	5 3.2

		ボランティア活動	地域の子ども会活動	今打ちこんでいること、やりがいを感じていること、はない	家族の世話をしているため、で	その他	無回答
全 体		17 0.8	14 0.7	44 2.1	3 0.1	115 5.4	-
そう思う		8 1.2	6 0.9	16 2.4	-	32 4.7	-
だいたいそう思う		4 0.5	4 0.5	11 1.4	-	42 5.2	-
あまりそう思わない		3 0.6	3 0.6	10 2.0	2 0.4	35 7.0	-
そう思わない		2 1.3	1 0.6	7 4.5	1 0.6	6 3.8	-

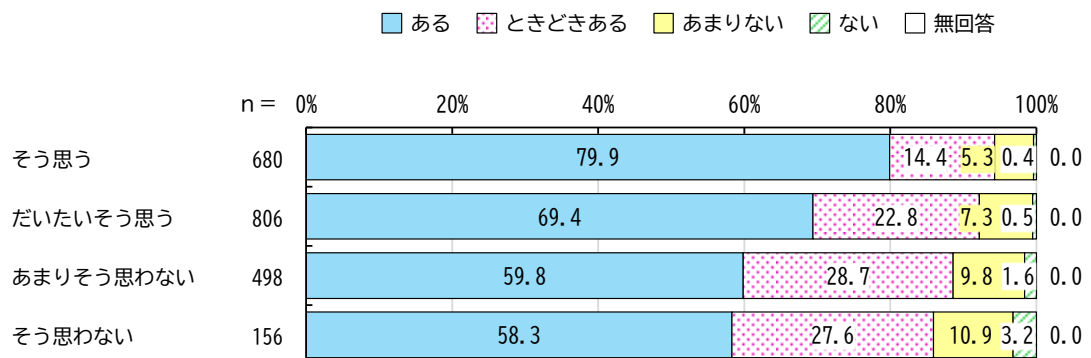
(オ) 地域の中で、やりたいことができる場所があるか

(縦軸「自分のことが好きか」とのクロス集計)



(カ) 自分の好きなことをする時間が十分にあるか

(縦軸「自分のことが好きか」とのクロス集計)



(キ) 困っているとき、つらいとき、だれに相談するか

自己肯定感別に見ると、自己肯定感が低いほど「親」、「祖父母」が少なく、「だれにも相談しない」が多くなる傾向にあります。

	調査数	親	友だち	担任の先生	兄弟姉妹	祖父母	保健室の先生	クラブ・部活動の先生	子どもの権利相談室「こころの鈴」の相談員	校長先生、教頭先生	スクールのカウンセラー、相談学	塾、習い事の先生	スポーツ団体などクラブチームの監督・コーチ	児童館・児童センターなどの先生や職員、学童ク
全 体	2,140 100.0	1,635 76.4	1,261 58.9	561 26.2	430 20.1	236 11.0	72 3.4	43 2.0	43 2.0	33 1.5	28 1.3	26 1.2	19 0.9	15 0.7
そう思う	680 100.0	568 83.5	368 54.1	214 31.5	149 21.9	86 12.6	24 3.5	13 1.9	19 2.8	12 1.8	6 0.9	9 1.3	6 0.9	4 0.6
だいたいそう思う	806 100.0	633 78.5	514 63.8	209 25.9	152 18.9	92 11.4	36 4.5	22 2.7	11 1.4	8 1.0	7 0.9	8 1.0	11 1.4	3 0.4
あまりそう思わない	498 100.0	343 68.9	303 60.8	105 21.1	108 21.7	47 9.4	11 2.2	7 1.4	9 1.8	9 2.2	11 2.2	7 1.4	1 0.2	5 1.0
そう思わない	156 100.0	91 58.3	76 48.7	33 21.2	21 13.5	11 7.1	1 0.6	1 0.6	4 2.6	4 2.6	4 2.6	2 1.3	1 0.6	3 1.9

	その他	だれにも相談しない	無回答
全 体	23 1.1	212 9.9	-
そう思う	6 0.9	49 7.2	-
だいたいそう思う	8 1.0	61 7.6	-
あまりそう思わない	6 1.2	63 12.7	-
そう思わない	3 1.9	39 25.0	-

(ク) ホットとできる場所はどこか

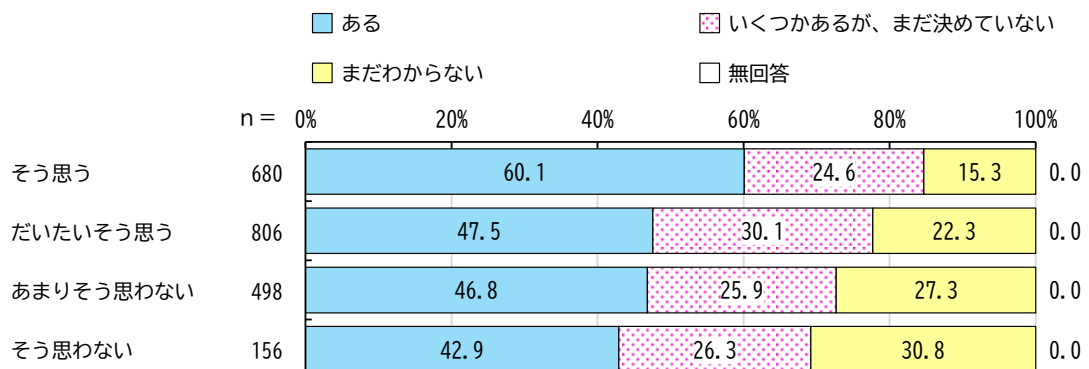
自己肯定感別に見ると、自己肯定感が低いほど「リビングなど、家で家族といられる場所」、「友だちの家、祖父母や親戚の家」、「学校の教室」が少なくなる傾向にあります。

	調査数	自分の部屋など、家で一人でいられる場所	リビングなど、家で家族といれる場所	友だちの家、祖父母や親戚の家	公園、山や川など自然のある所	図書館、公民館	学校の教室	クラブ活動・部活動・塾・ピアなどの習い事の教室	ゲームセンター、カラオケボックス、マンガ喫茶などのお店	コンビニ、ファストフードなどのお店	学校の保健室、教育支援センター、フリースクール	児童館・児童センター・学童クラブ	青少年の居場所	その他
全 体	2,140 100.0	1,449 67.7	1,341 62.7	609 28.5	532 24.9	436 20.4	428 20.0	307 14.3	212 9.9	118 5.5	101 4.7	79 3.7	17 0.8	64 3.0
そう思う	680 100.0	410 60.3	492 72.4	221 32.5	181 26.6	152 22.4	169 24.9	107 15.7	68 10.0	39 5.7	36 5.3	40 5.9	7 1.0	18 2.6
だいたいそう思う	806 100.0	581 72.1	509 63.2	233 28.9	207 25.7	159 19.7	165 20.5	115 14.3	72 8.9	41 5.1	31 3.8	20 2.5	5 0.6	24 3.0
あまりそう思わない	498 100.0	352 70.7	280 56.2	126 25.3	105 21.1	94 18.9	74 14.9	64 12.9	43 8.6	25 5.0	23 4.6	13 2.6	3 0.6	17 3.4
そう思わない	156 100.0	106 67.9	60 38.5	29 18.6	39 25.0	31 19.9	20 12.8	21 13.5	29 18.6	13 8.3	11 7.1	6 3.8	2 1.3	5 3.2

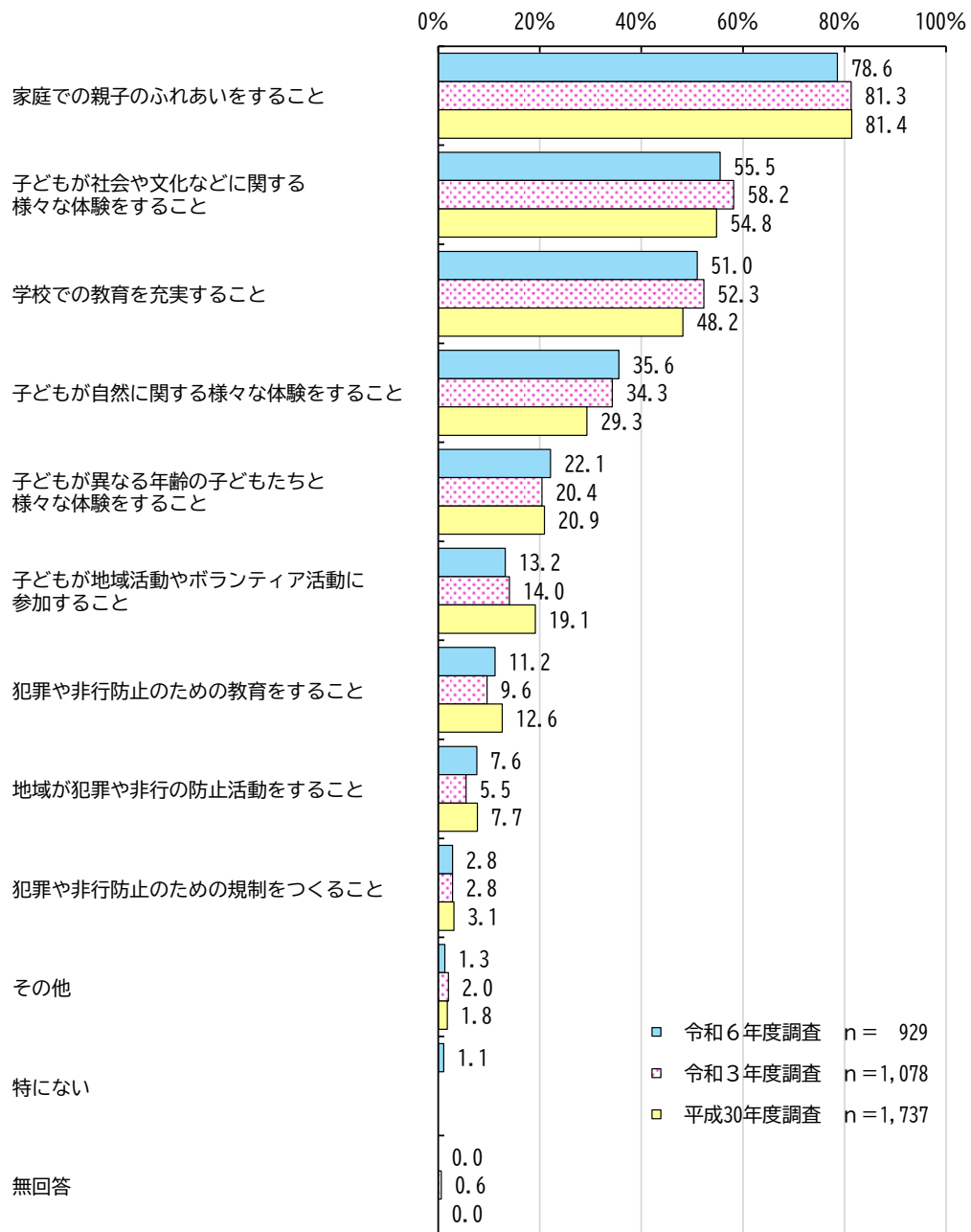
		ホットとできる場所はない	無回答
全 体		26 1.2	1 0.0
そう思う		5 0.7	1 0.1
だいたいそう思う		2 0.2	-
あまりそう思わない		7 1.4	-
そう思わない		12 7.7	-

(ケ) 将来つきたい仕事はあるか

(縦軸「自分のことが好きか」とのクロス集計)



ク 子どもがすこやかに育つために必要だと思うこと（保護者の回答）



ケ 自由記述

(ア) 松本市や大人にやってほしいこと、こんなことができたらいいなと思うこと（子ども）

【小学生】

	分類回答	件数
1	子どもの権利に関すること	35 件
2	自然環境	13 件
3	公園の整備	38 件
4	図書館や公民館の整備	5 件
5	体育館や運動場等スポーツ施設の整備	23 件
6	自習室の整備	0 件
7	観光	7 件
8	イベント・施設環境整備	221 件
9	学校整備・教育内容・部活動	18 件
10	地域との関わり	17 件
11	安全・交通・生活環境	35 件
12	税金・補助金・給付金	5 件
13	望むこと	116 件
14	アンケート	2 件
15	その他	4 件
合 計		539 件

1 子どもの権利に関すること

- ・子どもの権利が守られるためのイベント
- ・このまま「こころの鈴」などを続けてほしい。
- ・子どもに暴力や暴言、心が傷つくこと、嫌なことをしないでほしい。
- ・いじめをなくしてほしい。
- ・「こころの鈴」の曜日をもう少し増やしてほしい。
- ・いじめや無視をやめて、暮らしやすい松本市にしてほしい。

2 自然環境

- ・自然を学べるところ。
- ・自然や環境を守る取り組みを意識したり、考えたりしてほしい。
- ・自然を大切にしてSDGsを守ってほしい。
- ・自然を増やしてほしい。

3 公園の整備

- ・ 色々な遊具がある公園を作してほしい。
- ・ 公園に花や木を植える。
- ・ 公園を沢山作してほしい。
- ・ 沢山の人が遊べるように大きな公園を作してほしい。

4 図書館や公民館の整備

- ・ 図書館の本を増やしてほしい。
- ・ もっと図書館を増やしてほしい。
- ・ どんな地区でも利用できる公民館ができれば良いと思う。

5 体育館や運動場等スポーツ施設の整備

- ・ 広いサッカー場を作してほしい。
- ・ 公園があってもボール遊びができなかったり、フェンスが低いとボールが飛んでいってしまったりするので、学校以外にボールなどで遊べる広い場所を作してほしい。
- ・ きれいで設備が整っている体育館を作してほしい。
- ・ バスケットゴールを作してほしい。
- ・ 皆で野球ができる場所がほしい。

7 観光

- ・ 信州まつもと空港の滑走路とエプロンが一望できる展望台を信州スカイパークに作してほしい。
- ・ 市民の一人ひとりが松本城のことをもっと大切に思っしてほしい。
- ・ 松本城で行事をしてほしい。
- ・ 登山道の整備をしてほしい。

8 イベント・施設環境整備

- ・ 各地区で盛大なお祭りがしたい。
- ・ 祭りをもっと増やしてほしい。
- ・ 子どもの行事を増やしてほしい。
- ・ 誰でも遊べる遊園地を作してほしい。
- ・ パルコやイトーヨーカドーを無くさないでほしい。
- ・ 将来の夢の仕事を体験することができれば良いと思う。
- ・ 色々な人が行けるイベントをやしてほしい。

9 学校整備・教育内容・部活動

- ・ 学校で、総合的な授業を沢山したい。自然を大切にしてほしい。
 - ・ 学校の部活動を無くさないでほしい。
 - ・ 学校の古い箇所を修理するためのお金を市から寄付してほしい。
-

- ・学校の行事を増やし、給食も皆で向き合って食べられるようになれば、学校生活が楽しくなると思う。
- ・学校でプールの授業ができるよう、施設を整えてほしい。

10 地域との関わり

- ・コロナ禍で無くなった地区行事を復活させてほしい。
- ・地域などでスポーツ大会をやってほしい。
- ・個人的には地域の行事があまり好きではない。
- ・地域の人にしっかり挨拶をする。
- ・地区で皆が一緒に楽しめる行事や他地区との交流、一緒に運動するなどの楽しいことをしたい。自分の地区でやっている行事などを、他地区とも一緒にやりたい。

11 安全・交通・生活環境

- ・歩道を広くしてほしい。
- ・道が混んでいていつも渋滞しているので、解決してほしい。
- ・ポイ捨てが無い松本市や治安の良い松本市にしてほしい。
- ・松本市の電車の本数を増やしてほしい。

12 税金・補助金・給付金

- ・税金を減らしてほしい。
- ・子ども1人につき市から月2万円を補助してほしい。

13 望むこと

- ・子どもが安心して暮らせる場所にしたい。
- ・子どもに優しいまちづくり。
- ・子どもが楽しめる環境にしてほしい。
- ・もっと皆が支え合って、活気よく生活できる市にしたい。

【中学生】

	分類回答	件数
1	子どもの権利に関すること	23 件
2	自然環境	2 件
3	公園の整備	27 件
4	図書館や公民館の整備	2 件
5	体育館や運動場等スポーツ施設の整備	28 件
6	自習室の整備	2 件
7	観光	1 件
8	イベント・施設環境整備	67 件
9	学校整備・教育内容・部活動	35 件
10	地域との関わり	8 件
11	安全・交通・生活環境	30 件
12	税金・補助金・給付金	4 件
13	望むこと	37 件
14	アンケート	3 件
15	その他	0 件
合 計		269 件

1 子どもの権利に関すること

- ・大人と子どもがお互いに思いやりを持てる松本市になってほしい。いじめを無くせたら良いと思った。
- ・不登校の子どもでも将来に不安を持たずに、毎日明るく友達と喋ったり遊んだりできる空間をつくってほしい。
- ・大人は子どもの意見を否定しないで、大切にしてほしい。
- ・「こころの鈴」など、子どもが相談しやすい場所をもっと広めてほしい。
- ・一人ひとりの意見が尊重される場がほしい。
- ・すぐ怒ったり、暴言を吐いたりするなど、子どもの心が折れることをしないでほしい。

2 自然環境

- ・木などを増やして今よりもっと自然豊かな松本市にしてほしい。
- ・SDGsを子どもにも協力させてほしいと思う。例えば、1クラスずつを何グループかに分けて、色々な地域のゴミ拾いや川のゴミ拾うなどを行う。

3 公園の整備

- ・バスケットゴールがある公園を作ってほしい。
- ・公園にバスケットゴールやサッカーゴールを置いてほしい。
- ・皆が遊べる大きな公園がほしい。
- ・ボール遊びのできる公園を増やしてほしい。

4 図書館や公民館の整備

- ・図書館の本をもっと沢山増やしてほしい。

5 体育館や運動場等スポーツ施設の整備

- ・バスケットゴールがある場所を増やしてほしい。
- ・スポーツをすることができる施設を増やしてほしい。
- ・体育館を作り直してほしい。

6 自習室の整備

- ・図書館だけでなく、色々な場所にしっかりした設備の自習室を設置してほしい。
- ・勉強スペースをつくってほしい。

7 観光

- ・観光客にもっとサービスをする。

8 イベント・施設環境整備

- ・ラウンドワンを作してほしい。
- ・松本駅周辺に色々作してほしい。
- ・公共の場を増やしてほしい。パルコやイトーヨーカドーが無くなるから、新たにショッピングモールを作してほしい。
- ・遊園地やテーマパークなど、もっと遊べる場所や買い物ができる場所を増やしてほしい。
- ・ショッピングモールなどを増やしてほしい。

9 学校整備・教育内容・部活動

- ・学校のトイレが割れて水が漏れていたなので、新しくしてほしい。
- ・先生の負担は多いと思うけれど、部活を地域に移行しないでほしい。
- ・松本市内の他の中学校との交流を増やしてほしい。
- ・家から遠い人が学校にすぐ来られるよう、自転車通学にしてほしい。
- ・中学校に更衣室をつくってほしい。

10 地域との関わり

- ・地域で子どもの意見を多く取り入れた企画をしてほしい。
- ・地域の人ともっと交流できる機会やイベントなどを設けてほしい。
- ・コロナ前の地域行事を無くすのは本当に良くないと思う。すべて復活させてほしい。

11 安全・交通・生活環境

- ・小さい田んぼ道などの歩道の白線が見えにくくなっているので、引き直してほしい。
- ・道などに飛び出している草花を手入れしてほしい。

- ・ 自転車用の道路を作ってほしい。
- ・ 本数が少なくても良いから、できる限り色々なところにバス停を設けてほしい。
- ・ 自転車や歩行者が安全に通れる道づくりをしてほしい。強引な運転が多かったり、一時停止を守らなかったり、横断歩道で止まらない車が多かったりする。しっかりとした歩道を作ってほしい。
- ・ 道の狭い道路の舗装をしてほしい。ガタガタしている道が多く、自転車で走りにくい。

12 税金・補助金・給付金

- ・ 所得税が高い。
- ・ 松本市の子どもにお金を配布してほしい。

13 望むこと

- ・ 商品券を作って、松本市内に楽しめる機会を作る。
- ・ 今の素敵な松本市を維持してほしい。
- ・ 松本市には、もっと市民のことを考えてお金を使ってほしい。

14 アンケート

- ・ 子どもが辛いと思う出来事は沢山あると思うので、こういったアンケートを再度行うなど、少しでも大人も子どもも生きやすい世界にしてほしい。
- ・ アンケートのようにあまり周りを気にせず意見を話せる機会を増やしてほしい。

【高校生】

	分類回答	件数
1	子どもの権利に関すること	3 件
2	自然環境	1 件
3	公園の整備	2 件
4	図書館や公民館の整備	1 件
5	体育館や運動場等スポーツ施設の整備	4 件
6	自習室の整備	1 件
7	観光	1 件
8	イベント・施設環境整備	30 件
9	学校整備・教育内容・部活動	5 件
10	地域との関わり	1 件
11	安全・交通・生活環境	16 件
12	税金・補助金・給付金	2 件
13	望むこと	8 件
14	アンケート	0 件
15	その他	1 件
合 計		76 件

1 子どもの権利に関すること

- ・色々条例などを知らないから、それを広めてほしい。
- ・子どもの意見も尊重してほしい。

2 自然環境

- ・自然を増やしてほしい。

3 公園の整備

- ・もう少し公園を増やしてほしい。
- ・滑り台、ブランコ、砂場などの遊具がある公園が家の近くにあれば、1人で歩いて遊びに行けるので、家でスマホを使って遊ぶことが減ると思う。

4 図書館や公民館の整備

- ・駅周辺以外にも勉強できる図書館がほしい。

5 体育館や運動場等スポーツ施設の整備

- ・プールを作してほしい。
- ・中高生がスポーツを気楽にできる民間施設を誘致してほしい。
- ・もっと運動できる場所がほしい。

6 自習室の整備

- ・勉強スペースの確保

7 観光

- ・松本城を世界遺産にするため、周りのお堀の水抜きと掃除をする。

8 イベント・施設環境整備

- ・ラウンドワンのような子どもが遊べる大きい施設がほしい。自然を活かして高校生や大人も遊べるアスレチックを作してほしい。
- ・商業施設などがどんどん無くなってしまい、つまらない。
- ・松本市でももう少し皆が交流できる場を設けても良いと思う。

9 学校整備・教育内容・部活動

- ・高校も給食がほしい。
- ・より活発な海外の人とのリモート交流の授業が多くあれば良いと思う。
- ・学校教員を増員してもらえると嬉しい。

10 地域との関わり

- ・横断歩道で挨拶などをされると、気持ちよく学校へ行ける。

11 安全・交通・生活環境

- ・電車の本数又は車両を増やしてほしい。
- ・松本市民の車の交通マナーが悪い。
- ・道路が凸凹で自転車がパンクしやすいので、道路をきれいにしてほしい。
- ・道路の幅を広くしてほしい。

12 税金・補助金・給付金

- ・私の家庭は非課税世帯ではなく、生活保護も受給していないので、教育支援制度等を利用できないことが多い。しかし、現状は進学できる大学が著しく限られているなど厳しいので、支援制度を十分に受けることができない家庭にも支援の手を差し伸べてほしい。
- ・私立学校の学費補助

13 望むこと

- ・笑顔で過ごす環境
- ・もっと市の発展を図ってほしい。
- ・優しく笑顔を振りまいてくれる人が多くなると良いと思う。

(イ) 子どもの権利を実現するために、どのような取組を行う必要があると思うか（保護者）

	分類回答	件数
1	子どもの意見を聞ける場・子どもが意見を言える場	65 件
2	子どもの自己肯定感、自主性を高める取組み、やりたいことをできる環境の整備	43 件
3	市政・地域での取組み	38 件
4	保護者・大人に対する周知、啓発、教育等	35 件
5	学校教育の充実、改善、障がいのある子どもなどの居場所の確保	32 件
6	子どもの権利の周知	30 件
7	相談できる場所の確保	15 件
8	家庭、地域、学校での連携	7 件
合 計		265 件

1 子どもの意見を聞ける場・子どもが意見を言える場

- ・子どもの自己主張の機会を増やすこと。
- ・子どもが自由に安心して意見を言える場所や会
- ・LINEやインスタグラムなど、文章で表現させる方が、今の子どもは言いやすいのではないかと思う。
- ・市長に言ってみたいこと、困っているので知ってほしいことを気軽に投書できるSNSの充実。健全な子どもの居場所の充実
- ・「こころの鈴」のような活動があることを紙面で知らせるだけでなく、学校教育の中に盛り込み、子ども同士でディスカッションすることが必要ではないか。
- ・スクールカウンセラーなど、保護者でも担任先生でもない気軽に相談できる第三者の専門スタッフを、学校に常駐させてほしい。
- ・子どもの声を聞くために、学校に市長への要望箱を置いたらどうか。子どもの意識改革にもなるかもしれない。
- ・未来委員会のような子どもが参加できるグループを沢山作り、参加できる機会を増やす。
- ・松本市が、子どもの意見を聞く姿勢をもっと分かりやすく市民や子どもに伝えることが必要である。市長や市議が、学校で直接子どもと話す、子どもから要望を聞くなど、目に見える体験をしてみないと伝わらない。松本市が子どもの権利を考えてくれていることを全く知らないと思う。

2 子どもの自己肯定感、自主性を高める取組み、やりたいことをできる環境の整備

- ・家庭や学校での子どもの心の中を、子ども目線で考えて汲み取ること。話しやすい環境を作る。話合いの時間を設ける。子どもを尊重する。
- ・子どもの意見を取り入れたり、楽しいと思える場所を増やしたりしてほしい。公園などの遊具の修理を早くしてほしい。

- ・子どものやりたいことを可能な限り叶えてあげてほしい。
- ・子どもだからと制限せずに、子どもの希望を聞き、実現するためにどうしたら良いか一緒に考えて行動してくれる人や場所があると良いと思います。
- ・子どもの気持ちや意志などを、しっかり尊重してあげるべきだと思う。

3 市政・地域での取り組み

- ・生活環境に問題がある家庭の保護を行うこと。
- ・大人が子どもの意見に耳を傾ける機会を充実させる。地域行事などはお年寄りの意見ばかりが反映され、子どもの意見が反映されることはない。また、行事の実施は子どものためと言いながら、子どもの参加率は良くない。子どものためになっているとは思えないので、もっと子どもの意見に耳を傾けてほしい。
- ・教育現場に関わらない人への周知がもっと必要だと思う。年配者や親になったことがない人などは、子どもの権利という言葉に違和感があるかもしれない。社会として大事にしてほしいし、それが当たり前になってほしい。
- ・給食費・医療費の完全無償化
- ・困窮している家庭に積極的に働きかける。子どもを救うためには親の言い分は二の次にして、とにかく子どもを救ってほしい。
- ・通学路や近くの公園の有無を含めた地域の道路状況や、交通マナーについて意見できる場所や取り組みが必要だと思う。危険運転や交通マナー、道路状況が改善されず、危ない瞬間が日々の中で沢山ある。個々の家庭だけでなく、地域・地区で育てる子育ての支援として、行政は通学時間帯に足を運ぶべきだと思う。

4 保護者・大人に対する周知、啓発、教育等

- ・大人への啓発が必要だと思う。大人の態度・言動・所作など、信頼される・心を開ける大人でいるだろうか。
- ・冊子やホームページなどで、子ども・保護者にまず知ってもらうことが必要だと思う。
- ・子どもの権利について、子どもが大切にされる存在であること、しつけとしてであっても暴力などの対象となつてはいけない存在であることを、親や大人にもっと周知する取り組み
- ・家庭や学校で、大人が子どもの人権や権利を尊重した行動を取る。
- ・子どもを理解するために親の考え方や教育方法などを学ぶ。
- ・保護者や地域の大人に対して、子どもの権利についての理解を深めてもらう。

5 学校教育の充実、改善、障がいのある子どもなどの居場所の確保

- ・肢体不自由児は、体に不自由な部分があるために小学校生活で体育や運動会・学校行事に参加できなかったり、参加の一部自粛を担任や支援員から強制されたりする。教員の意識改革ができていないために、肢体不自由児が車椅子での自力通学ができず、生活の自立もできない。道路の問題もあって自力通学ができないため、バスやタクシーを利用できるようにしてほしい。
- ・不登校の親子への支援、不登校になる前の親子支援・情報提供、教員・保護者への不登校や発達障がいについての理解
- ・発達障がい、グレーゾーンの子どもの健やかに学習できたり、好きなことをして過ごせたりする学校や施設を作してほしい。
- ・学校のルールを決める時に子どもの意見を取り入れること。昨年度、学校の休み時間の取り方や時間について、子どもが話し合ってためたのは良かったと思う。
- ・一人ひとりの子どもに細かく目を配れるよう、教員を増やして待遇の改善を行う。

- ・障がいへの偏見をなくすため、小さいうちから色々な子どもと接する。保育園や学校でも先生が主となって接し方を学び、差別しないようにする。一人ひとりの個性を大人も子どもも認め合う。一人ひとりの良いところを見つける。

6 子どもの権利の周知

- ・子どもが自分にも権利があることをしっかり理解すること。
- ・松本市の子どもの権利についての周知活動
- ・子どもの権利に関する条例のことを、どこかで学べる機会があると良い。定期的にプリントをもらうが、あまり関心が向かないようだ。直接話を聞く方が理解できるかもしれない。
- ・子どもの意見から実現できた事例を子どもに示すこと。言っても無駄、言ったところで変わらないと思い、意見を言わない子どもが多くいるように感じる。
- ・可能であれば、外部講師による出張講演をしてほしい。市の広報動画があるように、子ども向けの動画をコンテンツとして増やしてほしい。
- ・定期的なお知らせを続けてほしい。子どもが学校で使っているパソコンに「こころの鈴」のアナウンスを入れると、もっと子どもの心に届きやすいと思う。

7 相談できる場所の確保

- ・子どもが気軽に悩みを相談できる窓口が、色々な場所にあれば良いと思う。また、子育てに悩む親が相談できる窓口も各所にあれば良いと思う。
- ・相談をする場所は設けられていると思うが、知らない人に相談することは勇気がいることなので、学校の先生に何でも話しやすい環境になれば良いと思う。また、学校の先生も安心して子どもに寄り添い、関わると厄介だと思わなくて済む環境を作る。
- ・電話はハードルが高いから、SNSで簡単に相談ができれば良い。自分が辛い状況下にあることに気が付いていない子どももいるかもしれない。
- ・まだハードルが高くて、相談するための勇気がいる。相談してもありきたりの回答では、がっかりして余計に病む。

8 家庭、地域、学校での連携

- ・学校や家庭、社会で、何らかの困り事を抱えている子どもがSOSを出しやすい仕組み、子どもが出すSOSを周囲がキャッチしやすい仕組みを整え、広く知ってもらうこと。
- ・学校や家庭、地域が一体となって子どもを支援していく取組み
- ・子どものためにある権利ということを、子ども自身も周りの大人も理解するために、学校現場で啓発活動をしたり、子育て世代だけでなく祖父母世代の理解を深めたりする活動が必要だと思う。また、子どもが自分の力だけで気軽に自分の思いを聞いてもらえる場所が必要だと思う。

3 「子どもへのアンケート」結果

より多くの子どもの意見を計画に取り入れるために、市内の児童館・児童センター・放課後児童クラブに通う児童にアンケートを行いました。

(1) アンケートの概要

ア 実施期間

令和6年7月から9月まで

イ 実施場所

児童館2館、児童センター24館、放課後児童クラブ4館

ウ 回答数

1,973人

エ 質問の内容

好きな遊び場所

休みの日にしたいこと

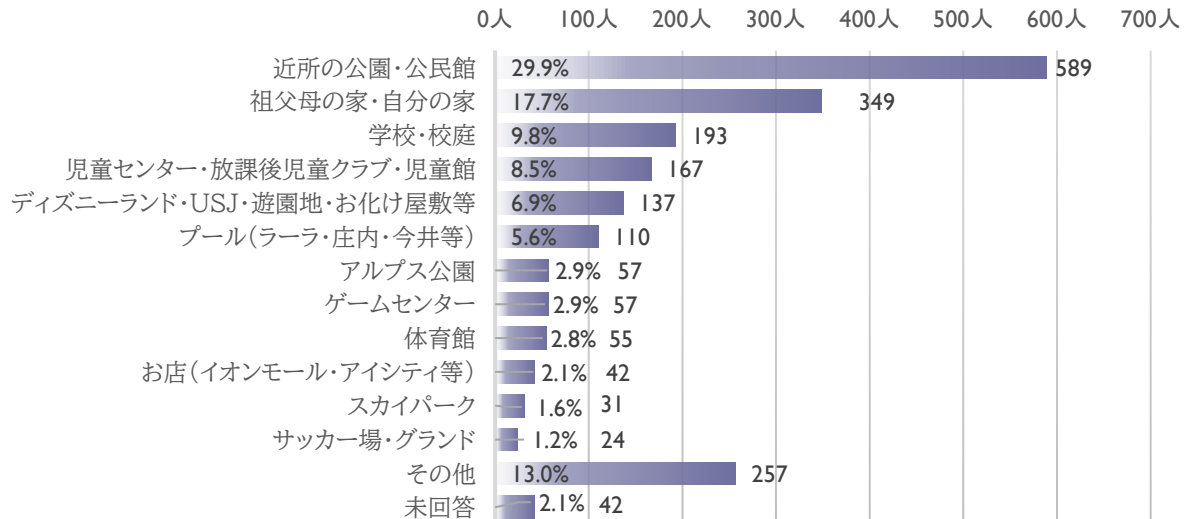
家の人と遊びに行って楽しかった場所

あったらいいなと思う場所

大人にしてほしいこと、手伝ってほしいこと

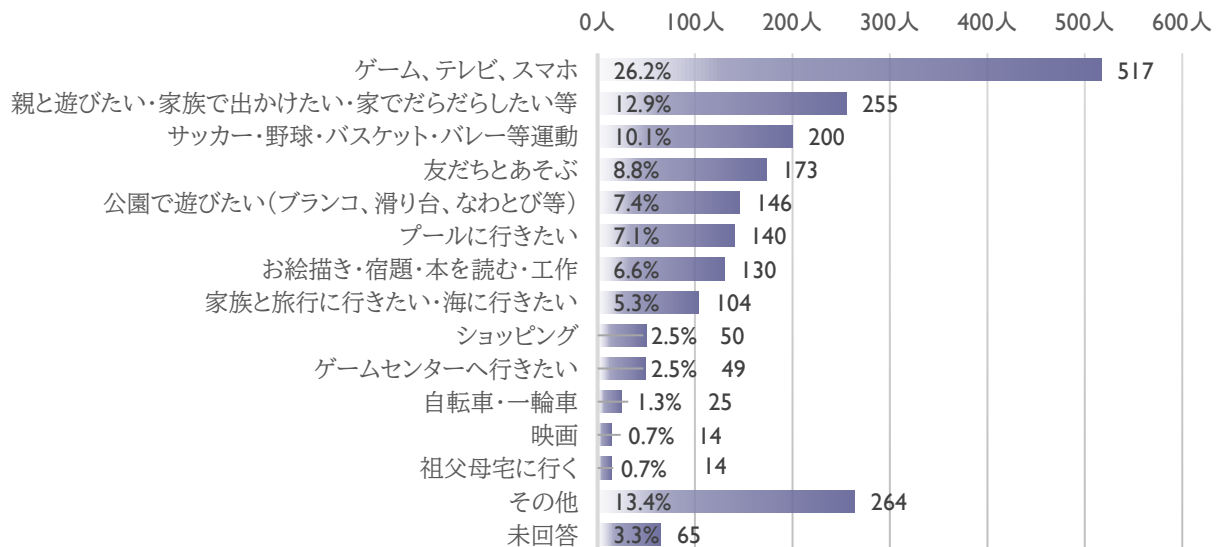
(2) アンケート結果について

好きな遊び場所は？



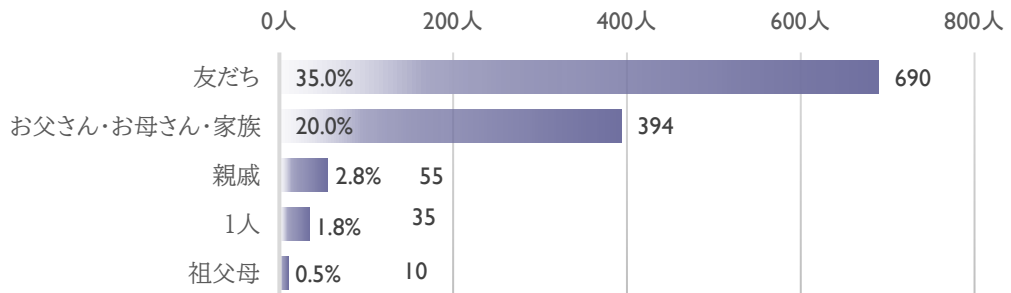
1位は「近所の公園・公民館」(29.9%)、2位は「祖父母の家・自分の家」(17.7%)、3位は「学校・校庭」(9.8%)、4位は「児童センター」(8.5%)。好きな遊び場所は、子どもたちに身近で、自分で行くことができる場所が多いことが分かりました。

休みの日に何をしたい？



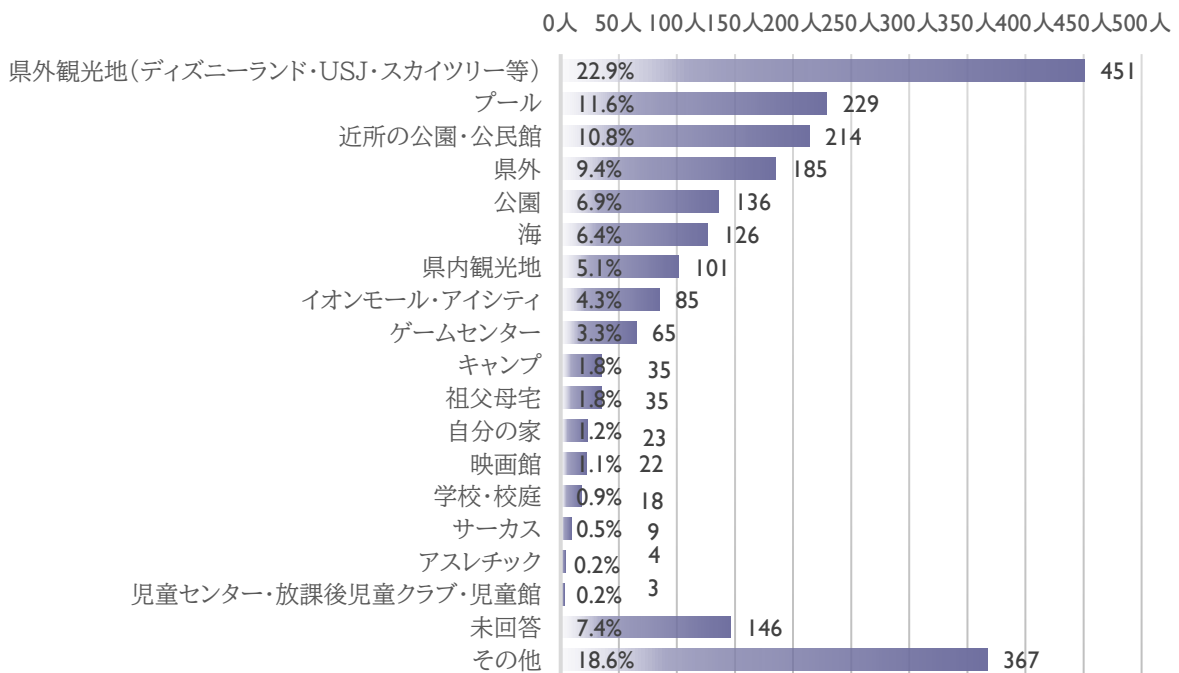
1位は「ゲーム、テレビ、スマホ」(26.2%)となりましたが、2位は「親と遊びたい・家族で出かけたい・家でだらだらしたい等」(12.9%)、「サッカー・野球・バスケット・バレー等運動」(10.1%)、「友だちとあそぶ」(8.8%)と続きました。家族とのふれあいや他者とのつながりを求める意見が多いことが分かりました。

休みの日、誰と遊びたい？



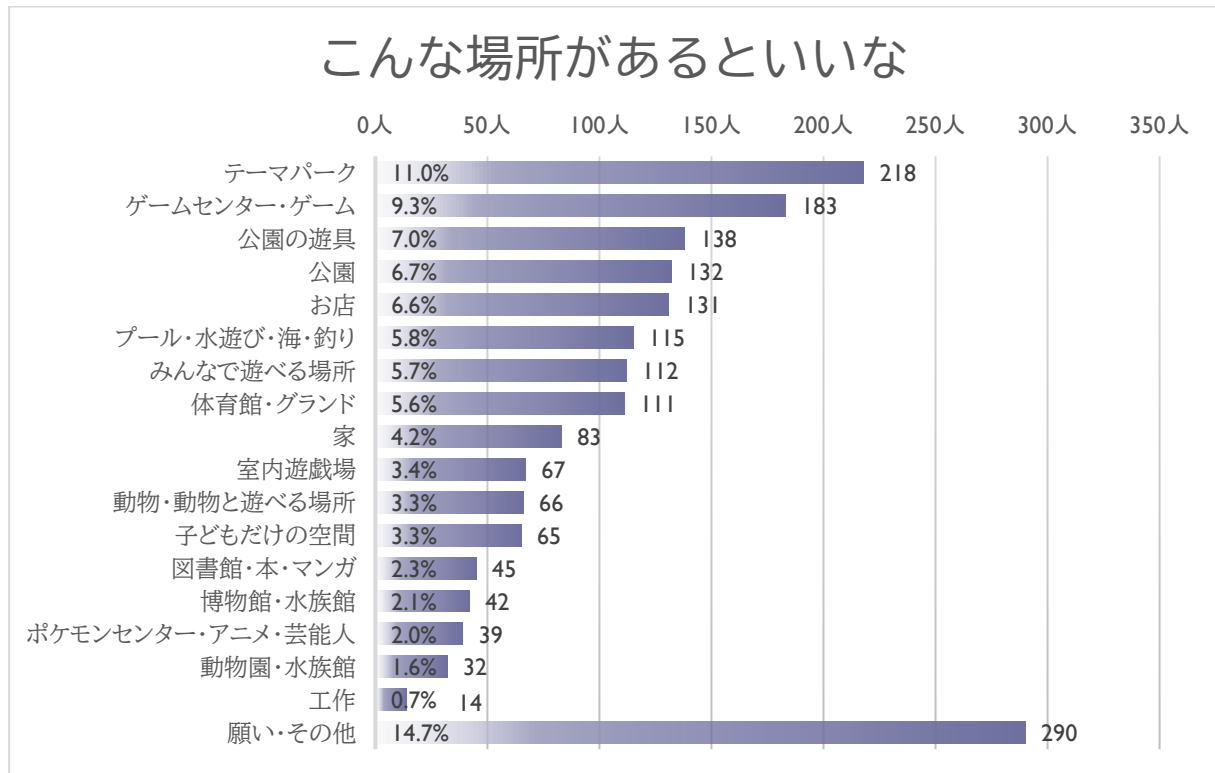
1位は「友だち」（35.0%）、2位は「お父さん・お母さん・家族」（20.0%）。
「休みの日に何をしたい？」と同様に、家族とのふれあいや他者とのつながりを求める意見が多いことが分かりました。

おうちの人と遊びに行ったら楽しかった場所はどこですか？



1位は「県外観光地（ディズニーランド・USJ・スカイツリー等）」（22.9%）、2位は「プール」（11.6%）、3位は「近所の公園・公民館」（10.8%）、4位は「県外」（9.4%）、5位は「公園」（6.9%）。

「近所の公園・公民館」のように、家の近くで自由に遊びに行ける場所が楽しかったと思っている子どもが多いことが分かりました。

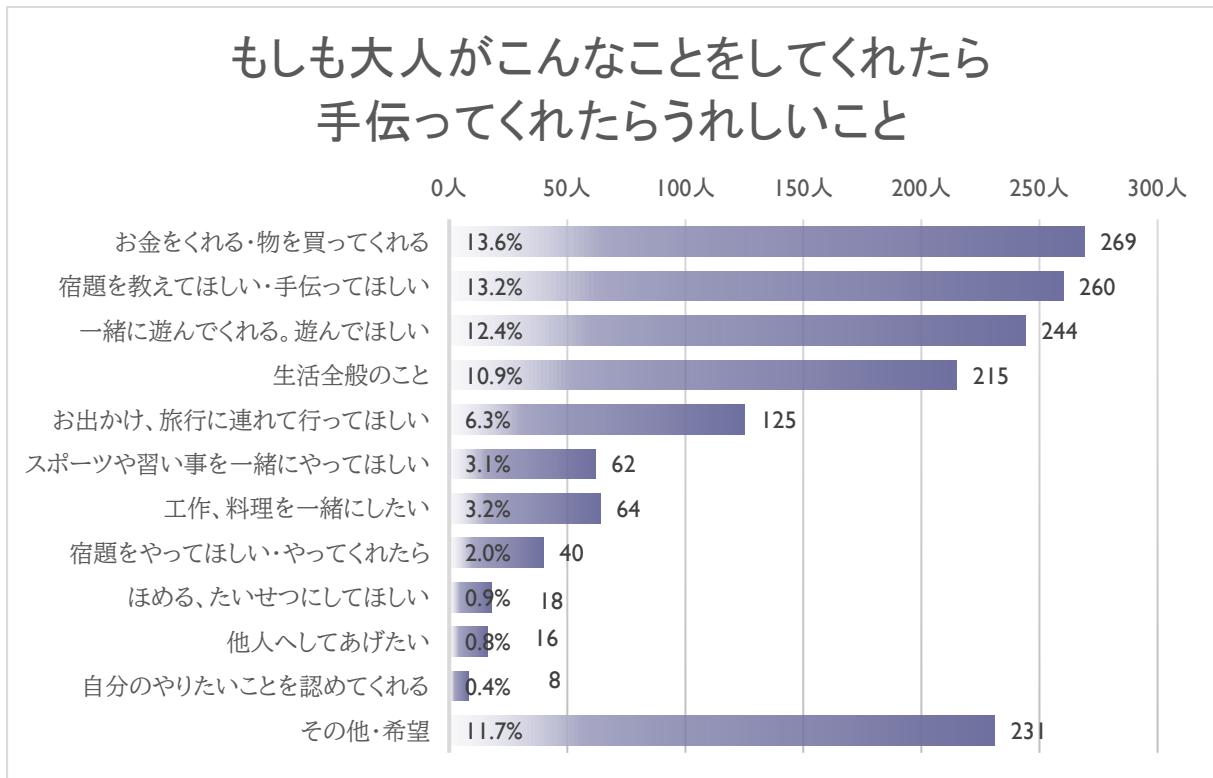


1位は「テーマパーク」（11.0%）、2位は「ゲームセンター・ゲーム」（9.3%）、3位は「公園の遊具」（7.0%）、4位は「公園」（6.7%）。

3位の「公園の遊具」は、「滑り台、長い滑り台」21人、「トランポリン」17人、「アスレチック」16人、「ブランコ」12人、その他に迷路、ターザンロープ、鉄棒、雲梯、ジャングルジム等の意見がありました。

10位の「室内遊戯場」は、「室内アスレチック」「室内遊園地」「ラウンドワン」「キッズニア」「水族館」「大型ショッピングセンター」「秘密基地」等の意見がありました。

意見の中には、「ケガしている人、体に障がいがある人でも行きやすくなる公園」「公園は12歳までしか遊具で遊べないから、12歳以上が遊べる公園のような場所」「暑いときに外で遊ぶと、熱中症になる可能性があるから暑くても遊べる室内公園」「子どものことだけを聞いてくれる店。決めつけられるより、楽に生きたいから」「落ち着く場所。自分のことを分かってくれる人がいる場所」「病気や戦争のない場所」「誰にも怒られない、いじめられない場所があるといいな。お母さんに怒られたり、友達にいじめられたりするから」「心の教室があったらいいなと思った。心がコントロールできなくなったらすぐ行ける。すぐ心をコントロールできて気持ちが落ち着くから」等の意見もありました。



1位は「お金をくれる・物を買ってくれる」（13.6%）、2位は「宿題を教えてほしい・手伝ってほしい」（13.2%）、3位は「一緒に遊んでくれる。遊んでほしい」（12.4%）、4位は「生活全般のこと」（10.9%）となりました。

家族や身近な人に一緒に遊んでほしい、やってほしいことがあることが分かりました。意見としては、「褒めてくれると嬉しい」「子どものことを大切にしてくれたら嬉しい」「勉強を手伝ってほしい。お母さんとラブラブしたい」「一緒にサッカーをやってくれたらうれしい」「野球をしていたら大人がいつも教えてくれる」「ピアノをそんなに強く「やれ」って言わないで、「やってね」と言われたい。そう言ってもらえると嬉しいから」「工作を手伝ってくれたらうれしい」「大人と一緒に遊んでくれて、分からないところを自分のペースで手伝ってくれたら嬉しい」「ずっと手をつないで遊んで、ずっと一緒にいてくれる」「休みの日に一緒にいっぱい遊びたい」「もっと一緒に遊びたい」「みんなににこにこしてしてほしいからそうなれるように手伝ってほしい」「早口ではやくあれこれ「やって」って言わないで。イラついて怒って、怒られるから」「困っているときや助けてほしいときに何か手伝ってくれたらうれしいと思う。困っている人を助けてくれる大人がいると友情が深まると思ったから」「ママが笑ってくれたら」等の意見がありました。

また、子どもたちから大人へ向けてやってあげたいことも寄せられました。「お仕事しているとこを応援したい」「ありがとうの気持ち。大人にお礼を言いたいから。」「ありがとうと言う。嬉しい気持ちを伝えるため」「感謝。気持ちがいいから」「嫌なことされたら聞いて助ける。僕が嫌なことをされた時、聞いて助けてくれたから」「やってくれたら自分もやるけど、そのまえにありがとうっていう」など、子どもたちから大人に向けての言葉がありました。

4 「市民意識調査」結果（抜粋）

令和3年度に策定した松本市総合計画（基本構想2030・第11次基本計画）の着実な推進を図るため、政策分野や施策ごとに市民の現状意識を調査し、課題の把握・分析を行ったものです。

(1) 調査の概要

ア 調査期間

令和3年11月30日から12月23日まで

イ 調査対象及び回収率

満18歳以上の市民（無作為抽出）
2,371件配布、回答数1,310名（回収率55.1%）

ウ 回答方法

郵送による紙の調査票の返送とインターネット回答

エ 主な調査項目

- ① 松本市における暮らしの総合的な評価
 - ・生活満足度
 - ・生活充実度
 - ・定住意向（松本市で暮らし続けていくことへの意識）
 - ・推奨度（松本市で暮らすことを他者に勧めたい（推奨したい）度合い）
- ② 市民の日常生活における行動・活動の現状分析
各政策分野に関連する市民の日常生活における16項目の行動や活動状況について調査を実施
- ③ 第11次基本計画で掲げる基本施策の現状評価
基本計画で掲げた7分野・47の施策ごとアウトカム（成果）について現状評価を実施
- ④ 「人口の定常化」に関する施策の現状評価
人口ビジョンで掲げた「人口の定常化」の実現に向け、出産・育児支援や移住促進に関する項目の現状評価を実施

(2) アンケート結果について

ア 子どもの権利について理解し、尊重している

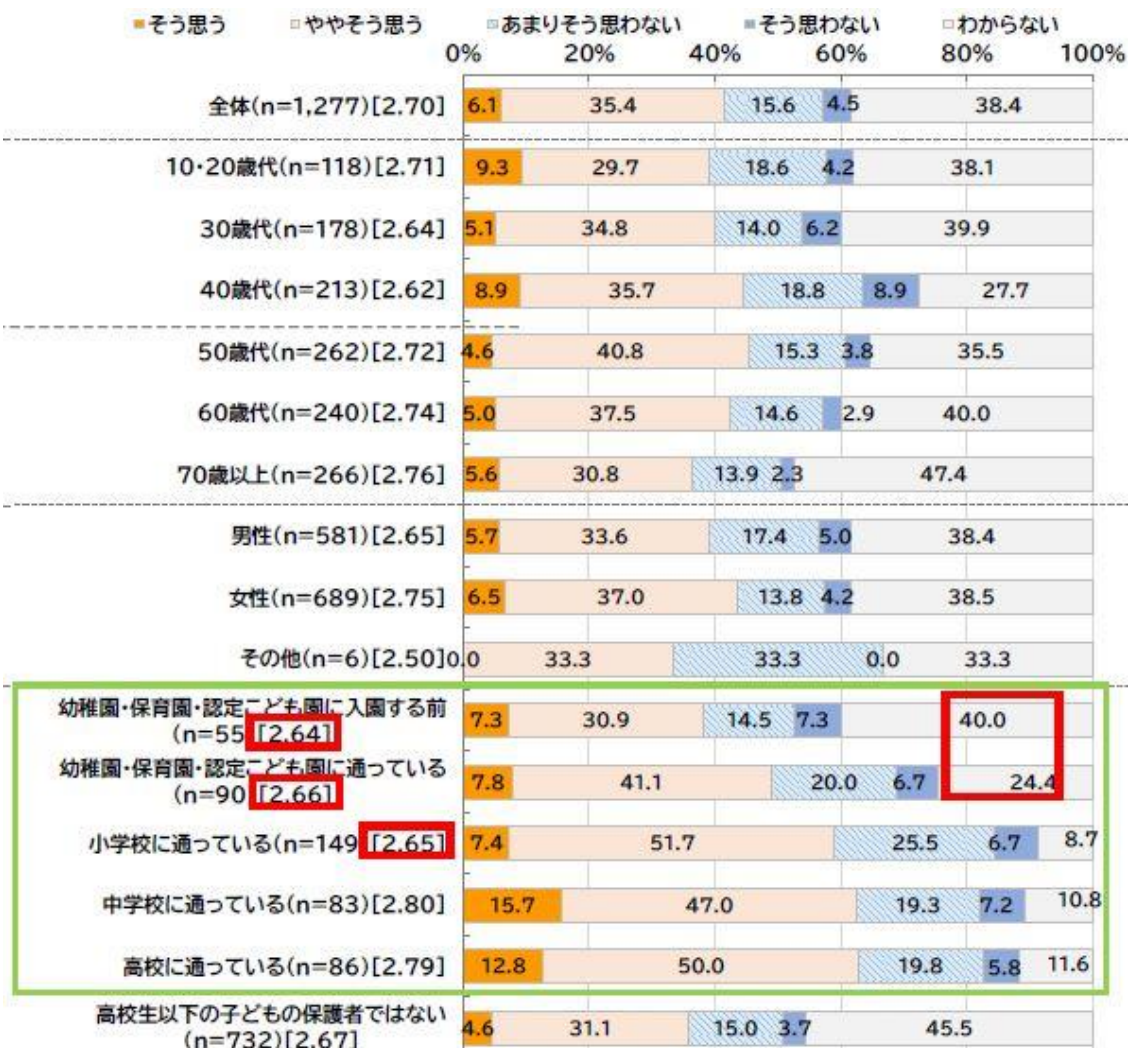
子どもの権利の尊重は、他者や多様性の尊重と同様、生活をしていく上で遵守しなければならない行動であり、全体の約2割が子どもの権利を理解・尊重していないことを課題として捉え、意識啓発を強化していく必要があります。



イ 子どもの権利が尊重され、子どもにやさしいまちである

平均点は、子どもの保護者では中央値2.50以上ですが、就学前の子ども及び小学生の保護者でやや低い傾向にあります。

わからないとする割合は、受益者を中心に見ると就学前の子どもの保護者で高くなっています。年代・性別で見ても、全ての層で2割以上となっています。子どもの権利の尊重は、理解を促進していくことが重要な施策であり、周知を強化していく必要があります。



第3章 基本理念、基本目標、施策の方向

1 基本理念

すべての子どもにやさしいまちづくり

子どもの権利は、子どもが成長し、自己実現していくために欠くことができない大切なものです。

子どもは、子どもの権利が保障されることで、一人ひとりの違いが「自分らしさ」として認められ、虐待やいじめ等から守られ、いのちを育み、成長していくことはもとより、自分の考えを自由に表現し、自分に関わる場に自由に参加することができます。

子どもは自分が大切にされることで、他の人の権利も考え、自他のいのちを尊び、子ども同士、子どもとおとなとのよい人間関係がつくられるようになります。

松本市は、そのような、子どもの権利の実現を目指し、子どもの権利条例を制定しました。

子どもの権利条例の前文に『わたしたちは「すべての子どもにやさしいまち」をめざします』と謳うように、次の基本目標に掲げるような、松本市らしい「子どもにやさしいまち」を目指します。

2 基本目標

以下の基本目標に沿ったまちづくりを目指します。

基本目標1 どの子どもいのちと健康が守られ、社会の一員として成長できるまち

子どもは、どの子ども一人の人間として尊重され、かけがえのないいのちを育み健やかに成長していく権利があります。子どものいのちと健康を守る取組みを推進するとともに、子どもが社会の一員として、自立した社会性のある大人へ成長できるように支援します。

基本目標2 どの子ども愛され、大切に育まれ、認められ、安心して生きることができるまち

子どもは、どの子ども一人ひとりの違いを「自分らしさ」として認められ、虐待やいじめ等から守られ、安心して生きていく権利があります。その権利の侵害に対しては、早急に子どもを救済し、心身の回復することを支援するだけでなく、子どもの権利についての学習を通して権利侵害が起きないような環境整備に努めます。

基本目標3 どの子ども松本の豊かな美しい自然と文化のなかで、のびのびと育つまち

松本市は北アルプス連峰や美ヶ原の豊かな自然環境に囲まれ、旧開智学校に象徴される学びを大切にする文化を育んできました。子どもたちが、その恵まれた環境の中で、自己肯定感を高めながら生き生きと過ごし、自分らしくのびのびと成長していけるように支援します。

基本目標4 どの子ども地域のつながりのなかで、遊び、学び、活動することができるまち

松本市は地域のコミュニティ活動が活発であり、地域住民によって地域の課題を掘り起こし、その解決に向けて地域の人材、つながりを大切にして地域づくりを進めています。子どもと地域のつながりを作ることにより、子どもが安心して日々の生活を過ごせるような居場所づくりを進めるとともに、子どもが主体的に遊び、学び、活動できるように、子どもが主語となる活動を地域が受け止められる環境づくりに努めます。

基本目標5 どの子ども自由に学び、そのための情報が得られ、支援が受けられ、自分の考えや意見を表現でき、尊重されるまち

子どもは、どの子ども自由に学び、感じたこと、考えたことを自由に表現したり、自分に関わる様々な場に参加する権利があります。子どもが自分の意見を育めるように、行政、学校、地域ではそれぞれ子どもの意見を尊重し、その意見が反映するように支援するとともに、子どもの主体的な学習について支援します。

基本目標6 どの子どもいろいろなことに挑戦し、たとえ失敗しても再挑戦できるまち

子どもは、いろいろなことに挑戦することや、失敗することで多くのことを学び成長します。たとえ失敗しても自信を無くさず、子どもの気持ちや希望を大切にしながら、子どもがいろいろなことに再挑戦していけるような環境づくりを進めます。

3 施策の方向（9つの施策の方向）

【施策の方向1】 子どものいのちと健康を守り、大切にする環境づくり

推進施策1 子どものいのちを守り、大切にする環境づくり

推進施策2 子どもの健康を守り、大切にする環境づくり

【施策の方向2】 子どもの権利の普及と学習への支援

推進施策1 子どもの権利の普及

推進施策2 子どもの権利に関する学習への支援

【施策の方向3】 子どもの相談・救済の充実

推進施策1 子どもの権利相談室「こころの鈴」の充実

推進施策2 子どもの権利に関する相談機関の充実

【施策の方向4】 子どもの意見表明・参加の促進

推進施策1 市政や社会における子どもの意見表明・参加の促進

推進施策2 学校における子どもの意見表明・参加の促進

推進施策3 地域における子どもの意見表明・参加の促進

【施策の方向5】 子どもの居場所づくりの促進

推進施策1 子どもの居場所づくりの推進

推進施策2 子どもの居場所としての環境づくり

【施策の方向6】 子どもが地域で健やかに成長するための支援

推進施策1 子どもが主語となる活動ができる地域づくり

推進施策2 地域で子どもが安心して育つことができる環境づくり

【施策の方向7】 子どもの育ちを支援する環境づくり

推進施策1 子どもが主体的に挑戦し、失敗しても再挑戦できる環境づくり

推進施策2 子どもが安心して育つことができる環境づくり

【施策の方向8】 若者が自らの居場所を得て、成長・活躍できるための支援

推進施策1 若者の意見表明・参加の促進

推進施策2 若者の居場所づくりの促進

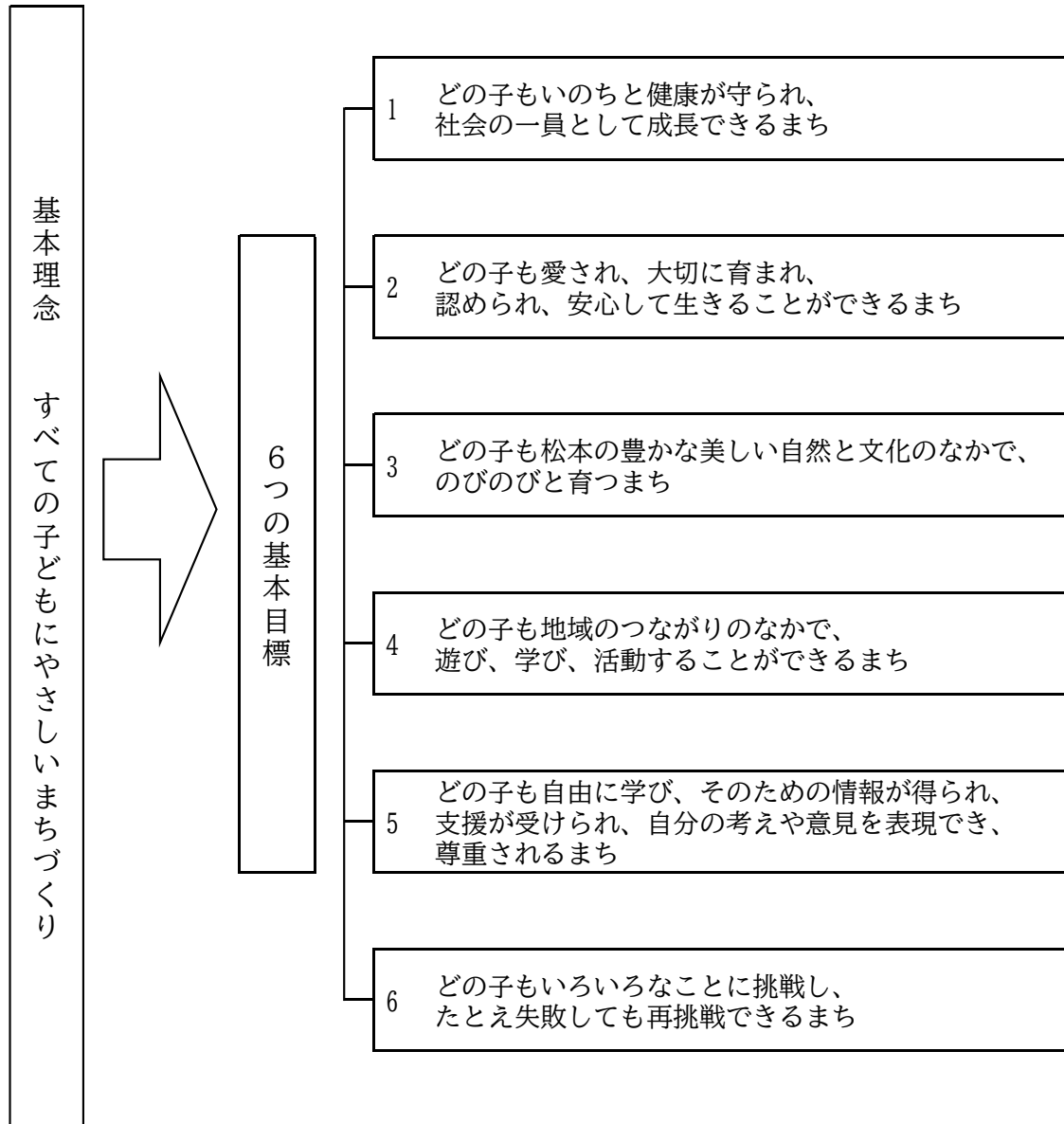
推進施策3 若者が幸福な生活を送ることができるための支援

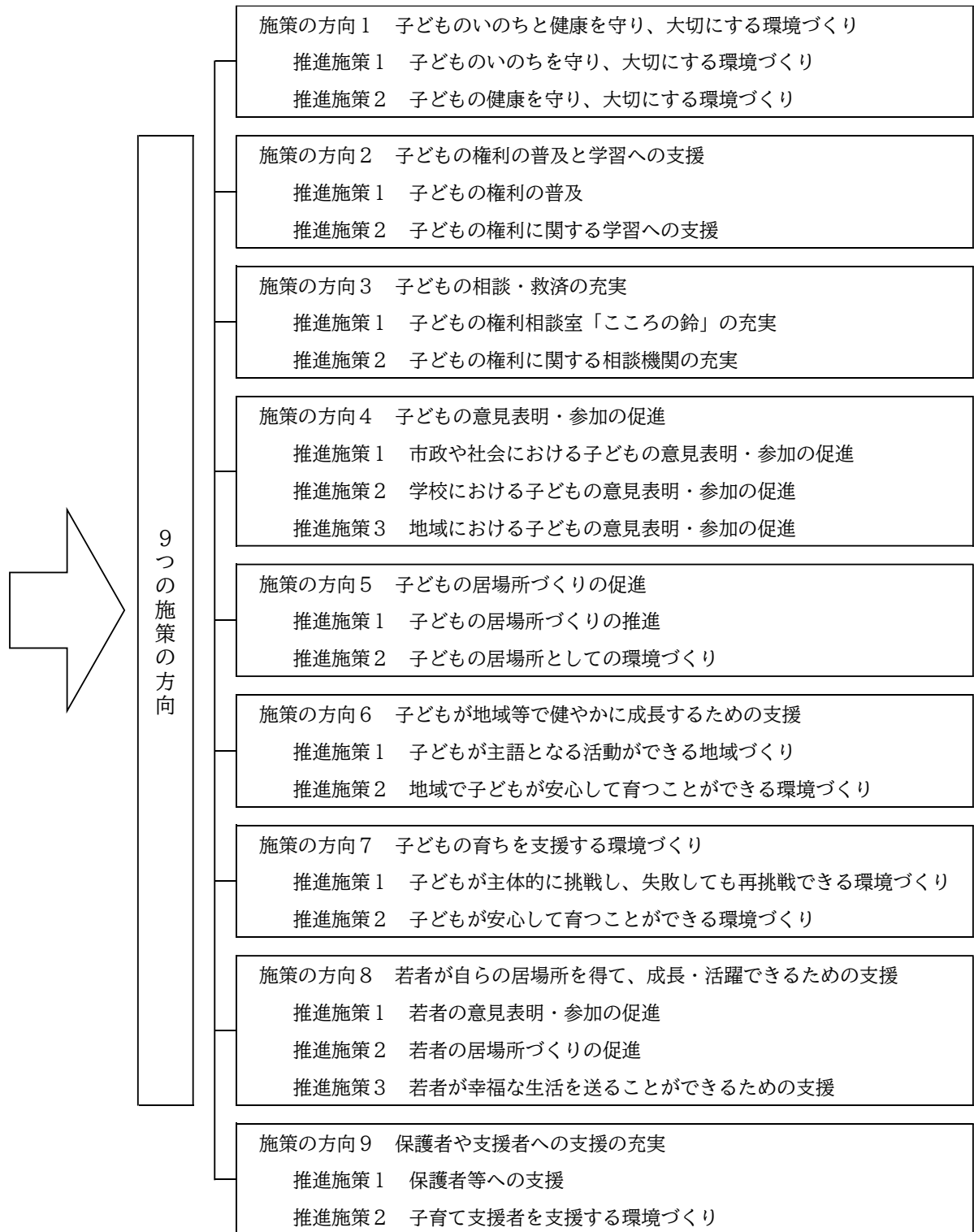
【施策の方向9】 保護者、支援者への支援の充実

推進施策1 保護者等への支援

推進施策2 子育て支援者を支援する環境づくり

4 基本理念、基本目標、施策の方向の体系図





第4章 推進施策と事業一覧

1 推進施策

【施策の方向1】 子どものいのちと健康を守り、大切に作る環境づくり

子どもの権利に関する条例条文抜粋

(子どもの安全と安心)

第7条 子どもは、あらゆる差別や虐待、いじめなどを受けることなく、いのちが守られ、平和で安全な環境のもとで、安心して生きる権利が尊重されます。

(環境の保護)

第14条 市などは、豊かで美しい自然が子どもの育ちを支えるために大切であることを認識し、子どもと共にその環境を守り育てよう努めます。

推進施策1 子どものいのちを守り、大切に作る環境づくり

かけがえのないいのちを大切にし、子どものいのちを守る取組みを推進します。

項 目		主 な 取 組 み
1	乳幼児家庭等の育児不安への支援	○妊娠期から出産・子育て期と切れ目のない相談・支援ができるよう、妊産婦・乳幼児健診、伴走型相談支援、産後ケア等を実施 ○「こんにちは赤ちゃん事業」等を通じた、支援が必要な家庭への早期援助の実施、孤立防止 ○育児不安を持つ就園前の親子関係を豊かにする母子支援教室を実施 ○子どものいのちを守るため、関係機関（児童相談所等）との連携を推進
2	小中学校等での「いのち」を守り大切に作る事業の推進	○いじめ防止のための小中学校での人権教育等の推進 ○いじめや不登校に関わる指導・助言・相談を行う自立支援教員の拡充 ○小中学校でいのちや性についての出前講座の推進 ○小中学校給食のアレルギー対応食による安全な給食の提供
3	子どもに寄り添い「いのち」を守り安全に過ごせる事業の推進	○子どもの権利相談室「こころの鈴」の相談体制の推進 ○住環境・交通環境等を整え、防災・減災及び交通事故防止事業を推進
4	豊かな感性を育む事業の推進	○豊かな感性を育むため、芸術等に触れ、親しむ事業を推進

推進施策2 子どもの健康を守り、大切に作る環境づくり

子どもの健康づくりの推進を図るとともに、遊び場づくり等を通して、子どもが自主的に自然に関わる環境を整えます。

項 目		主 な 取 組 み
1	子どもの心と体の健康づくりの推進	○子どものいのちと健康を守るため、健診や予防接種事業等の推進 ○乳幼児健診等による疾病、障がい等の早期発見等、保護者への育児支援を実施 ○子どもに関わる福祉医療サービス等の推進 ○子どもの体力向上の推進 ○地産地消推進事業をはじめ、望ましい食生活等の定着を図るため、食育事業を推進
2	屋外での自然体験や、小中学校等での環境教育の推進	○子どもが遊びの中で、自然に触れあえる事業を推進 ○小中学校、保育園・幼稚園での環境教育を推進

【施策の方向2】 子どもの権利の普及と学習への支援

子どもの権利に関する条例条文抜粋

(子どもの権利の普及と学習への支援)

第5条 市は、子どもの権利について、子どもにもわかりやすくその普及に努めます。

2 市は、育ち学ぶ施設や家庭、地域などにおいて、子どもが権利を学び、自分と他人の権利を尊重し合うことができるよう必要な支援に努めます。

(子どもの権利の日)

第6条 市は、子どもの権利について、子どもをはじめ市民の関心を高めるため、松本子どもの権利の日（以下「権利の日」といいます。）を設けます。

推進施策1 子ども権利の普及

子どもの権利（条例や条約）について、多様な方法や場を通して切れ目のない普及・啓発に取り組みます。

項 目		主 な 取 組 み
1	計画的な市民への周知・啓発	○全市民への継続的な子どもの権利等の周知・啓発 ○子どもの権利の日（11月20日）の前後を子どもの権利ウィークとし、啓発活動を拡充 ○多様性を認めるための周知・啓発 ○関係部局と連携した子どもの権利等の周知・啓発
2	幼児・低年齢児童への周知・啓発	○こどもプラザ、保育園等で、子どもの権利紙芝居を活用し、分かりやすく説明 ○児童センター等で、子どもの権利に関する幼児向けの絵本の活用、分かりやすい情報提供 ○周知・啓発する支援者への支援の充実
3	小中学校・高校等での周知・啓発	○小中学生や高校生を対象にした「子どもの権利」に関するパンフレット等による周知・啓発 ○子どもの権利の視点を取り入れた、人権啓発ポスター展の開催 ○高校生への効果的な周知方法の検討

推進施策2 子どもの権利に関する学習への支援

小、中学校及び児童福祉施設の職員へ子どもの権利に関する情報を提供するとともに、子どもの権利について専門知識のある団体等と連携を取りながら学習支援を進めます。

項 目		主 な 取 組 み
1	児童生徒への学習支援等	○子どもの権利学習パンフレットについて、小中学校と連携しながら必要により見直し、小中学校での活用を推進 ○子どもの権利について、専門知識のある民間団体等と連携し、小中学校や児童センターで子どものいのちや子どもの権利の学習を支援
2	保護者等への学習支援等	○保護者、子どもに関わる施設職員等への学習を支援 ○子どもの権利について、子育てガイドブック、子育て支援サイト等へ掲載し、未就学児の保護者へ周知 ○ブックスタート、セカンドブック等の機会を利用して子どもの権利に関する情報を提供
3	地域等での学習支援	○子どもの権利について、町会及び関係団体に出向いて講座を実施

【施策の方向3】 子どもの相談・救済の充実

子どもの権利に関する条例条文抜粋

（相談と救済）

第15条 子どもは、差別や虐待、いじめその他権利侵害を受けたとき、又は受けそうな状況に置かれたとき、その子ども自身が必要としている相談や救済を受けることができます。

2 市は、子どもの権利の侵害に関する相談や救済について、関係機関等と相互に連携し、協働するとともに、子どもとその権利の侵害の特性に配慮した対応に努めます。

（子どもの権利擁護委員）

第16条 市は、子どもの権利侵害に対して、速やかで効果的な救済に取り組み、回復を支援するために、松本市子どもの権利擁護委員（以下「擁護委員」といいます。）を置きます。

推進施策1 子どもの権利相談室「こころの鈴」の充実

「こころの鈴」について、子どもや子どもに関わる大人が、安心して相談できる体制及び環境整備を進めるとともに、小、中学校、高校、児童福祉施設等で分かりやすく効果的な普及・啓発に取り組みます。

項 目		主 な 取 組 み
1	相談救済体制整備の推進	○「こころの鈴」で安心して相談ができ、効果的な救済に向けた体制の推進及び職員の資質向上
2	環境整備の推進	○相談しやすい環境（場所・相談方法等）づくりの検討
3	分かりやすい周知・啓発の推進	○小中学生・高校生を対象にした「子どもの権利」に関するパンフレット等による周知・啓発 ○分かりやすい方法（カード、シール等）での周知や定期的な「こころの鈴」通信の発行
4	職員等による講演会や交流の推進	○子どもの権利擁護委員による講演会等を、小、中学校、高校等で行い「こころの鈴」につなげる活動を推進 ○「こころの鈴」の職員による、児童センター等での交流・相談の実施

推進施策2 子ども権利に関する相談機関の充実

子どもの権利に関する相談機関を充実するとともに、「こころの鈴」との連携を図り、子どもが安心して相談でき、効果的に救済されるように支援します。

項 目		主 な 取 組 み
1	小中学校、保育園・幼稚園等での相談体制の推進	○小中学校に心の相談の専門家を配置し、思春期に大切な教育及び相談を実施 ○スクールカウンセラーによる相談の推進
2	地域での相談体制の推進	○まちかど保健室、青少年相談等、子どもの相談の推進 ○児童虐待、子どもの貧困等の相談の推進 ○ジェンダー平等センターで実施している子育て、家庭内又は親子関係の相談の推進
3	相談機関等との連携の推進	○「こころの鈴」の活動報告を通した、市内の高校及び市内外の相談機関との連携の推進

【施策の方向4】 子どもの意見表明・参加の促進

子どもの権利に関する条例条文抜粋

(意見表明や参加の促進)

第4条 子どもは、子どもの権利条約などに定められている権利が保障されます。市などは、子どもが成長していくため、特に次に掲げる権利を大切にしていきます。

(4) 遊びや学びや活動を通して仲間や人間関係づくりができ、また、適切な情報提供などの支援を受けて社会に参加することができること。

第11条 市は、子どもが育ち学ぶ施設や社会の一員として自分の考えや意見を表明し、参加する機会やしぐみを設けるよう努めます。

(情報の提供)

第12条 市や育ち学ぶ施設関係者は、子どもの意見表明や参加の促進を図るため、市の子ども施策や育ち学ぶ施設の取組みなどについて、子どもが理解を深められるよう子どもの視点に立ったわかりやすい情報の提供に努めます。

推進施策1 市政や社会における子どもの意見表明・参加の促進

子どもが市政や社会に対して意見表明するための環境づくりや、様々な機会や事業を通じ、子どもが意見表明や社会参加できるよう支援します。

項 目	主 な 取 組 み
1 子どもの意見表明や社会参加の促進	○まつもと子ども未来委員会を開催し、市政等を学び・話し合い、市への意見表明を実施 ○子どもをめぐる情報に合わせ、子どもの視点に立った分かりやすい情報の提供 ○広島平和記念式典参加等を通して、いのちの大切さ等の意識の高揚 ○子どもの権利を推進する自治体との子ども交流事業を通じて、意見表明や参加を推進 ○子どもの社会参加を図るため、意識調査や学習会を開催し、意識を醸成

推進施策2 学校における子どもの意見表明・参加の促進

小、中学校の中で子どもが意見表明する機会を作るとともに、小、中学校についても子どもの意見を反映する環境整備を進めます。

項 目		主 な 取 組 み
1	小、中学校での意見表明の仕組みづくりの推進	○小、中学校の様々な活動で、自分の意見を言いやすくする環境づくり ○子どもの意見が反映されやすい仕組みづくり ○コミュニティスクールの運営委員会等で、子どもの意見を反映する仕組みづくり

推進施策3 地域における子どもの意見表明・参加の促進

地域の行事、児童センター等で子どもが意見表明したり、主体的に参加できる環境整備を進めます。

項 目		主 な 取 組 み
1	地域での意見表明や社会参加の促進	○児童センター等で、子ども運営委員会を開催し、施設運営への子どもの参加を推進 ○子どもに関係する施設の建設に当たり、子どもの意見を聴く仕組みづくり ○地域（町会、公民館、子ども会育成会等）で、子どもの意見表明や事業への参加を推進 ○地区の防災事業に子どもの視点を生かし、子どもが参加できる環境整備

【施策の方向5】 子どもの居場所づくりの促進

子どもの権利に関する条例条文抜粋

(子どもの居場所)

第13条 市などは、子どもが安心して過ごし、遊び、学び、活動したり文化にふれたりしていくために必要な居場所づくりの推進に努めます。

推進施策1 子どもの居場所づくりの推進

子どもの居場所の充実を図るとともに、困難を抱えた子どもや不登校の子どもの居場所の支援を充実させます。

項 目		主 な 取 組 み
1	子どもの居場所づくりの推進	○青少年の居場所づくり ○児童センター等の安心・安全な居場所づくりの推進 ○福祉ひろば等で、高齢者と子ども（幼少時から中高生）の世代間交流を実施
2	様々な事情を抱えた子どもの居場所づくりの推進	○子どもの豊かな食事、学習支援・保護者支援を行う居場所づくりを推進 ○ひきこもりがちな子どもの居場所づくり及び社会的自立に向けた支援の拡充
3	外国籍児童生徒等への支援	○外国籍児童生徒等の居場所の確保及び公民館での日本語教室等の推進

推進施策2 子どもの居場所としての環境づくり

子どもの居場所について、利用しやすくなるような環境整備を進めるとともに、施設職員のスキルアップを図ります。

項 目		主 な 取 組 み
1	居場所の環境づくりの推進	○市営住宅内の公園遊具の整備
2	居場所の安心・安全な施設整備の推進	○児童センター等で、子どもが安心・安全に過ごせる施設整備を推進 ○公園や運動施設等で、子どもが安心・安全に遊べるように、施設整備を推進

【施策の方向6】 子どもが地域等で健やかに成長するための支援

子どもの権利に関する条例条文抜粋

(市やおとなの役割)

第3条 市は、子どもの権利を尊重し、あらゆる施策を通じてその権利の保障に努めます。

4 市民は、地域が子どもの育つ大切な場であることを認識し、子どもの健やかな成長を支援するよう努め、子どもの権利の保障に努めます。

(地域における権利の保障と支援)

第10条 市民は、地域において子どもの権利を保障していくために必要な支援を受けることができます。

2 市民、事業者、市は、その役割を認識し、地域において、子どもを見守り、子どもが安全に安心して過ごすことができる地域づくりに努めます。

推進施策1 子どもが主語となる活動ができる地域づくり

子どもと地域の交流事業により、地域と子どものつながりを作るとともに、子どもが主語となる活動を地域で受け止め、促進するようにします。

項 目		主 な 取 組 み
1	子どもが主体的に関わる地域づくりの推進	○地域づくりセンターを中心に、地域活動に子どもの意見が反映され、主体的に関わる地域づくりを推進
2	子どもが地域等と関わる取組み及び活動を推進	○特色ある学校づくりの一環として、小中学校での「トライやるエコスクール事業」の推進 ○小中学校・家庭・地域が一体となって、子どもの育成に取り組む「コミュニティスクール事業」の推進 ○公民館での子育て支援事業の推進 ○家庭、地域等で、読聞かせ活動を推進

推進施策2 地域で子どもが安心して健やかに育つことができる環境づくり
 子どもの権利の実現に向けて、地域全体で取り組む仕組みづくりを進めるとともに、
 子どもが地域で安心して健やかに過ごせるように取り組めます。

項 目		主 な 取 組 み
1	子どもが地域で安心して過ごせる環境づくりの推進	○まつもと子どもスマイル運動の推進 ○地域で自主的に行う子育て支援の環境づくりを推進 ○地域での子どもの安全、防犯活動等の取組みを推進 ○地域での青少年の健やかな育ちを促す取組みを推進

【施策の方向7】 子どもの育ちを支援する環境づくり

子どもの権利に関する条例条文抜粋

(子どもの育ちを支援)

第4条 子どもは、子どもの権利条約などに定められている権利が保障されます。市などは、子どもが成長していくため、特に次に掲げる権利を大切にしていきます。

- (1) かけがえのない自分が大切で尊い存在であることを実感でき、主体的に成長していくことができるよう支援されること。
- (2) 平和や安全が確保されるなかで、あらゆる差別や虐待、いじめなどを受けて安心して生きていくことができること。
- (3) 自分の考えや意見が受け止められ、年齢や成熟に応じて尊重され、自分らしく生きていくことができること。

推進施策1 子どもが主体的に挑戦し、失敗しても再挑戦できる環境づくり
 子どもの思いや意見を大切にしながら、子どもがいろいろなことに何度でも挑戦でき、たとえ失敗しても再挑戦できる環境づくりを進めます。

項 目		主 な 取 組 み
1	子どもが主体的に挑戦できる環境づくり	○まつもと子ども未来委員会の子どもたちが、主体的に様々な事に挑戦できる活動を支援 ○子どもの権利フォーラムでの、子どもたちによる主体的な運営に挑戦できる活動を支援 ○子どもまつり等で、子どもたちの主体的な活動を支援 ○地域における子どもたちの主体的な活動を支援
2	社会的支援が必要な子どもへの支援	○ひきこもりがちな子どもへの学習支援や保護者への支援 ○不登校等の子どもたちや保護者への支援活動を拡充 ○NPOや地域等と連携し、親がいらない又は様々な事情で家族と一緒に暮らすことができずに施設に入所している子どもたちや日本語を母語としない子どもたちなど、社会的支援が必要な子どもを支援
3	支援団体との連携による自立支援の推進	○地域若者サポートステーション等と連携し、子どもの再挑戦（就労や自立支援等）への支援を推進

推進施策2 子どもが安心して育つことができる環境づくり

子どもが安心して育つことができるように、行政は様々な支援を行います。

項 目		主 な 取 組 み
1	子どもへの包括的支援	○メディアリテラシー教育による、適切な使い方等の普及の推進 ○子どもが安心して育つことができるように、様々な支援を推進
2	官民連携による情報整備	○行政・関係機関・市民及び子どもたちとの連携による、子どもに関する情報整備

【施策の方向8】 若者が自らの居場所を得て、成長・活躍できるための支援

推進施策1 若者の意見表明・参加の促進

若者が市政や社会に対して意見表明するための環境づくりや、様々な機会や事業を通じ、若者が意見表明や社会参加できるよう支援します。

項 目		主 な 取 組 み
1	若者の意見表明や社会参加の促進	○若者が核や平和の問題を実践的に学び、自ら考え、行動し、世界に平和を発信していくことができる人材を育成 ○若者が地域や多様な人と関わる機会を創出し、まちづくり等において活躍できるように若者の活動を総合的に支援

推進施策2 若者の居場所づくりの促進

社会性や豊かな人間性を育めるよう、若者の居場所の充実を図ります。

項 目		主 な 取 組 み
1	若者の居場所づくり	○地区公民館にフリースペースを開設し、地域との接点を生み出す「きっかけ」につなげるため、公民館職員等の大人を常駐させ、「ほど良い距離感」での関係性を構築 ○15歳以上35歳未満の青少年に対する福利厚生事業を実施し、青少年の居場所や出会い、学びの場を提供

推進施策3 若者が幸福な生活を送ることができるための支援

若者への経済的支援や困難を抱えた若者への支援、結婚・出産を希望する方の後押しとなる支援を充実させます。

項 目		主 な 取 組 み
1	若者への経済的支援	○「まちの魅力向上」や「地域の課題解決」に向けて挑戦する提案事業に対する財政的支援 ○若年層の地元企業への就職や定着を促進するため、松本市に居住する若者への経済的支援の実施
2	困難を抱えた若者への支援	○ひきこもりの現状及び若者の当事者の気持ちを理解し、対応の参考にしていくための研修会・講演会の開催
3	結婚・出産を希望する方の後押しとなる支援	○結婚相談の実施 ○出会いのイベント等の開催

【施策の方向9】 保護者や支援者への支援の充実

子どもの権利に関する条例条文抜粋

(家庭における権利の保障と支援)

第8条 保護者は、家庭において安心して子育てをし、子どもの権利を保障していくために必要な支援を受けることができます。

(育ち学ぶ施設における権利の保障と支援)

第9条 育ち学ぶ施設関係者は、育ち学ぶ施設において子どもの権利を保障していくために必要な支援を受けることができます。

推進施策1 保護者等への支援

保護者が家庭や地域等で安心して子育てができるように、行政は積極的な支援を行うとともに、子育て支援のための環境づくりを推進します。

項 目		主 な 取 組 み
1	子育て支援	○子育て支援サービスを円滑に利用できるように、関係する専門職が連携し、切れ目のない相談・支援を推進 ○外国にルーツを持つ未就学児の保護者への進学案内の実施 ○ファミリーサポートセンターによる、保育や送迎等の支援を実施
2	経済的支援	○安心して子どもを産み育てられるよう保護者等への経済的な支援を推進

推進施策2 子育て支援者を支援する環境づくり

子どもの育ちや学びに携わる職員等へのサポート体制を促進する等、子育て支援者等を支援するための環境づくりを推進します。

項 目		主 な 取 組 み
1	子育て支援に携わる職員等への支援	○教職員に対する支援(医師、弁護士、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等による支援)体制と連携の推進 ○子どもの学びに関わる職員に対する研修活動への支援 ○子育て支援ネットワークを通じた、研修会や交流会の促進 ○子どもの権利について支援し、コーディネートする市民サポーターの育成

2 推進施策別事業一覧

施策の方向1 子どものいのちと健康を守り、 大切にする環境づくり	推進 施策 項目 の 方向	事業 番号	事業名	事業概要	担当課	備考
	1-1-1	101	産後ケア事業	出産後の母親に対し、安心して育児できる環境を整備するため、心身のケア及び授乳・育児相談を医療機関等に委託し、利用料の一部を市が負担します。	健康づくり課	
	1-1-1	102	産婦健診事業	出産後の母親が育児への不安や生活環境の変化によって精神的に不安定になる「産後うつ」の早期発見や、新生児の虐待予防等を目的に健康診査費用を補助します。	健康づくり課	
	1-1-1	103	こんにちは赤ちゃん事業	生後4か月までの乳児のいる全家庭を民生児童委員等が訪問し、乳児家庭と地域をつなぎ、孤立を防ぎ乳児の健全育成を支援します。	こども福祉課	6-2-1 9-1-1
	1-1-1	104	新生児プレゼント事業	こんにちは赤ちゃん事業の訪問時に、乳児に「手作りの木製スプーン」を贈ることにより、食の大切さや物を大切にすることを伝えます。	こども福祉課	
	1-1-1	105	母子支援型教室	育児不安を抱える親子に、早期に母子愛着形成を促すための教室を開催します。	健康づくり課	
	1-1-1	106	家庭児童相談室事業	家庭における子育て全般の相談、子育て関連情報提供等の支援を行います。DV、離婚等自立に向けての支援、保護も女性相談センターと連携して行います。	こども福祉課	3-2-2
	1-1-1	107	伴走型相談支援	地区担当保健師等が中心となり、妊産婦等に対して妊娠期から出産・子育て期と切れ目ない支援を行うとともに、必要に応じて関係機関との連携や支援につながります。	健康づくり課	
	1-1-1	108	育児ママヘルプサービス事業	昼間に産褥婦や乳幼児を支援する方がいない家庭で、育児が困難な方、多胎児を出産した方等を対象として、助産師による育児に関する相談を行います。	健康づくり課	
	1-1-1	109	松本大北地域出産・子育て安心ネットワーク事業	松本地域で安心して出産・子育てができるよう、分娩医療機関と健診協力医療機関で妊婦情報を共有するための共通診療ノートの作成・配布、住民への広報活動などに取り組みます。 また、スマートフォン向けのアプリを制作・活用し、体験者が妊娠・出産・育児の疑似体験を通じて、この地域における産科医療機関のかかり方、妊娠出産の準備、受けられる行政支援といった、出産・子育てに関する情報を学ぶことができるようにします。	福祉政策課	9-1-1

施策の方向1 子どものいのちと健康を守り、 大切にできる環境づくり	項目 推進 施策 の方向	事業 番号	事業名	事業概要	担当課	備考
	1-1-1	110	児童虐待相談事業	児童虐待通告の受付、児童の安全確認等初期調査を行い、児童相談所との連携をします。子どものいのちを守ることを第一に、家庭に寄り添う支援を行います。	こども福祉課	
	1-1-1	111	児童虐待防止連絡事業	児童虐待防止のため松本市要保護児童対策地域協議会を開催し、関係機関と連携して、要保護児童への効果的な対応を行います。	こども福祉課	
	1-1-1	112	こども家庭センター	母子保健機能と児童福祉機能が連携し、妊産婦及び乳幼児の健康の保持・増進に関する包括的な支援及び子どもと子育て家庭（妊産婦を含む）の福祉に関する包括的な支援を切れ目なく提供します。	こども福祉課 健康づくり課	1-2-1 9-1-1
	1-1-2	113	いじめ防止対策の推進	学校におけるいじめ等の実態を把握し、対応について共有を図り、必要に応じて調査・審議します。	学校教育課	
	1-1-2	114	道徳教育の充実	全教育活動における人権を意識した道徳教育を実践します。	学校教育課	2-2-1
	1-1-2	115	学校人権教育推進	同和問題をはじめとする様々な人権問題を解決しようとする意欲と実践力を持った児童生徒を育てるために、学校での人権教育を推進します。	学校教育課	2-2-1
	1-1-2	116	児童生徒の人権教室	あらゆる人権問題解決への実践力を身につけるために様々な環境、年齢の児童生徒が集まって学習する機会を設けます。	学校教育課	2-2-1
	1-1-2	117	きめ細かな指導の充実	自立支援教員・学力向上推進教員等の配置、教育支援センターの設置、日本語を母国語としない児童生徒の支援をします。	学校教育課	
	1-1-2	118	思春期における心の問題への対応や、喫煙・薬物等に関する相談・教育	各学校において、思春期に大切な教育や教育相談を実施し、心の問題にかかわる専門家を配置します。喫煙や薬物に関する教育についても各学校で実施します。	学校教育課	3-2-1
	1-1-2	119	思春期保健対策事業	思春期の男女を対象として、タバコの影響、性感染症予防、生命の大切さを考える場を、各学校や団体等からの要望に応じて実施します。	健康づくり課	

施策の方向 1 子どものいのちと健康を守り、大切に する環境づくり	項目 推進 施策 の方向	事業 番号	事業名	事業概要	担当課	備考
	1-1-2	120	小中学校等への教育啓発	思春期の子どもに対し、困った時の対処法や、大人へ相談することの重要性について周知するため、小学4年生・中学2年生とその保護者へパンフレット等を配布します。 また、全小学校で1年生から、命や性に関する授業を行います。	健康づくり課 学校教育課	
	1-1-2	121	自殺予防対策事業	児童生徒及び保護者や教員向け出前講座「SOSの出し方に関する講座」・「CAPプログラム」を実施します。	健康づくり課	2-2-1 9-1-1
	1-1-2	122	アレルギー対応食提供事業	市作成の「学校給食における食物アレルギー対応マニュアル」に基づいた確実な作業を行うとともに、学校・家庭・給食センターの3者が相互に連携し、安全・安心なアレルギー対応食を提供します。	学校給食課	
	1-1-2	123	アレルギー対応食提供事業	保育園・幼稚園については、アレルギー対応食実施基準に基づき、アレルギー対応食を提供します。	保育課	
	1-1-2	124	小中学校の安全管理に関する取り組み	学校施設の劣化を抑制する改修・プールの改築・天井や壁の耐震対策・遊具点検・施設修繕・不審者対策等を見守る児童生徒の安全の確保や教育環境向上のため実施します。	学校教育課	
	1-1-2	125	防犯指導推進事業	危機管理マニュアルや防犯マップ等に沿った訓練の実施、校内パトロール、さすまた等を使用した模擬訓練など児童生徒の安全確保のための体制を整備します。	学校教育課	
	1-1-2	126	乳幼児とのふれあい体験事業	小中学校の指導計画により、保育園、幼稚園との交流学习や保育園・幼稚園の協力による保育実習を行います。	学校教育課	
	1-1-3	127	長野県交通災害共済事業	交通事故共済事業（県内15市）の加入及び見舞金の支給に係る事務を行います。義務教育以下の子どもの掛け金（年額100円/人）は市が負担します。	地域づくり課	
	1-1-3	128	住環境の整備促進事業（地区計画）	良質な住環境を確保するため、地区住民等関係者の合意の基に地区計画を決定し、建築行為の規制・誘導を行い良質な住環境の維持・保全を図ります。	都市計画課	
	1-1-3	129	公営住宅建設事業	ユニバーサルデザインを取り入れた住宅を建設します。	住宅課	
	1-1-3	130	市有施設ユニバーサルデザイン化推進事業	市営住宅における手摺りの設置、市有施設におけるユニバーサルデザインを取り入れた設計を推進します。	住宅課	

施策の方向 1 子どものいのちと健康を守り、大切に する環境づくり	施策の方向 推進項目	事業番号	事業名	事業概要	担当課	備考
	1-1-3	131	託児コーナー等 設置推進事業	トイレ整備の際に、トイレ内にベビー ベットやベビーホルダー等の託児コー ナーを設置します。	住宅課	
	1-1-3	132	生活ゾーン交通 安全対策事業	生活道路やゾーン30区域、通学路内 を通過する車両の交通量と速度を抑制 することで、交通事故の防止と走行空 間の確保を図ります。	自転車 推進課	
	1-1-3	133	歩行空間あんし ん事業	安全な歩行空間を確保するため、路肩 拡幅や歩道の出入口部分で凹凸が生じ ている、波打ち歩道の改修などを実施 します。	建設課	
	1-1-3	134	交通安全施設等 整備事業	歩道設置、路肩整備（側溝蓋掛け）、 路面標示等の交通安全施設の整備をし ます。	建設課 自転車 推進課	
	1-1-3	135	小学生自転車運 転免許証交付事 業	主に小学校4年生を対象に、交通ルー ルを遵守することへの意識付けのため、 自転車運転免許証を交付します。	自転車 推進課	
	1-1-3	136	子どもの事故防 止対策事業	交通事故を未然に防ぐために、警察等 と連携して保育園等で、子どもや保護 者向けの交通安全教室及び啓発活動 を実施します。また、交通安全意識を 高めるため、交通安全免許証、ランド セルカバー等を配布します。	自転車 推進課	
	1-1-3	137	子どもを守るパ トロール	「子どもを守るパトロールカー巡視中」 のステッカーを公用車両、学校及びP TA車両に貼付して犯罪の抑止効果を 図り、地域で一体となり防犯体制の一 層の強化を図ります。	学校教 育課	
	1-1-3	138	受動喫煙防止推 進事業	妊娠届出時に、受動喫煙を防止するた め、マタニティータグを配布します。	健康づ くり課	
	1-1-3	139	自転車ヘルメッ ト等着用促進事 業	自転車乗車時におけるヘルメット等の 着用を促進し、交通事故発生時におけ る市民の生命・身体の保護及び交通安 全意識の高揚を図ります。	自転車 推進課	9-1-2
	1-1-3	301	「こころの鈴」 の運営（相談体 制）	子どもの権利擁護委員及び調査相談員 を置き、子どもの権利侵害に対して、 救済、回復を支援します。	こども 育成課	3-1-1 3-1-2 3-1-3 3-2-3 7-1-2
	1-1-4	140	セイジ・オザワ 松本フェスティ バル 子どもの ための音楽会	子どもたちに本物の音楽に触れてもら うため、フェスティバル設立の年から 「子どものための音楽会」を開催し、 地元の子どもたちを無料で招待します。	国際音 楽祭推 進課	
	1-1-4	141	文化芸術活動の 推進	子どもが気軽に文化芸術に触れ合い、 参加できる事業を開催します。（信州・ まつもと大歌舞伎とまつもと街なか大 道芸を開催）	文化振 興課	

施策の方向1 子どものいのちと健康を守り、 大切に作る環境づくり	項目 推進 施策 の方向	事業 番号	事業名	事業概要	担当課	備考
	1-1-4	142	乳幼児情操教育事業	乳幼児期から豊かな情操を育むため、公立保育園幼稚園でクラシック音楽等を聴いたり、専門家による生の演奏を聴きます。	保育課	
	1-1-4	143	ブックスタート事業 セカンドブック事業 サードブック事業	10か月健診時に絵本をプレゼントするブックスタート事業、3歳児健診時に絵本をプレゼントするセカンドブック事業、小学校1年生の教室に学級文庫としてブックセットを設置するサードブック事業を行い、読書の習慣化に向けた取組みを行います。	中央図書館	2-1-2
	1-1-4	144	おはなし会	各図書館で定期的に、子供の年齢に応じて、絵本の読み聞かせやおはなし、紙芝居などによる「おはなし会」を行い、子供たちや保護者に楽しい本の世界を紹介します。	中央図書館	2-1-2
	1-1-4	145	「花を育てる心」育成事業	小中学校において環境及び情操教育の一環として「花を育てる心」育成事業を実施します。	学校教育課	
	1-1-4	146	こども教育普及事業（所蔵品カードの活用）	こどもが美術に親しむ機会を創出するため、美術館所蔵品をカードにした鑑賞教育教材を作成し、学校への出張講座や見学対応時に活用します。	美術館	
	1-1-4	147	子どもの短歌作品募集事業	窪田空穂記念館で、市内小中学校の児童・生徒から短歌を募集し、応募児童全員にその年の短歌集を配付します。	博物館	
	1-2-1	112	こども家庭センター	母子保健機能と児童福祉機能が連携し、妊産婦及び乳幼児の健康の保持・増進に関する包括的な支援及び子どもと子育て家庭（妊産婦を含む）の福祉に関する包括的な支援を切れ目なく提供します。	こども福祉課 健康づくり課	1-1-1 9-1-1
	1-2-1	148	乳幼児健診・乳児一般健康診査	乳幼児の疾病、障がい等の早期発見、成長の確認、及び健康増進とその保護者への育児支援をします。	健康づくり課	
	1-2-1	149	育児学級	離乳食初期教室、離乳食中期教室、多胎児の交流会を実施します。	健康づくり課	
	1-2-1	150	妊婦一般健康診査	妊娠中の異常を早期に発見し、母体や胎児の健康確保をするため、健診費用の補助をします。	健康づくり課	
	1-2-1	151	母子健康手帳交付	育児不安を解消し、健全な子育てができるよう、妊娠・出産・育児に関する母子の健康状態を記録するものとして妊娠届出の際に母子健康手帳の交付と妊婦相談を行います。	健康づくり課	
	1-2-1	152	地域保健活動	地域での保健活動を推進するため、35地区に地区担当保健師を配置し、育児支援を実施します。	健康づくり課	

施策の方向1 子どものいのちと健康を守り、大切に する環境づくり	施策の方向 推進項目	事業番号	事業名	事業概要	担当課	備考
	1-2-1	153	母乳・育児相談事業	育児困難や育児不安解消のため、母乳相談や育児相談を行います。また、助産院や医療機関等に委託し、市が費用の助成を行います。	健康づくり課	
	1-2-1	154	育児・健康相談	心身の健康に関する悩みに対応するため、保健センターや支所・出張所等において面接や電話、オンラインによる相談を実施します。	健康づくり課	
	1-2-1	155	二次乳幼児健診による専門的な相談	乳幼児健診及び健康相談等で経過観察が必要と思われる乳幼児等に対し、発達の相談や育児支援を行うため、専門職による相談等を行います。	健康づくり課	
	1-2-1	156	新生児訪問	新生児の心身の健全な発育とその保護者の育児支援のため、訪問による健康相談を実施します。 (出産子育て応援給付金事業の産後の伴走型相談支援として実施)	健康づくり課	
	1-2-1	157	歯科管理登録事業	幼児の虫歯罹患率を減少させるため、定期健診、口腔衛生指導、予防処置等を実施します。	健康づくり課	
	1-2-1	158	予防接種	予防接種法に基づき、感染症の発生、蔓延を防ぐために予防接種を実施します。また任意予防接種への補助を行い、感染の拡大の予防を図ることで、市民の健康保持に寄与します。	健康づくり課	
	1-2-1	159	私立幼稚園歯科集団指導	口腔内の状態を知り、生活習慣の見直しの動機付けを図るために、私立幼稚園で指導を行います。	健康づくり課	
	1-2-1	160	母子栄養指導	豊かな食習慣を育て、健やかな心と体の自立を目指すため、乳幼児健診、育児学級等での栄養相談、保育園での肥満、やせに対する継続的な指導及び効果判定を行います。	健康づくり課 保育課	
	1-2-1	161	歯科健診・歯科指導	乳幼児健診・育児学級や保育園・幼稚園で歯科に関する指導を行い、継続的に歯科健診・指導を行います。	健康づくり課 保育課	
	1-2-1	162	小児科医出前講座事業	小児科医師が講師となり、市内の保育園等を会場に保護者等を対象として、子どもが急病になったときの対応法等について講座を開催します。	福祉政策課	
	1-2-1	163	小児救急医療対策事業	初期救急医療体制の整備、子育て支援の充実及び二次救急病院の負担軽減の為、小児科・内科夜間急病センターを開設、運営をします。	福祉政策課	
	1-2-1	164	子育て支援講座	夜間急病センターのスタッフ等が講師となり、保護者等を対象として子どもが急病になったときの対応方法について講座を開催します。	福祉政策課	

施策の方向 1 子どものいのちと健康を守り、大切に する環境づくり	施策の方向 推進 項目	事業 番号	事業名	事業概要	担当課	備考
	1-2-1	165	福祉医療費給付事業	保険給付対象医療費の自己負担分について助成します。	こども福祉課	
	1-2-1	166	障がい児医療費助成事業	一定の障がいのある児童に、保険給付対象医療費の自己負担分について助成します。	こども福祉課	
	1-2-1	167	児童発達支援事業	就学前の心身障がい児が保護者とともに通園し、基本動作の指導や集団生活への適応訓練指導等を行います。	こども福祉課	
	1-2-1	168	放課後等デイサービス事業	学校通学中の障がい児に対して、放課後や長期休暇中に、生活能力向上のための訓練を実施します。	こども福祉課	
	1-2-1	169	児童生徒保健管理事業	児童生徒の生活習慣病の予防対策を含む、健康管理上必要な検査や、検査機器、消耗品類の整備を進めます。	学校教育課	
	1-2-1	170	受動喫煙防止対策事業	子どもの受動喫煙を防ぐため、健診時に家族の喫煙状況を確認し、喫煙している家族に対し、禁煙啓発・指導を積極的に行います。	健康づくり課	
	1-2-1	171	親子体操教室	親と子が遊びながら運動の楽しさを味わい、運動が好きになることで子どもの心と体に健全な発達を促すため、2歳以上の未就園児を対象に親子体操教室を実施します。	スポーツ事業推進課	
	1-2-1	172	保育園幼稚園芝生化整備事業	園庭芝生化を実施します。	保育課	
	1-2-1	173	食育推進事業	食生活改善推進協議会と協働し、小学生の親子を対象にした調理実習や食生活についての栄養講話等を行います。また、乳幼児期には乳幼児健診、育児学級、母子手帳アプリを通じた食に関する情報の発信、中学・高校の卒業生にはレシピ集の配布を行う等、ライフステージに合わせた情報提供を行うことで食に関する関心を高めます。	健康づくり課	
	1-2-1	174	保育園における食に関する学習事業	食育の推進として、実習を含めた栄養士等による食に関する学習会を実施します。	保育課	
	1-2-1	175	子ども・若者農業体験支援事業	子どもたちを対象に、農業者、農業団体等が独自のアイディア・方法により地元産の食材等を教材とした食育活動・農業体験学習を実施し、子どもたちの地域における食や農業への理解を深めます。	農政課	
	1-2-1	176	地産地消推進事業	学校給食における、地元食材を使用した献立による「松本の日」の実施や、子どもたちが農作物の収穫体験等を行った食材を学校給食に取り入れます。	学校給食課	

施策の方向 1 子どものいのちと健康を守り、大切に する環境づくり	施策の方向 推進 項目	事業 番号	事業名	事業概要	担当課	備考
	1-2-1	177	学校での食育事業の推進	毎日の給食を通して、正しい食事の取り方や望ましい食習慣の定着、食を通じた豊かな人間性の形成等、子どもたちの心身の健全育成を図ります。	学校給食課	
	1-2-1	178	薬物乱用防止対策事業	青少年を薬物乱用の危険から守るため、小中学校での啓発講座の開催及び市民総ぐるみで薬物乱用防止を啓発するための街頭啓発活動を実施します。	こども育成課	
	1-2-1	179	メディアリテラシー教育推進事業	スマートフォン・インターネットの正しい使い方や家庭でのルールづくりなどについて、子どもと保護者を対象とした講座を実施します。	こども育成課	7-2-1 9-1-1
	1-2-1	180	障がい児保育事業	集団保育が可能で、日々通園することのできる心身に障がいを持つ児童に対して、健常児と集団で保育を実施します。	保育課	
	1-2-1	181	中学校トイレへの生理用品配置事業	生理用品を必要とする子どもを支援するため、市立中学校トイレに生理用品を配置し、学校内で困った時に速やかに使用できる環境づくりを進めます。	学校教育課	
	1-2-2	182	ネイチャリングフェスタ	「自然とのふれあい」をテーマに、体験プログラムを実施します。	こども育成課	
	1-2-2	183	公園整備事業	年次計画により、アルプス公園等の総合公園から、ごく身近な開発行為緑地まで、緑豊かで安全で快適に利用できる公園を整備します。必要な場所へインクルーシブ遊具を設置します。	公園緑地課	4-3-1 5-2-2
	1-2-2	184	美ヶ原少年自然の家運営事業	自然との関わりや集団生活を通じて、児童生徒の健全な心身発達を図ります。	学校教育課	
	1-2-2	185	スポーツ少年団等支援事業	スポーツ少年団の育成指導及び援助とともに、スポーツ少年団指導者及びリーダーの養成により、子どもの健やかな心身の育成を図ります。	スポーツ事業推進課	
	1-2-2	186	夏休み・水の研究お助け隊	小学生親子を対象として、水の循環をテーマに、私達が毎日使った水をきれいにする仕組みについて学ぶ講座を夏休み期間中に開催します。	下水道課	
	1-2-2	187	環境教育の充実	環境教育を推進し、子どもから大人までのあらゆる世代における人々の環境保全意識の醸成を目指します。	環境・地域エネルギー課	
	1-2-2	188	園児を対象とした参加型環境教育事業	保育園（幼稚園）の年長児を対象に「ごみの分別」、「食べ残し」等の身近なテーマを取り上げた参加型の環境教育を実施します。	環境・地域エネルギー課	
	1-2-2	189	食品ロスをテーマとした小学校環境教育	食べ物を「もったいない」という気持ちで育まれるように、市内の小学3年生を対象に、食品ロスをテーマとした環境教育を実施します。	環境・地域エネルギー課	

施策の方向1 子どものいのちと健康を守り、大切に する環境づくり	項目 推進 施策 の 方向	事業 番号	事業名	事業概要	担当課	備考
	1-2-2	190	太陽光発電設備 設置事業	各小中学校において、太陽光発電を継 続し、地球温暖化対策及び環境教育を 推進します。	学校教 育課	
	1-2-2	191	中高層建築物の 建築に係る良好 な近隣関係の保 持に関する取組 み	中高層建築物（高さ15m超え）の建 築に関し、建築主等が配慮すべき事項 や建築計画の事前説明を義務付けるこ とにより、良好な近隣関係を保持し、 安全で快適な居住環境の保全を図ります。	建築指 導課	

施策の方向2 子どもの権利の普及と学習への支援	施策の方向 項目	事業番号	事業名	事業概要	担当課	備考
	2-1-1	201	市政広報番組制作事業	市政広報（番組も含む）による子どもの権利や子どもにやさしいまちづくり事業を紹介します。	こども育成課	
	2-1-1	202	子どもの権利ウィーク	松本子どもの権利の日（11月20日）の前後を子どもの権利ウィークとし、啓発活動を充実します。 子どもの健やかな育ちを支援するため、子どもの文教施設等の利用を促進します。	こども育成課	
	2-1-1	701	「松本子どもの権利の日」市民フォーラム・青少年健全育成市民大会	市民フォーラムにおいて子どもが主体的に活動します。 青少年健全育成活動を推進するため開催します。	こども育成課	7-1-1
	2-1-2	143	ブックスタート事業 セカンドブック事業 サードブック事業	10か月健診時に絵本をプレゼントするブックスタート事業、3歳児健診時に絵本をプレゼントするセカンドブック事業、小学校1年生の教室に学級文庫としてブックセットを設置するサードブック事業を行い、読書の習慣化に向けた取組みを行います。	中央図書館	1-1-4
	2-1-2	144	おはなし会	各図書館で定期的に、子どもの年齢に応じて、絵本の読み聞かせやおはなし、紙芝居などによる「おはなし会」を行い、子どもたちや保護者に楽しい本の世界を紹介します。	中央図書館	1-1-4
	2-1-2	203	子どもの権利紙芝居	子どもの権利を子どもたちに分かりやすく伝えるため、子どもの権利紙芝居を活用します。	こども育成課	
	2-1-2	204	子どもの権利推進に資する絵本の活用	子どもの権利を子どもたちに分かりやすく伝えるため、子どもの権利に関する絵本を活用します。	こども育成課	
	2-1-3	205	人権啓発ポスター展の開催	「人権」をテーマとしたポスターを小中学生から募集し、その作品のポスター展を開催します。	人権共生課	
	2-1-3	206	性の多様性理解促進事業	多様な性のあり方、SOGIへの理解を深めるための講座を実施するとともに、性的マイノリティ専門相談に応じます。（にじいろのまち相談）	人権共生課	3-2-2
	2-1-3	207	子どもの権利学習パンフレットの活用	小・中学生を対象とした子どもの権利学習パンフレットの見直しと高校生へのパンフレット等を作成し、周知啓発に活用します。	こども育成課	
	2-2-1	114	道徳教育の充実	全教育活動における人権を意識した道徳教育を実践します。	学校教育課	1-1-2
	2-2-1	115	学校人権教育推進	同和問題やいじめをはじめとする様々な人権問題を解決しようとする意欲と実践力をもった児童生徒を育てるために、学校での人権教育を推進します。	学校教育課	1-1-2

施策の方向 2 子どもの権利の普及と学習への支援	施策の方向 推進項目	事業番号	事業名	事業概要	担当課	備考
	2-2-1	116	児童生徒の人権教室	あらゆる人権問題解決への実践力を身につけるために様々な環境、年齢の児童生徒が集って学習する機会を設けます。	学校教育課	1-1-2
	2-2-1	121	自殺予防対策事業	児童生徒及び保護者や教員向け出前講座「SOSの出し方に関する講座」・「CAPプログラム」を実施します。	健康づくり課	1-1-2 9-1-1
	2-2-1	208	子どもの権利の授業	小・中学校で、子どもの権利学習パンフレットを使用して、子どもの権利の授業を実施します。	学校教育課	
	2-2-1	209	子どもの権利に関する教材の改訂	学習パンフレットをより良いものにするため見直しを行います。	こども育成課 学校教育課	
	2-2-1	210	男女共同参画意識啓発事業	5年に1回実施している「男女共同参画・人権に関する意識調査」の中で、中高生を対象に、暴力や虐待・DVについての調査を行うとともに、高校生を対象とした「デートDV防止出前講座」を実施し、男女共同参画の視点からの人権尊重・人権教育を行います。	人権共生課	
	2-2-2	211	子どもの権利学習会	子どもや保護者、地域の大人、教員等子どもに関わる施設の職員を対象とした、子どもの権利の出前講座や講演会等を開催し、子どもの権利の広報を行うとともに、学習を支援します。	こども育成課	2-2-3 3-1-4
	2-2-2	212	保護者や教職員を対象とした子どもの権利学習支援	保護者や教職員等を対象に子どもの権利の広報や研修会を開催します。	こども育成課	
	2-2-2	213	保護者に対する子どもの権利の広報	子育てガイドブック、子育て支援サイトはぐまつ等により、子どもの権利を広報します。	こども育成課	
	2-2-3	211	子どもの権利学習会	子ども、保護者、地域の大人、教員等子どもに関わる施設の職員を対象とした、子どもの権利の出前講座や講演会等を開催し、子どもの権利の広報を行うとともに、学習を支援します。	こども育成課	2-2-2 3-1-4
	2-2-3	807	青少年ひきこもり支援事業	当事者及び家族、支援者、関心のある方を対象に、ひきこもりの現状及び若者の当事者の気持ちを理解し、対応の参考にしていくための研修会・講演会を開催します。	生涯学習課・中央公民館	8-3-2 9-1-1 9-1-2

施設の方 向3 子どもの相談・救済の充実	施策の推進方向	事業番号	事業名	事業概要	担当課	備考
	3-1-1	301	「こころの鈴」の運営（相談救済体制整備）	安心して相談でき、効果的な救済に向けた体制の推進及び職員の資質向上を図ります。	こども育成課	1-1-3 3-1-2 3-1-3 3-2-3 7-1-2
	3-1-2	301	「こころの鈴」の運営（環境整備）	相談しやすい環境（場所・相談方法等）づくりの検討を行います。	こども育成課	1-1-3 3-1-1 3-1-3 3-2-3 7-1-2
	3-1-3	301	「こころの鈴」の運営（周知・啓発）	小中学生・とりわけ高校生を対象にした「子どもの権利」に関するパンフレット等による周知・啓発 分かりやすい方法（カード、シール等）での周知や定期的に「こころの鈴」通信を発行します。	こども育成課	1-1-3 3-1-1 3-1-2 3-2-3 7-1-2
	3-1-4	211	子どもの権利学習会	子どもや保護者、地域の大人、教員等子どもに関わる施設の職員を対象とし、子どもの権利や相談救済の出前講座や講演会等により、子どもの権利やこころの鈴の周知を図るとともに、職員等との交流や相談に応じます。	こども育成課	2-2-2 2-2-3
	3-1-4	302	子どもの権利擁護委員による講演会	子どもの権利擁護委員が学校等で子どもの権利について講演会や授業等を行います。	こども育成課	
	3-2-1	118	思春期における心の問題への対応や、喫煙・薬物等に関する相談・教育	各学校において、思春期に大切な教育や教育相談を実施し、心の問題にかかわる専門家を配置します。喫煙や薬物に関する教育についても各学校で実施します。	学校教育課	1-1-2
	3-2-1	303	相談体制の強化	子どもの相談に丁寧に対応するとともに、相談しやすい環境整備を進めます。また、必要場合は県費スクールカウンセラーの活用も視野に支援します。	学校教育課	
	3-2-1	304	教育相談員等の活用事業	子どもの発達・就学・教育に関する相談や指導助言等を行います。	こども発達支援課	
	3-2-1	305	保育園での相談事業	保育園に通っている子どもの保護者又は地域の子育て中の保護者の相談を実施します。	保育課	
	3-2-1	306	ヤングケアラー支援	ヤングケアラー・コーディネーターを配置し、ヤングケアラーの状態にある子どもへの相談・支援を行います。併せてヤングケアラーの実態把握及び関係機関等への周知啓発活動を行います。	こども福祉課	

施設の方角3 子どもの相談・救済の充実	施策推進項目 の方角	事業番号	事業名	事業概要	担当課	備考
	3-2-2	106	家庭児童相談室事業	家庭における児童の全般的相談を行います。	こども福祉課	1-1-1
	3-2-2	206	性の多様性理解促進事業	多様な性のあり方、SOGIへの理解を深めるための講座を実施するとともに、性的マイノリティ専門相談に応じます（にじいろのまち相談）。	人権共生課	2-1-3
	3-2-2	307	ジェンダー平等センター相談事業	面接及び電話による人間関係等の相談や、キッズコーナーにおける子育て相談、子どもの相談窓口を利用しづらい青少年の相談等に対応します。	人権共生課	
	3-2-2	308	まちかど保健室	心や体に不安を抱える中・高校生の相談に応じます。	こども育成課	
	3-2-2	309	青少年相談	青少年の相談に応じます。	こども育成課	
	3-2-3	301	「こころの鈴」の運営（関係機関との連携）	こころの鈴の活動報告を通じて、相談機関との連携を図ります。	こども育成課	1-1-3 3-1-1 3-1-2 3-1-3 7-1-2

施策の方向 4 子どもの意見表明・参加の促進	施策の方向 推進項目	事業番号	事業名	事業概要	担当課	備考
	4-1-1	401	まつもと子ども未来委員会	子どもの意見表明や参加の機会として「まつもと子ども未来委員会」を開催します。	こども育成課	7-1-1
	4-1-1	402	子どもへの情報提供	子どもへの情報提供について、子どもたちから意見を募り、子どもの視点による情報提供に努めます。	こども育成課	
	4-1-1	403	広島平和記念式典参加事業	若い世代に対して、広島平和記念式典への参加や被爆体験者の講話などを通して、原爆の恐ろしさや平和の尊さ、命の大切さを自らの五感で実感し、平和や人権に関する意識の高揚を図ります。	平和推進課	
	4-1-1	404	松本市平和三行詩コンクール	「平和」をテーマにした三行詩を募集・公開し、幅広い世代に平和について考える機会を持っていただくと同時に、詩に込められた平和への思いを多くの皆さんに感じとっていただくことで、市民全体の平和意識高揚を図ります。	平和推進課	
	4-1-1	405	子ども交流事業	子どもの権利条例のあるまちとの子ども交流事業を実施します。	こども育成課	
	4-1-1	406	ユニバーサルデザイン普及啓発事業	誰もが安全で、安心して暮らすことのできる「ユニバーサルデザインのまちづくり」を推進するため、行政、市民、民間団体、事業者等が協働して、ユニバーサルデザイン（UD）の考え方の普及を図ります。	総合戦略室	
	4-1-1	407	男女共同参画・人権アンケート	次期男女共同参画計画策定の基礎資料とすることを目的に5年に1度実施している「男女共同参画意識調査」と同時期に実施し、人権教育や男女共同参画啓発に活用します。	人権共生課	
	4-1-1	408	明るい選挙推進啓発ポスター事業	明るい選挙実現の一助とするため、市内の小・中・高校生を対象に、明るくきれいな選挙の推進に役立つ啓発ポスターを募集し、参政権の意識啓発を図ります。	選挙管理委員会事務局	
	4-2-1	409	意見表明しやすい環境を作るための取組み	これまで同様、学校の児童会・生徒会、学級会、部活動で、子どもが自分の意見を持ち、その意見を言いやすくする環境づくりに努めます。	学校教育課	
	4-2-1	410	子どもの意見が反映されやすい仕組みづくりへの取組み	これまで同様、三者懇談会や学校評価を通して、子どもの意見を聴き、反映するような仕組みづくりに努めます。	学校教育課	
	4-2-1	411	特別支援教育の充実	特別支援教育支援員の配置、「ふれあい教育展」充実のための運営支援をします。	学校教育課	

施策の方向 4 子どもの意見表明・参加の促進	推進項目 施策の方向	事業番号	事業名	事業概要	担当課	備考
	4-2-1	603	コミュニティスクール事業	学校と地域が連携・協働しながら、子どもたちを地域全体で見守り育てる地域づくりを目指して、地域の中でしか体験できないことを学ぶ貴重な機会とします。	生涯学習課・中央公民館、学校教育課、地域づくり課	6-1-2
	4-3-1	183	公園整備事業	年次計画により、アルプス公園等の総合公園から、ごく身近な開発行為緑地まで、緑豊かで安全で快適に利用できる公園を整備します。必要な場所へインクルーシブ遊具を設置します。	公園緑地課	1-2-2 5-2-2
	4-3-1	412	子ども運営委員会	児童館、児童センターで、子ども自身が事業内容や運営について話し合う「子ども企画事業」をしたり、施設運営について考える「子ども運営委員会」を実施します。	こども育成課	
	4-3-1	413	子どもに関わる施設における子どもの意見取入れ	児童センター等の施設の建設の際には子どもからの意見を聞き、その意見を尊重します。	こども育成課	
	4-3-1	414	子ども会活動支援	市内35地区の子ども会育成会への助成及び松本市子ども会育成連合会が取り組むリーダー講習会やジュニア・リーダー育成事業を共催し、子ども会活動の中心となる人材育成を支援します。	こども育成課	7-1-1
	4-3-1	415	立志式（里山辺地区、入山辺地区）	里山辺、入山辺で暮らす中学2年生を対象に立志式を行います。「地域に住む自分」を意識させ、将来の夢を持って志を新たにし、将来の決意や目標等を明らかにします。	生涯学習課・中央公民館	
	4-3-1	416	地区文化祭、運動会等イベント	各地区の文化祭・運動会等のイベントで、展示・発表・競技参加等の場を作ります。	生涯学習課・中央公民館	
	4-3-1	417	出前講座（危機管理）	職員が児童館・児童センター・公民館等へ出向き、地震や水害について分かりやすい話やゲームを行い、身近で起こり得る危険やその対処方法を学びます。	危機管理課	

施策の方向	項目 推進 施策 の方向	事業 番号	事業名	事業概要	担当課	備考
施策の方向5 子どもの居場所づくりの推進	5-1-1	501	子ども居場所づくり推進事業	子どもの孤食や欠食を防ぐとともに、学習支援や保護者支援を行う居場所づくりを推進します。	こども福祉課	7-1-2
	5-1-1	502	放課後子ども教室推進事業	学校の余裕教室や地域施設を活用し、小学生の安心・安全な居場所を設けて地域住民との交流活動等を実施します。	こども育成課	
	5-1-1	503	放課後児童健全育成事業	児童館・児童センター・放課後児童クラブ等において、就労等で放課後留守家庭になる小学生の保育を実施します。	こども育成課	
	5-1-1	504	児童館等運営事業	26館の児童館・児童センターを運営します。	こども育成課	
	5-1-1	505	地区福祉ひろば世代間交流	高齢者と子ども（幼少時～中高生）との世代間交流を実施します。	地域づくり課	
	5-1-1	506	地区福祉ひろば子育て支援事業	身近な地域で親同士・子ども同士が触れ合い、ともに育つ場の1つとして、福祉ひろばを位置付け、未就園児とその父母を対象とした事業を実施します。	地域づくり課	9-1-1
	5-1-1	507	青少年の居場所	青少年が休日、放課後に活動できる体育施設、市施設での居場所を提供します。	こども育成課	
	5-1-1	508	町内公民館活動	各町内公民館で子どもを対象にした事業を計画し実施しています。必要に応じて、地区公民館でも活動への支援を行います。	生涯学習課・中央公民館	
	5-1-1	509	地区公民館フリースペース開放事業	地区公民館にフリースペースを開設し、地域との接点を生み出す「きっかけ」につなげるため、公民館職員等の大人を常駐させ、「ほど良い距離感」での関係性を構築します。	生涯学習課・中央公民館	6-1-2 8-2-1
	5-1-1	803	青少年ホーム事業	15歳以上35歳未満の青少年に対する福利厚生事業を実施し、青少年の居場所や出会い、学びの場を提供します。	生涯学習課・中央公民館	8-2-1
	5-1-2	510	子どもの支援・相談スペース「はぐルッポ」	不登校等で、引きこもりがちな小・中学生などの居場所として、子どもや保護者の相談に応じ、学習支援を行います。	こども育成課	7-1-2
	5-1-2	511	不登校児童生徒対策事業	不登校や集団不適應の児童生徒・保護者・学校に対する集団適応指導や教育相談等の不登校支援活動を実施します。	学校教育課	7-1-2
	5-1-3	512	ヤングにほんご教室	日本語を母語としない外国由来の青少年に対し、日本語学習及び教科支援、居場所作りを行います。	生涯学習課・中央公民館	7-1-2
	5-2-1	513	市営住宅公園整備事業	市営住宅内の公園遊具を整備します。	住宅課	

施策の方向 5 子どもの居場所づくりの推進	施策の方向 推進の方向 項目	事業番号	事業名	事業概要	担当課	備考
	5-2-2	183	公園整備事業	年次計画により、アルプス公園等の総合公園から、ごく身近な開発行為緑地まで、緑豊かで安全で快適に利用できる公園を整備します。必要な場所へインクルーシブ遊具を設置します。	公園緑地課	1-2-2 4-3-1
	5-2-2	514	児童遊園等整備	児童遊園の改修工事を実施します。子どもたちが、安全で安心して遊ぶことができるよう、必要に応じて遊具の更新や改修を実施します。	こども育成課	
	5-2-2	515	児童館等整備事業	18歳未満の子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、健全な遊びを通じて健康を増進し、情操を豊かにすることを目的に施設を整備します。 築20年を目安に屋根（外壁）、床面及び付帯設備の改修、築40年を目安に長寿命化改修工事を計画的に実施するとともに、トイレの環境整備、エアコンの設置、防犯対策及びICT環境整備等により、子どもたちが安心して過ごせる施設環境を整備します。	こども育成課	
	5-2-2	516	放課後児童クラブ施設整備	学校の空き教室や未利用地等の活用も含め、放課後児童健全育成事業の専用施設を設置します。 児童館等を活用して事業を実施している施設で、利用児童の増加により狭あい化している施設では、増改築を計画、実施します。 築20年を目安に屋根（外壁）、床面及び付帯設備の改修、築40年を目安に長寿命化改修工事を計画的に実施するとともに、トイレの環境整備、防犯対策及びICT環境整備等により、子どもたちが安心して過ごせる施設環境を整備します。	こども育成課	
	5-2-2	517	運動施設整備事業	子どもが安全に安心して体を動かしたり、遊んだりできるように運動施設を整備します。	スポーツ施設整備課	
	5-2-2	518	学都松本寺子屋事業	学校や家庭以外の居場所で子どもに豊かな学びの機会を提供し、地域の大人が子どもたちを支える仕組みを整え、子どもたちの学習習慣の定着及び学習意欲、基礎学力並びに自己肯定感の向上を図ります。	教育政策課	6-2-1 7-1-1 9-1-1

施策の方向 6 子どもが地域等で健やかに成長するための支援	施策の方向 推進項目	事業番号	事業名	事業概要	担当課	備考
	6-1-1	601	地域づくり推進事業	住民が主体となつて行う子どもの権利の保護や子どもにやさしいまちづくりに関する取組みに対し、地域づくりセンターが、部局横断の連携により支援します。	地域づくり課	
	6-1-2	509	地区公民館フリースペース開放事業	地区公民館にフリースペースを開設し、地域との接点を生み出す「きっかけ」につなげるため、公民館職員等の大人を常駐させ、「ほど良い距離感」での関係性を構築します。	生涯学習課・中央公民館	5-1-1 8-2-1
	6-1-2	602	トライやるエコスクール事業	地域や海外との交流、自然体験、栽培活動、ボランティア活動、伝統文化を学ぶ活動等、各学校で取り組む特色ある学校づくりへの支援をします。	学校教育課	
	6-1-2	603	コミュニティスクール事業	学校と地域が連携・協働しながら、子どもたちを地域全体で見守り育てる地域づくりを目指して、地域の中でしか体験できないことを学ぶ貴重な機会とします。	生涯学習課・中央公民館、学校教育課、地域づくり課	4-2-1
	6-1-2	604	公民館における子育て支援事業	子育て期の親同士がお互いの悩みを持ち寄り、仲間づくり、交流、ふれあいを通した学習会・講座等を、全35地区公民館において実施します。	生涯学習課・中央公民館	
	6-1-2	802	ユースサポート事業	高校生、大学生等の若者が地域や多様な人と関わる機会を創出し、地域への愛着や関心を高めるとともに、まちづくり等において活躍できるように若者の活動を総合的に支援します。	地域づくり課	8-1-1
	6-1-2	805	若者チャレンジ応援事業	若者自らが「まちの魅力向上」や「地域の課題解決」に向けて挑戦する提案事業に対して、市が財政的な支援を行い若者の社会参画を推進します。	地域づくり課	8-3-1
	6-2-1	103	こんにちは赤ちゃん事業	生後4か月までの乳児のいる全家庭を民生児童委員等が訪問し、乳児家庭と地域をつなぎ、孤立を防ぎ乳児の健全育成を支援します。	こども福祉課	1-1-1 9-1-1
	6-2-1	518	学都松本寺子屋事業	学校や家庭以外の居場所で子どもに豊かな学びの機会を提供し、地域の大人が子どもたちを支える仕組みを整え、子どもたちの学習習慣の定着及び学習意欲、基礎学力並びに自己肯定感の向上を図ります。	教育政策課	5-2-2 7-1-1 9-1-1
	6-2-1	605	まつもと子どもスマイル運動	「スマイルバンド」（シリコン製リストバンド）を身に付けた大人が、子どもの登下校時の見守りや、笑顔で声掛け（あいさつ）等を行う活動を推進します。	こども育成課	

施策の方向 6 子どもが地域等で健やかに成長するための支援	項目 推進 施策 の方向	事業 番号	事業名	事業概要	担当課	備考
	6-2-1	606	地域子育て支援活動助成事業	地域で自主的に行われる子育て講座等に年額3万円を限度に補助を行います。	こども育成課	9-1-1
	6-2-1	607	防犯活動事業	市民が登録した携帯電話やインターネットに希望する情報（不審者情報等）を配信し、地域の安心安全に努めます。	危機管理課	
	6-2-1	608	災害時要援護者支援プラン推進事業	災害時に配慮が必要となる障がい児者、高齢者等を支援するため、日頃から地域で見守る体制や情報共有、福祉事業者との連携体制を構築します。	福祉政策課	
	6-2-1	609	防犯発動事業（青色防犯パトロール）	青色回転灯を装着した自動車を使用した通学路の自主防犯パトロールを各課に要請し、防犯、事故、災害の未然防止に努めます。	消防防災課	
	6-2-1	610	民生・児童委員活動事業	民生・児童委員が地域における児童虐待、不登校、青少年の非行問題等への対応及び子育て支援事業を行います。	福祉政策課	
	6-2-1	611	青少年育成センター事業	補導員による街頭補導、有害環境実態調査を実施します。	こども育成課	

施策の方向 7 子どもの育ちを支援する環境づくり	施策の方向 推進項目	事業番号	事業名	事業概要	担当課	備考
	7-1-1	401	まつもと子ども未来委員会	子どもたちが、主体的に様々なことに挑戦できる機会として「まつもと子ども未来委員会」を開催します。	こども育成課	4-1-1
	7-1-1	414	子ども会活動支援	市内35地区の子ども会育成会への助成及び松本市子ども会育成連合会が取り組むリーダー講習会やジュニア・リーダー育成事業を共催し、子ども会活動の中心となる人材育成を支援します。	こども育成課	4-3-1
	7-1-1	518	学都松本寺子屋事業	学校や家庭以外の居場所で子どもに豊かな学びの機会を提供し、地域の大人が子どもたちを支える仕組みを整え、子どもたちの学習習慣の定着及び学習意欲、基礎学力並びに自己肯定感の向上を図ります。	教育政策課	5-2-2 6-2-1 9-1-1
	7-1-1	701	「松本子どもの権利の日」市民フォーラム・青少年健全育成市民大会	市民フォーラムにおいて子どもが主体的に活動します。 青少年健全育成活動を推進するため開催します。	こども育成課	2-1-1
	7-1-1	702	松本子どもまつり	自然豊かなアルプス公園で、子どもたちが伸び伸びと手作り遊びを楽しむイベントを実施し、子ども同士の交流の輪を広げます。	こども育成課	
	7-1-1	703	文化・スポーツ大会出場子ども応援祝金交付事業	次代を担う子どもたちの文化芸術及びスポーツ競技における活躍を応援し、子どもたちの成長や才能の発掘等を未来につなげるため、文化芸術又はスポーツ競技に係る大会に出場する者に対して祝金を交付します。	スポーツ事業推進課	
	7-1-1	704	海外留学生奨学金給付事業	海外の学校に6か月以上留学する高校生に奨学金を給付します。	学校教育課	
	7-1-1	705	村井駅サービスポイント事業	村井駅2階の待合・学習スペースに、予約した図書館資料の貸出・返却が可能なサービスポイントを設置し、図書館サービスの向上を図ります。	中央図書館	
	7-1-1	706	博物館分館観覧料の無料化	松本子どもの権利の日（11月20日）の前後、子どもの健やかな育ちを支援するため、有料2館の子どもの観覧料を無料にします。	博物館	
	7-1-2	301	「こころの鈴」の運営（相談救済体制整備）	安心して相談でき、効果的な救済に向けた体制の推進及び職員の資質向上を図ります。	こども育成課	1-1-3 3-1-1 3-1-2 3-1-3 3-2-3
	7-1-2	501	子ども居場所づくり推進事業	子どもの孤食や欠食を防ぐとともに、学習支援や保護者支援を行う居場所づくりを推進します。	こども福祉課	5-1-1

施策の方向7 子どもの育ちを支援する環境づくり	施策の方向 推進項目	事業番号	事業名	事業概要	担当課	備考
	7-1-2	510	子どもの支援・相談スペース「はぐルッポ」	不登校等で、引きこもりがちな小、中学生等の居場所として、子どもや保護者の相談に応じ、安心して過ごせる居場所の運営を行います。	こども育成課	5-1-2
	7-1-2	511	不登校児童生徒対策事業	不登校や集団不適應の児童生徒・保護者・学校に対する集団適應指導や教育相談等の不登校支援活動を実施します。	学校教育課	5-1-2
	7-1-2	512	ヤングにほんご教室	日本語を母語としない外国由来の青少年に対し、日本語学習及び教科支援、居場所作りを行います。	生涯学習課・中央公民館	5-1-3
	7-1-2	707	社会的支援が必要な子どもへの支援団体との連携	社会的支援が必要な子どもへの支援団体と交流を図ります。	こども福祉課	
	7-1-3	708	若者職業なんでも相談事業	若い未就業者やフリーターを対象に、キャリアカウンセラー等の専門の相談員が、就職や資格取得等について相談・助言を行います。	労政課	8-3-2
	7-2-1	179	メディアリテラシー教育推進事業	スマートフォン・インターネットの正しい使い方や家庭でのルールづくりなどについて、子どもと保護者を対象とした講座を実施します。	こども育成課	1-2-1 9-1-1
	7-2-1	709	インクルーシブセンター事業	発達障がいや発達に心配のあるお子さん、医療的ケアが必要なお子さんや小児慢性特定疾病のお子さんを継続して総合的に支援します。	こども発達支援課	9-1-1 9-2-1
	7-2-1	710	外国にルーツを持つ児童生徒への進学ガイダンスの実施	外国人児童生徒に理解が進んでいない高校への進学について説明し、個別相談に応じる事業で、長野県国際化協会他実行委員会が実施します。	学校教育課	
	7-2-1	711	外国籍児童生徒等への支援	日本語支援員、バイリンガル支援員等を学校へ派遣し、外国籍児童生徒等を支援します。	学校教育課	
	7-2-1	712	学校行事運営事業	卒業音楽会等、小中学校における学校行事を実施します。	学校教育課	
	7-2-1	713	英語指導助手配置事業	コミュニケーション能力の素地を養い、またその向上や国際感覚を身に付けた人間性豊かな児童生徒を育てることを目的として、外国人の英語教師を配置します。	学校教育課	
	7-2-1	714	学校用備品整備事業	小中学校における児童生徒の学習環境を整備するため、教材備品、校用備品の充実を図ります。	学校教育課	
	7-2-1	715	情報教育推進事業	全小中学校でICT機器の整備を計画的に行います。	学校教育課	

施策の方向7 子どもの育ちを支援する環境づくり	施策の方向 推進の方向 項目	事業番号	事業名	事業概要	担当課	備考
	7-2-1	716	読書活動支援事業	学校、幼稚園、保育園等に図書の補完のために、図書資料の貸出しを行います。また、子どもの社会見学の一環として、普段は体験できない図書館の仕事、図書館の裏側を案内する体験（書庫）ツアーを実施します。	中央図書館	
	7-2-1	717	図書館のレファレンス事業	図書館を利用した調べ学習の支援を行います。	中央図書館	
	7-2-1	718	図書館における講座・講演会	親子向けや子どもの年齢に応じた各種講座や講演会を開催します。	中央図書館	
	7-2-1	719	保育施設的环境整備、安全対策の推進	老朽化の進んだ木造保育園を改築、また建設後一定の年数を経過した園舎について大規模改造工事を実施します。	保育課	
	7-2-1	720	公衆トイレ整備事業	街角に建つ公衆トイレを「安心・快適・親しみ」の視点から、子どもにも配慮した「おもてなし公衆トイレ」として整備します。	環境保全課	
	7-2-1	721	子ども体験講座	博物館で、子どもを対象とした各種の講座を開催します。	博物館	
	7-2-1	722	小中学生親子用博物館パスポート配布事業	市内小中学校に、児童・生徒1名と付き添いの保護者1名を無料又は割引で、松本市立博物館・国宝松本城等10施設を観覧できるパスポートを配布します。（松本市立博物館は、高校生以下又は18歳未満無料）	博物館	
	7-2-1	723	園児体験支援事業	就学前児童に対する古時計の説明会を開催します。	博物館	
	7-2-2	724	子どもに関する情報整備と提供	松本市の子どもに関する施策と課題を明確にするため、子どもに関する情報を整備し、（仮称）子ども白書を作成します	こども育成課	

施策の方向8 若者が自らの居場所を得て、成長・活躍できるための支援	施策の方向 推進項目	事業番号	事業名	事業概要	担当課	備考
	8-1-1	801	松本ユース平和ネットワーク	松本市内に通学、通勤する若者（高校生、大学生、20代社会人等）が、核や平和の問題を実践的に学び、自ら考え、行動し、次世代へ平和の連鎖をつなげていきます。また、この活動を通して平和について学び、松本から世界に平和を発信していくことができる人材の育成を目指します。	平和推進課	
	8-1-1	802	ユースサポート事業	高校生、大学生等の若者が地域や多様な人と関わる機会を創出し、地域への愛着や関心を高めるとともに、まちづくり等において活躍できるように若者の活動を総合的に支援します。	地域づくり課	6-1-2
	8-2-1	509	地区公民館フリースペース開放事業	地区公民館にフリースペースを開設し、地域との接点を生み出す「きっかけ」につなげるため、公民館職員等の大人を常駐させ、「ほど良い距離感」での関係性を構築します。	生涯学習課・中央公民館	5-1-1 6-1-2
	8-2-1	803	青少年ホーム事業	15歳以上35歳未満の青少年に対する福利厚生事業を実施し、青少年の居場所、出会い及び学びの場を提供します。	生涯学習課・中央公民館	5-1-1
	8-3-1	804	学割でおトクにかえるパスポート（学割カエルパ！）事業	高校生以上の学生等が市内の学割カエルパ！協賛店で学生証を提示すると、各店舗が定めたサービス特典を受けられます。	地域づくり課	
	8-3-1	805	若者チャレンジ応援事業	若者自らが「まちの魅力向上」や「地域の課題解決」に向けて挑戦する提案事業に対して、市が財政的な支援を行い若者の社会参画を推進します。	地域づくり課	6-1-2
	8-3-1	806	奨学金返還支援事業	市内中小企業の人材確保を図るとともに、若年層の地元企業への就職や定着を促進するため、松本市に居住する若者の経済的支援を行います。	移住推進課	
	8-3-2	708	若者職業なんでも相談事業	若い未就業者やフリーターを対象に、キャリアカウンセラー等の専門の相談員が、就職や資格取得等について相談・助言を行います。	労政課	7-1-3
	8-3-2	807	青少年ひきこもり支援事業	当事者、家族、支援者及び関心のある方を対象に、ひきこもりの現状及び若者の当事者の気持ちを理解し、対応の参考にしていくための研修会・講演会を開催します。	生涯学習課・中央公民館	2-2-3 9-1-1 9-1-2

施策の方向8 若者が自らの居場所を得て、成長・活躍できるための支援	項目 推進施策 の方向	事業 番号	事業名	事業概要	担当課	備考
	8-3-3	808	結婚支援事業	少子化対策として、結婚・出産を希望する市民の後押しとなる支援を行います。 (1) 結婚支援 結婚相談や出会いイベントの開催等、結婚の希望を叶える取組みを行います。 (2) 結婚新生活支援事業補助金 婚姻又はパートナーシップ宣誓に伴い、新たな生活を始める世帯に対して、経済的支援を行います。	移住推進課	

施策の方向 9 保護者や支援者への支援の充実	施策の方向 推進 項目	事業 番号	事業名	事業概要	担当課	備考
	9-1-1	103	こんにちは赤ちゃん事業	生後4か月までの乳児のいる全家庭を民生児童委員等が訪問し、乳児家庭と地域をつなぎ、孤立を防ぎ乳児の健全育成を支援します。	こども福祉課	1-1-1 6-2-1
	9-1-1	109	松本大北地域出産・子育て安心ネットワーク事業	松本地域で安心して出産・子育てができるよう、分娩医療機関と健診協力医療機関で妊婦情報を共有するための共通診療ノートの作成・配布、住民への広報活動等の取組みをします。 また、スマートフォン向けのアプリを制作・活用し、体験者が妊娠・出産・育児の疑似体験を通じて、この地域における産科医療機関のかかり方、妊娠出産の準備、受けられる行政支援といった、出産・子育てに関する情報を学ぶことができるようにします。	福祉政策課	1-1-1
	9-1-1	112	こども家庭センター	母子保健機能と児童福祉機能が連携し、妊産婦及び乳幼児の健康の保持・増進に関する包括的な支援及び子どもと子育て家庭（妊産婦を含む。）の福祉に関する包括的な支援を切れ目なく提供します。	こども福祉課 健康づくり課	1-1-1 1-2-1
	9-1-1	121	自殺予防対策事業	児童生徒及び保護者や教員向け出前講座「SOSの出し方に関する講座」・「CAPプログラム」を実施します。	健康づくり課	1-1-2 2-2-1
	9-1-1	179	メディアリテラシー教育推進事業	スマートフォン・インターネットの正しい使い方や家庭でのルールづくり等について、子どもと保護者を対象とした講座を実施します。	こども育成課	1-2-1 7-2-1
	9-1-1	506	地区福祉ひろば子育て支援事業	身近な地域で親同士・子ども同士が触れ合い、ともに育つ場の1つとして、福祉ひろばを位置付け、未就園児とその父母を対象とした事業を実施します。	地域づくり課	5-1-1
	9-1-1	518	学都松本寺子屋事業	学校や家庭以外の居場所で子どもに豊かな学びの機会を提供し、地域の大人が子どもたちを支える仕組みを整え、子どもたちの学習習慣の定着及び学習意欲、基礎学力並びに自己肯定感の向上を図ります。	教育政策課	5-2-2 6-2-1 7-1-1
	9-1-1	606	地域子育て支援活動助成事業	地域で自主的に行われる子育て講座等の事業に年額3万円を限度に補助を行います。	こども育成課	6-2-1
	9-1-1	709	インクルーシブセンター事業	発達障がいや発達に心配のあるお子さん、医療的ケアが必要なお子さんや小児慢性特定疾病のお子さんを継続して総合的に支援します。	こども発達支援課	7-2-1 9-2-1

施策の方向9 保護者や支援者への支援の充実	施策の方向 推進項目	事業番号	事業名	事業概要	担当課	備考
	9-1-1	807	青少年ひきこもり支援事業	当事者及び家族、支援者、関心のある方を対象に、ひきこもりの現状及び若者の当事者の気持ちを理解し、対応の参考にしていくための研修会・講演会を開催します。	生涯学習課・中央公民館	2-2-3 8-3-2 9-1-2
	9-1-1	901	企業内人権・多様性ある職場環境づくりの周知啓発事業	松本市企業人権啓発推進連絡協議会を通じて、雇用・労働に関する法律・制度の周知を図る事業を実施します。	人権共生課	
	9-1-1	902	妊婦歯科検診	妊娠中の歯科検診により異常の早期発見を行い、安心して出産に臨めるように支援します。	健康づくり課	
	9-1-1	903	出産・子育て応援給付金事業	妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐため、伴走型相談支援を実施するとともに、出産・子育て応援給付金を給付します。	健康づくり課	9-1-2
	9-1-1	904	地域子育て包括支援センター（子ども子育て安心ルーム）	子育て支援サービスを円滑に利用できるよう、健康づくり課、保健センター、こどもプラザ、保育課の専門職員が連携し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない相談・支援を行います。	こども育成課	
	9-1-1	905	地域子育て支援センター	5か所の支援センター（こどもプラザ）で育児相談や講座、子育ての情報提供を実施します。	こども育成課	
	9-1-1	906	子育てガイドブック作成	市の子育て支援施策に特化した冊子を作成して乳児世帯に配布します。	こども育成課	
	9-1-1	907	休日保育	保護者が就労等で休日に保育できない未就学児を保育します。	こども育成課	
	9-1-1	908	病児・病後児保育	保護者が就労等で保育できない、病児や病後回復期にある児童を保育します。	こども育成課	
	9-1-1	909	子育てサークル等支援事業	子育てサークルに絵本を貸し出したり、こどもプラザの保育士が出向いて手遊び等を指導します。	こども育成課	
	9-1-1	910	赤ちゃん休憩室整備事業	市の公共施設に、乳幼児を持つ保護者がおむつ替え等に利用できる休憩室を整備します。	こども育成課	
	9-1-1	911	子育てコミュニティサイト事業	官民の子育て情報を総合的に提供するインターネットサイトを運営します。	こども育成課	
	9-1-1	912	ファミリーサポートセンター事業	0～15歳の子どもがいる家庭に対して保育、送迎等の援助活動を実施します。	こども育成課	
	9-1-1	913	子育て家庭優待パスポート	18歳未満の児童がいる世帯に、買い物等の際にサービスを受けられるカードを配布します。	こども育成課	
	9-1-1	914	子育てサポーター訪問事業	0～15歳の子どもがいる家庭に対して自宅での保育、家事援助等を実施します。	こども育成課	

施策の方向 9 保護者や支援者への支援の充実	施策の方向 推進項目	事業番号	事業名	事業概要	担当課	備考
	9-1-1	915	緊急サポート事業	ファミリーサポートの開設時間を拡大して、早朝や夜間・休日に援助等を実施します。	こども育成課	
	9-1-1	916	つどいの広場	児童センター等を会場に未就園児を持つ保護者が気軽に集い、交流する場を提供します。	こども育成課	
	9-1-1	917	産後ママ家事支援サービス事業	出産後母体の回復期に母親の身体的負担を軽減するため、家事支援を行います。	こども育成課	
	9-1-1	918	子育て支援クーポン事業	【3歳未満児家庭サポートクーポン】 3歳未満児の子どもを家庭で保育している子育て世帯の経済的及び精神的負担の軽減を図るためクーポン券の配布を行います。 【多子世帯子育てクーポン】 多子世帯の身体的・精神的負担を図るため、就学前の多子世帯にファミリーサポートセンター事業（サポーター訪問事業含む。）の利用券を配布します。	こども育成課 こども福祉課 保育課 健康づくり課	9-1-2
	9-1-1	919	ひとり親相談事業	ひとり親家庭の身上相談に応じ、その自立に必要な助言、指導を行います。	こども福祉課	
	9-1-1	920	子育て短期支援事業（ショートステイ）	保護者の病気、出産、育児疲れ等で子どもの養育が一時的に困難になった時、児童養護施設と乳児院に委託して一時的に宿泊を伴った養育・保護を実施します。	こども福祉課	
	9-1-1	921	タイムケア事業	心身障がい児で一時的に家庭介護の困難時に介護サービスを提供し生活を支援します。	こども福祉課	
	9-1-1	922	母子ホーム運営事業	母子が安心して生活できる環境を保障し、子どもの健全育成を生活全般にわたって支援して自立を図ります。	こども福祉課	
	9-1-1	923	幼稚園における子育て支援活動事業	未就園児の保護者と幼稚園通園児の保護者との交流会を実施します。	保育課	
	9-1-1	924	一時預かり事業	一時的に保育を要する5か月～就学前の保育園等に在籍しない幼児を保育園で一時的に保育します。	保育課	
	9-1-1	925	通常保育事業	保護者が仕事等により保育を必要とする児童を保育園等で保育します。（保育園44園、認定こども園15園、地域型保育所7園）	保育課	
	9-1-1	926	延長保育事業	保育園等において認定時間内の保育時間を超えた保育ニーズに対応するため、延長保育を実施します。	保育課	
	9-1-1	927	保育園・幼稚園開放事業	未就園児の親子を対象に保育時間内に園を開放し、交流します。	保育課	
	9-1-1	928	保育園・幼稚園地域交流事業	園の行事等に地域の方等を招待します。	保育課	

施策の方向 9 保護者や支援者への支援の充実	推進項目 施策の方向	事業番号	事業名	事業概要	担当課	備考
	9-1-1	929	松本キッズ・リユースひろば事業	子育て世代への支援とごみの減量化を図るため、家庭で使用しなくなった育児・子ども用品を回収し、希望者に無料配布します。	環境・地域エネルギー課	
	9-1-1	930	外国にルーツを持つ未就学児の保護者への進学ガイダンスの実施	外国人等で日本語を母語としない住民の中で、次年度に就学を控えた保護者向けに学校制度や日本語支援について理解を得る機会（ガイダンス）を設けます。	学校教育課	
	9-1-1	931	医療機関との連携による教育相談	精神科医師による不登校、いじめ等で問題を抱える児童・保護者を対象とした相談支援をし、市のスクールソーシャルワーカーが追跡支援、医療との連携に係わる支援を行います。	学校教育課	
	9-1-1	932	子育てパパ・ママの美術鑑賞日	美術館に来館する子育て家族が、気軽に安心してアートを楽しめるよう「子育てパパ・ママの美術鑑賞日」を設け、子育て世代を支援します。	美術館	
	9-1-2	139	自転車ヘルメット等着用促進事業	自転車乗車時におけるヘルメット等の着用を促進し、交通事故発生時における市民の生命・身体の保護及び交通安全意識の高揚を図ります。	自転車推進課	1-1-3
	9-1-2	807	青少年ひきこもり支援事業	当事者及び家族、支援者、関心のある方を対象に、ひきこもりの現状及び若者の当事者の気持ちを理解し、対応の参考にしていくための研修会・講演会を開催します。	生涯学習課・中央公民館	2-2-3 8-3-2 9-1-1
	9-1-2	903	出産・子育て応援給付金事業	妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐため、伴走型相談支援を実施するとともに、出産・子育て応援給付金を給付します。	健康づくり課	9-1-1
	9-1-2	918	子育て支援クーポン事業	【3歳未満児家庭サポートクーポン】 3歳未満児の子どもを家庭で保育している子育て世帯の経済的及び精神的負担の軽減を図るためクーポン券の配布を行います。 【多子世帯子育てクーポン】 多子世帯の身体的・精神的負担を図るため、就学前の多子世帯にファミリーサポートセンター事業（サポーター訪問事業含む。）の利用券を配布します。	こども育成課 こども福祉課 保育課 健康づくり課	9-1-1
	9-1-2	933	不妊治療費助成事業	不妊治療を受けている夫婦からの申請により、申請年度内の不妊治療に要する医療費の自己負担分に補助します。	健康づくり課	
	9-1-2	934	不育症治療費助成事業	不育症治療を受けている夫婦からの申請により、1治療期間ごとの扶育治療に要する医療費の自己負担分に補助します。	健康づくり課	

施策の方向	項目 推進 施策 の方向	事業 番号	事業名	事業概要	担当課	備考
施策の方向9 保護者や支援者への支援の充実	9-1-2	935	子育て支援事業 利用料助成制度	ひとり親家庭等にファミリーサポート と子育てサポーター訪問事業の利用料 を助成します。	こども 育成課	
	9-1-2	936	助産事業	経済的理由から入院助産が困難な方 が、助産施設に入所分娩し費用の一部 を負担します。	こども 福祉課	
	9-1-2	937	自立支援教育訓練 給付金支給事業	ひとり親家庭の母及び父が職業能力開 発のために受ける講座の受講料を補助 します。	こども 福祉課	
	9-1-2	938	高等職業訓練促進 事業費給付事業	ひとり親家庭の母及び父が就職に有利 な資格取得のため養成機関に就学する 場合、訓練促進給付金を給付します。	こども 福祉課	
	9-1-2	939	母子及び父子並び に寡婦福祉資金貸付事業	母子及び父子並びに寡婦家庭の経済的 自立援助のため資金等の貸付を行います。	こども 福祉課	
	9-1-2	940	障がい児通園施設 療育支援事業	就学前児童が2人以上いる世帯で、1 人が保育所等に通所し、もう1人が障 がい児で、児童発達支援事業を利用し ている児童がいる世帯の利用者負担を 軽減します。	こども 福祉課	
	9-1-2	941	児童手当給付事業	18歳到達後最初の年度末までの児童 を養育している方に支給します。	こども 福祉課	
	9-1-2	942	児童扶養手当給付 事業	母子家庭、父子家庭等で18歳までの 児童や20歳未満の障がい児を養育し ている父母等に支給します。	こども 福祉課	
	9-1-2	943	交通及び災害遺 児等福祉金給付事業	交通事故や労災等により父母が死亡又 は障がい（1級程度）となった満18 歳に満たない児童に支給します。	こども 福祉課	
	9-1-2	944	特別児童扶養手 当給付事業	20歳未満の精神又は身体に障がい を持つ子どもを養育している父母等に 支給します。	こども 福祉課	
	9-1-2	945	幼児同乗用電動 アシスト付自転車普及促進事業	子育て世帯の経済的負担の軽減と環境 にやさしい電動アシスト付自転車の安全な利用普及の促進を図ります。	自転車 推進課	
	9-1-2	946	奨学金貸付事業	経済的理由で就学が困難と認められる 市内居住の高校生に奨学金を貸与します。	学校教育課	
	9-1-2	947	要保護・準要保護 児童生徒就学援助事業	経済的理由により就学が困難な家庭の 児童生徒を対象に学用品費や給食費の 一部を助成します。	学校教育課	
	9-2-1	709	インクルーシブ センター事業	発達障がいや発達に心配のあるお子さん、医療的ケアが必要なお子さんや小児慢性特定疾病のお子さんを継続して総合的に支援します。	こども 発達支援課	7-2-1 9-1-1
	9-2-1	948	子育て家庭支援者 養成講座	子育て家庭をサポートする人材を養成 する講座を開催します。	こども 育成課	
	9-2-1	949	地域交流事業	児童館・児童センター等の支援活動として、地域に住む高齢者等との交流事業を実施します。	こども 育成課	

	項目 推進 施策 の 方向	事業 番号	事業名	事業概要	担当課	備考
施策の方向9 保護者や支援者への支援の充実	9-2-1	950	子どもの権利事業サポーター育成	子どもの権利事業を支援する大学生サポーター、市民ボランティアを育成します。	こども育成課	
	9-2-1	951	幼保小連絡協議会	就学を控えた子どもが、園の生活からスムーズに学校生活に溶け込めるように、幼稚園保育園小学校の関係者が話し合いを持ち連絡協議をします。	保育課 学校教育課	
	9-2-1	952	シルバー保育サポーター事業	身近で人生経験の豊かなお年寄りが、保育園・幼稚園で園児と一緒に遊んだり、話し相手になります。	保育課	
	9-2-1	953	市営住宅若者世帯向け改修事業	老朽化している市営住宅を若者世帯向け（子育て世代向け）に改修します。	住宅課	
	9-2-1	954	教職員住宅支援事業	教職員住宅の整備により、住環境の面から教職員を支援します。適正な管理戸数を目指していくとともに、ニーズのある住宅については改修等を進めます。	学校教育課	

第5章 計画の推進体制と評価・検証

1 計画の推進体制

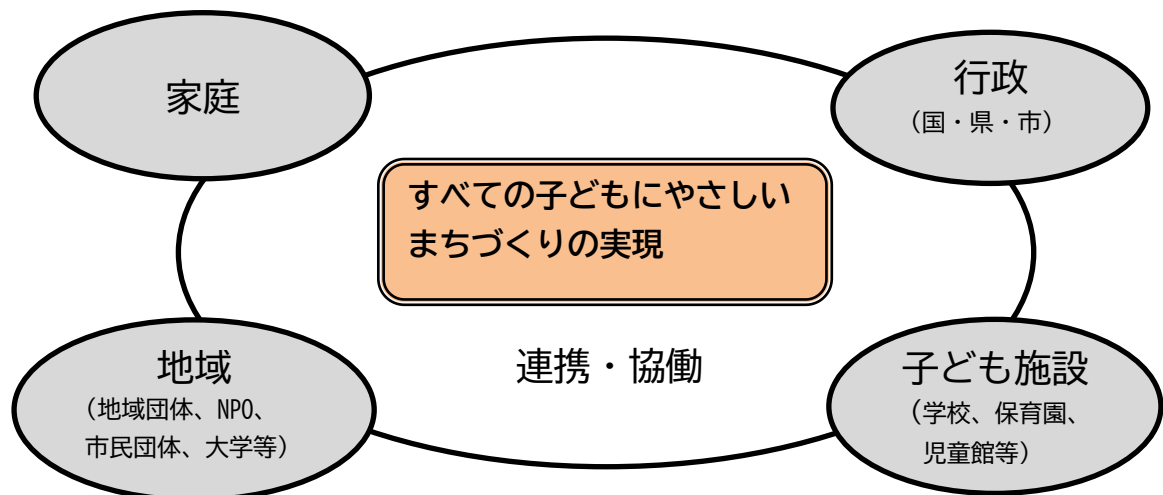
(1) 松本市全体としての推進体制

第3次推進計画を効果的に推進し、実効性のあるものとしていくためには、市民全体の理解と協力が欠かせません。そのためにも、子どもにやさしいまちづくり委員会をはじめ、子どもに関わる市民や団体との協働や連携を通じて、情報の収集及び共有を図りながら、子どもの権利に関する視点から、子どもについての施策を推進します。

(2) 庁内推進体制

子どもの権利に関して施策の検討や調整を行う「子どもにやさしいまちづくり推進庁内調整会議」で、第3次推進計画の内容や実施状況について協議し、計画をより実効性のあるものとしていきます。

また、庁内の子ども施策に関わる情報を共有し、互いに連携を図りながら計画を推進します。



2 計画の評価及び検証

(1) 行政による自己評価

第3次推進計画について、進捗状況を把握するため、計画を実施する各担当課において自己評価を行い、その後「子どもにやさしいまちづくり推進庁内調整会議」で検討・調整していきます。

評価の基準は、目標値の達成度のみの評価ではなく、下表「行政による評価基準」の4項目のうち、事業ごとに適切なもの1項目以上で、多角的に評価を行います。条例に基づいて何を実現することができたか、また各事業をどのように継承・発展又は変更しなければならないかなどを評価していきます。計画全体での目標値は「全体目標値」のとおりです。

行政による評価基準

項 目
ア 事業量や目標値で評価
イ 条例の趣旨への達成度で評価
ウ 条例・計画に対しどう実施したかで評価
エ 市民の認識や態度の変化で評価

全体目標値

項 目	R6 実績	R11 目標値
ア 子どもの権利に関する条例の認知度	50.1%	75.0%
内容まで知っている	8.5%	40.0%
名前だけ知っている	41.6%	35.0%
イ 子どもの権利相談室「こころの鈴」の認知度	82.3%	90.0%
ウ 子どもの自己肯定感（自分のことが好きな割合）	69.5%	80.0%

(2) 子どもにやさしいまちづくり委員会による検証

行政が評価・検証した内容について、子どもの権利に関する条例第24条に基づき、子どもにやさしいまちづくり委員会で調査及び審議を行って検証し、提言・報告をします。この検証のプロセスでは、行政による事業評価や「子どもの権利アンケート」の結果等を踏まえながら、委員が参加することにより、行政だけでは把握できない子どもの現実や取り組みの更なる実態を明らかにし、条例及び第3次推進計画の実施をより現実的で効果的なものにしていくことを目指します。

この検証システムは、行政と子どもにやさしいまちづくり委員会がそれぞれの役割を確認し合いながら、パートナーシップの下に、子どもの権利保障をいかに進展させられるかを重視したもので、第3次推進計画を一層効果的に実施していくものです。

参考資料

1 名簿

(1) 第5期松本市子どもにやさしいまちづくり委員会 委員

(任期：令和5年7月19日から令和7年7月18日まで)

区分	氏 名	団体・役職等	備考
有識者	荒牧 重人	山梨学院大学 名誉教授	会長
	森本 遼	弁護士	副会長
	宮林 麻里	松本市医師会 学校保健衛生委員会 副委員長	
	高橋 和幸	子どもとメディア信州 幹事 (メディアリテラシー関係団体)	
子ども関係機関	代田 美奈	長野県松本児童相談所 所長	～R6.3
	山口 圭子		R6.4～
	石川 裕之	長野県松本深志高等学校 校長 (松本市内高等学校長代表)	
	興 幸雄	松本市立筑摩野中学校 校長 (松本市校長会)	
	小松 幹	松本市立島内小学校 校長 (松本市校長会)	
	下郡 裕子	松本市旭町放課後児童クラブ クラブ長	
	赤井 幸子	松本市主任児童委員会 委員長	
	高木 守	松本市PTA連合会 会長	～R6.3
	矢野 麻美		R6.4～
	東 香	松本市保育園保護者会連盟 会長	～R6.3
	柳田 枝里子		R6.4～
	永塚 博	松本市子ども会育成連合会 副会長	～R6.5
		松本市子ども会育成連合会 会長	R6.5～
市民委員	北村 美樹	松本市民	
	渡邊 奈朱	松本市民	

(2) 松本市子どもにやさしいまちづくり推進庁内調整会議 委員

総合戦略室次長	地域づくり課長
人権共生課長	行政管理課長
財政課長	危機管理課長
福祉政策課長	健康づくり課長
こども育成課長	こども福祉課長
こども発達支援課長	保育課長
環境・地域エネルギー課長	商工課長
観光プロモーション課長	交通ネットワーク課長
建設総務課長	総務課長
教育政策課長	学校教育課長
生涯学習課長	

(3) 松本市子どもにやさしいまちづくり推進庁内調整会議幹事会 幹事

総合戦略室 担当係長	地域づくり課 担当係長
人権共生課 担当係長	行政管理課 担当係長
財政課 担当係長	危機管理課 担当係長
福祉政策課 担当係長	健康づくり課 担当係長
こども育成課 担当係長	こども福祉課 担当係長
こども発達支援課 担当係長	保育課 担当係長
環境・地域エネルギー課 担当係長	商工課 担当係長
観光プロモーション課 担当係長	交通ネットワーク課 担当係長
建設総務課 担当係長	総務課 担当係長
教育政策課 担当係長	学校教育課 担当係長
生涯学習課 担当係長	

(4) 事務局

こども育成課

2 松本市子どもの権利に関する条例

平成25年3月15日

条例第5号

前文

わたしたちは、「すべての子どもにやさしいまち」をめざします。

- 1 どの子どもいのちと健康が守られ、本来もっている生きる力を高めながら、社会の一員として成長できるまち
- 2 どの子ども愛され、大切に育まれ、認められ、家庭や学校、地域などで安心して生きることができるまち
- 3 どの子ども松本の豊かな美しい自然と文化のなかで、のびのびと育つまち
- 4 どの子ども地域のつながりのなかで、遊び、学び、活動することができるまち
- 5 どの子ども自由に学び、そのための情報が得られ、支援が受けられ、自分の考えや意見を表現でき、尊重されるまち
- 6 どの子どもいろいろなことに挑戦し、たとえ失敗しても再挑戦できるまち

子どもの権利は、子どもが成長するために欠くことのできない大切なものです。

日本は、世界の国々と子どもの権利に関して条約を結び、子どもがあらゆる差別を受けることなく、子どもにとって最も良いことは何かを第一に考え、安心して生き、思いや願いが尊重されるなど、子どもにとって大切な権利を保障することを約束しています。

子どもは、生まれながらにして、一人の人間として尊重されるかけがえのない存在です。

子どもは、赤ちゃんのときから思いを表現し、生きる力をもっています。

子どもは、障がい、国籍、性別などにかかわらず、また、貧困、病気、不登校などどんな困難な状況にあっても、尊い存在として大切にされます。

子どもは、一人ひとりの違いを「自分らしさ」として認められ、虐待やいじめ、災害などから守られ、いのちを育み健やかに成長していくことができます。また、子どもは、感じたこと、考えたことを自由に表現することができ、自分にかかわるさまざまな場に参加することができます。

子どもは、自分の権利が大切にされるなかで、他の人の権利も考え、自他のいのちを尊び、子どもどうし、子どもとおとなのいい人間関係をつくることができるようになります。

おとなは、子どもの思いを受け止め、子どもの声に耳を傾け、子どもの成長と向き合います。おとなは、それぞれの役割と責任を自覚しながら、お互いに力を合わせ、子どもの育ちを支援します。そして、おとなも、家庭や学校、地域などで子どもと共に歩むことができるよう支援されます。

松本には、四季折々の豊かで美しい自然と子どもの育ちを支える地域のつながりがあり、ふるさと松本を愛する人たちがいます。そんな松本で、子どもの権利を保障し、すべての子どもにやさしいまちづくりをめざして、日本国憲法及び児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約など」といいます。）の理念をふまえ、ここに松本市子どもの権利に関する条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、子どもの健やかな育ちを支援し、子どもの権利を実現していくために、市やおとなの役割を明らかにするとともに、子どもにかかわるすべてのおとなが連携し、協働して、すべての子どもにやさしいまちづくりを進めることを目的とします。

(言葉の意味)

第2条 この条例で「子ども」とは、松本市に住んでいたり、学んでいたり、活動をしていたりしている18歳未満の人をいいます。ただし、これらの人と等しく権利を認めることがふさわしい人も含みます。

2 この条例で「育ち学ぶ施設」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める児童福祉施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める学校その他の子どもが育ち、学び、活動するために利用する施設をいいます。

3 この条例で「保護者」とは、親や児童福祉法に定める里親その他親に代わり子どもを養育する人をいいます。

(市やおとなの役割)

第3条 市は、子どもの権利を尊重し、あらゆる施策を通じてその権利の保障に努めます。

2 保護者は、家庭が子どもの人格形成や健やかな成長の基礎となる大切な場であること、そして子育てに第一に責任を負うことを認識し、年齢や成長に応じた支援を行い、子どもの権利の保障に努めます。

3 育ち学ぶ施設の設置者、管理者や職員（以下「育ち学ぶ施設関係者」といいます。）は、育ち学ぶ施設が子どもの健やかな成長にとって重要な役割を果たすことを認識し、子どもが主体的に考え、学び、活動することができるよう支援を行い、子どもの権利の保障に努めます。

4 市民は、地域が子どもの育つ大切な場であることを認識し、子どもの健やかな成長を支援するよう努め、子どもの権利の保障に努めます。

5 市、保護者、育ち学ぶ施設関係者、市民、事業者（以下「市など」といいます。）は、子どもにとって最も良いことは何かを第一に考え、お互いに連携し、協働して子どもの育ちを支援します。

6 市は、国、県その他の地方公共団体などと協力して子どもに関する施策を実施するとともに、保護者、育ち学ぶ施設関係者、市民、事業者がその役割を果たせるよう必要な支援に努めます。

第2章 子どもにとって大切な権利と普及

(大切な権利)

第4条 子どもは、子どもの権利条約などに定められている権利が保障されます。市などは、子どもが成長していくため、特に次に掲げる権利を大切にしていきます。

(1) かけがえのない自分が大切で尊い存在であることを実感でき、主体的に成長していくことができるよう支援されること。

(2) 平和や安全が確保されるなかで、あらゆる差別や虐待、いじめなどを受けずに安心して生きていくことができること。

(3) 自分の考えや意見が受け止められ、年齢や成熟に応じて尊重され、自分らしく生きていくことができること。

(4) 遊びや学びや活動を通して仲間や人間関係づくりができ、また、適切な情報提供などの支援を受けて社会に参加することができること。

2 子どもは、自分の権利が尊重されるのと同じように、他人の権利を尊重します。

(子どもの権利の普及と学習への支援)

第5条 市は、子どもの権利について、子どもにもわかりやすくその普及に努めます。

2 市は、育ち学ぶ施設や家庭、地域などにおいて、子どもが権利を学び、自分と他人の権利を尊重し合うことができるよう必要な支援に努めます。

3 市は、育ち学ぶ施設関係者その他子どもにかかわる仕事や事業をするうえで関係のある人に対して子どもの権利についての理解を深めることができるよう研修の機会の提供などに努めます。

4 市は、市民が子どもの権利について学び、理解することができるよう必要な支援に努めます。

(子どもの権利の日)

第6条 市は、子どもの権利について、子どもをはじめ市民の関心を高めるため、松本子どもの権利の日（以下「権利の日」といいます。）を設けます。

2 権利の日は、11月20日とします。

3 市は、権利の日にふさわしい事業を市民と連携し、協働して実施します。

第3章 子どもの生活の場での権利の保障と子ども支援者の支援

(子どもの安全と安心)

第7条 子どもは、あらゆる差別や虐待、いじめなどを受けることなく、いのちが守られ、平和で安全な環境のもとで、安心して生きる権利が尊重されます。

2 市などは、子どもの思いを受け止め、相談に応じ、これにこたえ、子どもが安心して生活環境を守るよう努めます。

3 市などは、連携し、協働して差別や虐待、いじめなどの早期発見、適切な救済、回復のための支援に努めます。

(家庭における権利の保障と支援)

第8条 保護者は、家庭において安心して子育てをし、子どもの権利を保障していくために必要な支援を受けることができます。

2 市は、保護者がその役割を認識し、安心して子育てをすることができるよう必要な支援に努めます。

3 育ち学ぶ施設関係者や市民は、保護者が家庭において安心して子育てができるようお互いに連携し、協働して支援するよう努めます。

(育ち学ぶ施設における権利の保障と支援)

第9条 育ち学ぶ施設関係者は、育ち学ぶ施設において子どもの権利を保障していくために必要な支援を受けることができます。

2 市、育ち学ぶ施設の管理者や設置者は、その役割を認識し、施設の職員が適切な子ども支援ができるよう必要な支援に努めます。

3 育ち学ぶ施設の設置者や管理者は、保護者や市民に対して育ち学ぶ施設の運営などの情報提供を行い、お互いに連携し、協働して施設を運営するよう努めます。

(地域における権利の保障と支援)

第10条 市民は、地域において子どもの権利を保障していくために必要な支援を受けることができます。

2 市民、事業者、市は、その役割を認識し、地域において、子どもを見守り、子どもが安全に安心して過ごすことができる地域づくりに努めます。

3 市は、市民が子どもの権利を保障するための活動に対して必要な支援に努めます。

第4章 子どもにやさしいまちづくりの推進

(意見表明や参加の促進)

第11条 市は、子どもが育ち学ぶ施設や社会の一員として自分の考えや意見を表明し、参加する機会やしくみを設けるよう努めます。

2 市は、子どもが利用する施設の設置や運営さらには子どもにかかわることがらを検討するときなどは、子どもが考えや意見を自由に表明したり、参加したりすることができるよう必要な支援に努めます。

3 育ち学ぶ施設関係者や市民は、子どもが施設の運営又は地域での活動などについて考えや意見を表明し、参加できるよう機会の提供に努めるとともに、子どもの視点を大切に主体的な活動を支援します。

4 市などは、子どもの意見表明や参加を促進するため、子どもの考えや意見を尊重するとともに、子どもの主体的な活動を支援するよう努めます。

(情報の提供)

第12条 市や育ち学ぶ施設関係者は、子どもの意見表明や参加の促進を図るため、市の子ども施策や育ち学ぶ施設の取り組みなどについて、子どもが理解を深められるよう子どもの視点に立った分かりやすい情報の提供に努めます。

(子どもの居場所)

第13条 市などは、子どもが安心して過ごし、遊び、学び、活動したり文化にふれたりしていくために必要な居場所づくりの推進に努めます。

(環境の保護)

第14条 市などは、豊かで美しい自然が子どもの育ちを支えるために大切であることを認識し、子どもと共にその環境を守り育てるよう努めます。

2 市などは、災害から子どもを守るために、日頃から防災や減災に努めるとともに、子どもが自分を守る力をつけることができるよう支援します。

第5章 子どもの相談・救済

(相談と救済)

第15条 子どもは、差別や虐待、いじめその他権利侵害を受けたとき、又は受けそうな状況に置かれたとき、その子ども自身が必要としている相談や救済を受けることができます。

2 市は、子どもの権利の侵害に関する相談や救済について、関係機関等と相互に連携し、協働するとともに、子どもとその権利の侵害の特性に配慮した対応に努めます。

(子どもの権利擁護委員)

第16条 市は、子どもの権利侵害に対して、速やかで効果的な救済に取り組み、回復を支援するために、松本市子どもの権利擁護委員（以下「擁護委員」といいます。）を置きます。

2 擁護委員の定数は、3人以内とします。

3 擁護委員は、子どもの権利に関し、理解や優れた見識がある人のなかから、市長が委嘱します。

4 擁護委員の任期は、2年とします。ただし、補欠の擁護委員の任期は、前任者の残りの期間とします。なお、再任を妨げるものではありません。

5 市は、擁護委員の職務を補佐するため、調査相談員を置きます。

（擁護委員の職務）

第17条 擁護委員の職務は、次のとおりとします。

- （1） 子どもの権利の侵害に関する相談に応じ、その子どもの救済や回復のために、助言や支援を行います。
 - （2） 子どもの権利の侵害にかかわる救済の申立てを受け、又は必要があるときには自らの判断で、子どもの救済や回復にむけて調査、調整、勧告・是正要請、意見表明を行います。
 - （3） 前号の勧告・是正要請や意見表明を受けてとられた措置の報告を求めます。
- （公表）

第18条 擁護委員は、必要と認めるときは、勧告・是正要請、意見表明、措置の報告を公表することができます。

2 擁護委員は、毎年その活動状況などを市長に報告するとともに、広く市民にも公表します。

（尊重と連携）

第19条 市の機関は、擁護委員の独立性を尊重し、その活動を積極的に支援します。

2 保護者、育ち学ぶ施設関係者や市民は、擁護委員の活動に協力するよう努めます。

3 擁護委員は、子どもの権利侵害について、子どもの救済や回復のために関係機関や関係者と連携し、協働します。

（勧告などの尊重）

第20条 勧告・是正要請や意見表明を受けたものは、これを尊重し、必要な措置をとるよう努めます。

第6章 子ども施策の推進と検証

（施策の推進）

第21条 市は、子どもにやさしいまちづくりを推進するため、子どもの権利を尊重した施策を推進します。

2 市は、施策を推進するために必要な行政体制を整備します。

（推進計画）

第22条 市は、施策を推進するにあたり、子どもの状況を把握し、現状認識を共通にし、市などが連携し、協働できるよう子どもに関する資料をまとめ、検証するとともに、子どもの権利を保障し、子どもにやさしいまちづくりを総合的に、そして継続的に推進するため、子どもの権利に関する推進計画（以下「推進計画」といいます。）をつくります。

2 市は、推進計画をつくるときには、子どもをはじめ市民や、第23条に定める松本市子どもにやさしいまちづくり委員会の意見を聴きます。

3 市は、推進計画及びその進行状況について、広く市民に公表します。

（子どもにやさしいまちづくり委員会）

第23条 市は、子どもにやさしいまちづくりを総合的に、そして継続的に推進するとともに、この条例による施策の実施状況を検証するため、松本市子どもにやさしいまちづくり委員会（以下「委員会」といいます。）を置きます。

2 委員会の委員は、15人以内とします。

3 委員は、人権、健康、福祉、教育などの子どもの権利にかかわる分野において学識のある者や市民のなかから市長が委嘱します。

- 4 委員の任期は、2年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残りの期間とします。なお、再任を妨げるものではありません。

（委員会の職務）

第24条 委員会は、市長の諮問を受けて、又は委員会の判断で、次のことについて調査や審議を行います。

- （1） 推進計画に関すること。
- （2） 子どもに関する施策の実施状況に関すること。
- （3） その他子どもにやさしいまちづくりの推進に関すること。

- 2 委員会は、調査や審議を行うにあたって、必要に応じて子どもをはじめ市民から意見を求めることができます。

（提言やその尊重）

第25条 委員会は、調査や審議の結果を市長その他執行機関に報告し、提言します。

- 2 市長その他執行機関は、委員会からの報告や提言を尊重し、必要な措置をとります。

第7章 雑則

（委任）

第26条 この条例で定めることがら以外で必要なことがらは、市長が別に定めます。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行します。ただし、第5章の規定は、別に市長が定めます。

3 第3期松本市子ども・子育て支援事業計画の構成

本計画とともに、本市のこども計画を構成する「第3期松本市子ども・子育て支援事業計画」では、本計画と同じ共通理念を掲げ、以下の構成に基づき、子ども・子育て分野の施策を展開します。

1

子どものための教育・保育給付と地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定

2

基本目標1 乳幼児期の質の高い教育・保育の確保 子どものための教育・保育給付対象事業の推進

- (1) 施設型給付及び地域型保育給付に係る事業の推進（保育課）
- (2) 教育・保育等の円滑な利用及び質の向上に係る取組みの推進（保育課）

3

基本目標2 地域のニーズに応じた子育て支援の充実 地域子ども・子育て支援事業の実施

- (1) 利用者支援事業（健康づくり課、こども育成課、こども福祉課、保育課）
- (2) 地域子育て支援拠点事業（こども育成課）
- (3) 妊婦健康診査（健康づくり課）
- (4) 産後ケア事業【新規】（健康づくり課）
- (5) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）（こども福祉課）
- (6) 養育支援訪問事業、その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業（こども福祉課）
- (7) 子育て世帯訪問支援事業（こども安心訪問支援事業）【新規】（こども福祉課）
- (8) 子育て短期支援事業（こども福祉課）
- (9) ファミリー・サポート・センター事業（こども育成課）
- (10) 一時預かり事業（保育課）
- (11) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【新規】（保育課）
- (12) 延長保育事業（保育課）
- (13) 病児・病後児保育事業（こども育成課）
- (14) 放課後児童対策（放課後児童健全育成事業／放課後子ども教室）（こども育成課）
- (15) 実費徴収に係る補足給付を行う事業（保育課）
- (16) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（保育課）

4

基本目標3 ワーク・ライフ・バランス(仕事と家庭の両立)を実現する環境づくりの推進 関連施策の展開

労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

第3次松本市子どもにやさしいまちづくり推進計画

発 行 松本市

編 集 松本市こども部こども育成課

〒390-8620 長野県松本市丸の内3番7号

電話 0263-34-3291 Fax 0263-34-3309

令和7（2025）年3月発行
